

昭和二十五年法律第三十一号

電波法

目次

第一章 総則（第一条―第三条）	第二章 無線局の免許等
第一節 無線局の免許（第四条―第二十七条の二十）	第二節 無線局の登録（第二十七条の二十一―第二十七条の三十七）
第三節 無線局の開設に関するあつせん等（第二十七条の三十八・第二十七条の三十九）	第三章 無線設備（第二十八条―第三十八条の二）
第三章の二 特定無線設備の技術基準適合証明等	第一節 特定無線設備の技術基準適合証明及び工事設計認証（第三十八条の二の二―第三十八条の三十二）
第二節 特別特定無線設備の技術基準適合自己確認（第三十八条の三十三―第三十八条の三十八）	第三節 登録修理業者（第三十八条の三十九―第三十八条の四十八）
第四章 無線従事者（第三十九条―第五十一条）	第五章 運用
第五節 通則（第五十二条―第六十一条）	第二節 海岸局等の運用（第六十二条―第七十条）
第三節 航空局等の運用（第七十条の二―第七十条の六）	第四節 無線局の運用の特例（第七十条の七―第七十条の九）
第六章 監督（第七十一条―第八十二条）	第七章 審査請求及び訴訟（第八十三条―第九十九条）
第七章の二 電波監理審議会（第九十九条の二―第九十九条の十五）	第八章 雑則（第一百条―第一百四十五条）
第九章 罰則（第一百五十五条―第一百六十六条）	附則
第一章 総則	
第一条 この法律は、電波の公平且つ能率的な利用を確保することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。	

（定義）

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

- 「電波」とは、三百万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
 - 「無線電信」とは、電波を利用して、符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。
 - 「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他の音響を送り、又は受けるための通信設備をいう。
 - 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他の電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
 - 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。但し、受信のみを目的とするものを含まない。
 - 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその監督を行う者であつて、総務大臣の免許を受けたものをいう。
- 第三条 電波に関し条約に別段の定があるときは、その規定による。
- 第二章 無線局の免許等
- 第一節 無線局の免許
- （無線局の開設）
- 第四条 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次に掲げる無線局については、この限りでない。
- 一 発射する電波が著しく微弱な無線局で総務省令で定めるもの
 - 二 二十六・九メガヘルツから二十七・ニメガヘルツまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が〇・五ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであつて、第三十八條の七第一項（第三十八條の三十一第四項において準用する場合を含む。）、第三十八條の二十六（第三十八條の三十一第六項において準用する場合を含む。）若しくは第三十八條の三十五又は第三十八條の四十四第三項の規定により表示が付されている無線設備（第三十八條の二十三第一項（第三十八條の二十九、第三十八條の三十一第四項及び第六項並びに第三十八條の三十八において準用する場合を含む。）の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。以下「適合表示無線設備」という。）のみを使用するもの

- 三 空中線電力が一ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであつて、第四條の三の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができると、かつ、適合表示無線設備のみを使用するもの
 - 四 第二十七条の二十一第一項の登録を受けて開設する無線局（以下「登録局」という。）（次章に定める技術基準に相当する技術基準に適合している無線設備に係る特例）
- 第四條の二 本邦に入国する者が、自ら持ち込む無線設備（次章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準に適合しているものに限り。）を使用して無線局（前条第三号の総務省令で定める無線局のうち用途、周波数その他の条件を勘案して総務省令で定めるものに限り。）を開設しようとするときは、当該無線設備は、適合表示無線設備でない場合であつても、同号の規定の適用については、当該者の入国の日から同以後九十日を超えない範囲内で総務省令で定める期間を経過する日までの間に限り、適合表示無線設備とみなす。この場合において、当該無線設備については、同章の規定は、適用しない。
- 2 次章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準に適合している無線設備を使用して実験等無線局（科学若しくは技術の発達のための実験、電波の利用の効率性に関する試験又は電波の利用の需要に関する調査に専用する無線局をいう。以下同じ。）（前条第三号の総務省令で定める無線局のうち用途、周波数その他の条件を勘案して総務省令で定めるものであるものに限り。）を開設しようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を総務大臣に届け出ることができ。ただし、この項の規定による届出（第一号及び第三号に掲げる事項を同じくするものに限り。）をしたことがある者については、この限りでない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 実験、試験又は調査の目的
 - 三 無線設備の規格
 - 四 無線設備の設置場所（移動する無線局にあつては、移動範囲）

- 五 運用開始の予定期日
 - 六 その他総務省令で定める事項
- 3 前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る同項の実験等無線局に使用される同項の無線設備は、適合表示無線設備でない場合であつても、前条第三号の規定の適用については、当該届出の日から同以後八十日を超えない範囲内で総務省令で定める期間を経過する日又は当該実験等無線局を廃止した日のいずれか早い日までの間に限り、適合表示無線設備とみなす。この場合において、当該無線設備については、次章の規定は適用せず、第八十二条の規定の適用については、同条第一項中「与える」とあるのは「与え、又はそのおそれがある」と、「その設備の所有者又は占有者」とあるのは「第四条の二第二項の規定による届出をした者」と、「を除去する」とあるのは「（の除去又は発生の防止をする）」と、同条第二項及び第三項中「前項」とあるのは「第四条の二第三項において読み替えて適用する前項」とする。
- 4 第二項の規定による届出をした者は、総務省令で定めるところにより、同項第一号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第四号から第六号までに掲げる事項の変更（総務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときはあらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 5 第三十八條の二十及び第三十八條の二十一第一項の規定は第二項の規定による届出をした者及び当該届出に係る無線設備について、第七十八條の規定は当該届出をした者が当該届出に係る実験等無線局を廃止したときについて準用する。この場合において、同条中「免許人等であつた」とあるのは、「第四条の二第二項の規定による届出をした」と読み替えるものとする。
- 6 第二項の規定による届出をした者は、当該届出に係る実験等無線局を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 7 第一項及び第二項の規定による技術基準の指定は、告示をもつて行わなければならない。（呼出符号又は呼出名称の指定）
- 第四條の三 総務大臣は、第四條第三号又は第四号に掲げる無線局に使用するための無線設備について、当該無線設備を使用する無線局の呼出符号又は呼出名称の指定を受けようとする者から申請があつたときは、総務省令で定めるところ

るにより、呼出符号又は呼出名称の指定を行う。
(欠格事由)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。

- 一 日本の国籍を有しない人
- 二 外国政府又はその代表者
- 三 外国の法人又は団体
- 四 法人又は団体であつて、前三号に掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの

前項の規定は、次に掲げる無線局については、適用しない。

- 一 実験等無線局
- 二 アマチュア無線局（個人的な興味によつて無線通信を行うために開設する無線局をいう。以下同じ。）
- 三 船舶の無線局（船舶に開設する無線局のうち、電気通信業務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第六号に規定する電気通信業務をいう。以下同じ。）を行うことを目的とするもの以外のもの（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。以下同じ。）

四 航空機の無線局（航空機に開設する無線局のうち、電気通信業務を行うことを目的とするもの以外のもの（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。以下同じ。）

五 特定の固定地点間の無線通信を行う無線局（実験等無線局、アマチュア無線局、大使館、公使館又は領事館の公用に供するもの及び電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）

六 大使館、公使館又は領事館の公用に供する無線局（特定の固定地点間の無線通信を行うものに限定。）であつて、その国内において日本国政府又はその代表者が同種の無線局を開設することを認める国の政府又はその代表者の開設するもの

七 自動車その他の陸上を移動するものに開設し、若しくは携帯して使用するために開設する無線局又はこれらの無線局若しくは携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸上に開設する移動しない無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）

八 電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局

九 電気通信業務を行うことを目的とする無線局の無線設備を搭載する人工衛星の位置、姿勢等を制御することを目的として陸上に開設する無線局

次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないことができる。

- 一 この法律又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第七十五条第一項又は第七十六条第四項（第四号を除く。）若しくは第五項（第五号を除く。）の規定により無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 第二十七条の十六第一項（第一号を除く。）又は第六項（第四号及び第五号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
- 四 第七十六条第六項（第三号を除く。）の規定により第二十七条の二十一第一項の登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信（第九十九条の二を除き、以下「放送」という。）であつて、第二十六条第二項第五号イに掲げる周波数（第七条第三項及び第四項において「基幹放送用割当可能周波数」という。）の電波を使用するもの（以下「基幹放送」という。）をする無線局（受信障害対策中継放送、衛星基幹放送（放送法第二条第十三号に規定する衛星基幹放送をいう。次条第二項第九号イ及び第八十条の二において同じ。）及び移動受信用地上基幹放送（同法第二条第十四号に規定する移動受信用地上基幹放送をいう。以下同じ。）をする無線局を除く。）については、第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号（コミュニケーション放送（同法第九十三条第一項第七号に規定するコミュニケーション放送をいう。次条第二項第九号ハ及び第八十条の二第一号において同じ。）をする無線局にあつては、第三号を除く。）のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。

- 一 第一項第一号から第三号まで若しくは前項各号に掲げる者又は放送法第百三条第一項若しくは第百四条（第五号を除く。）の規定によ

る認定の取消し若しくは同法第百三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

- 二 法人又は団体であつて、第一項第一号から第三号までに掲げる者が特定役員（放送法第二条第三十一号に規定する特定役員をいう。次条第二項第九号イにおいて同じ。）であるもの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの
- 三 法人又は団体であつて、イに掲げる者により直接に占められる議決権の割合（以下「外国人等直接保有議決権割合」という。）とこれらの者によりロに掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合（次条第二項第九号ハにおいて「外国人等間接保有議決権割合」という。）とを合計した割合が五分の一以上であるもの（前号に該当する場合を除く。）

イ 第一項第一号から第三号までに掲げる者ロ 外国人等直接保有議決権割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体

四 法人又は団体であつて、その役員が前項各号のいずれかに該当する者であるもの

五 相当範囲にわたる受信の障害が発生している地上基幹放送（放送法第二条第十五号に規定する地上基幹放送をいう。以下同じ。）及び当該地上基幹放送の電波に重畳して行う多重放送（同法第十九号に規定する多重放送をいう。以下同じ。）を受信し、その全ての放送番組に変更を加えないで当該受信の障害が発生している区域において受信されることを目的として同時にその再放送をする基幹放送のうち、当該障害に係る地上基幹放送又は当該地上基幹放送の電波に重畳して行う多重放送をする無線局の免許を受けた者が行うもの以外のものをいう。

六 第二十七条の十四第一項の認定を受けた者であつて第二十七条の十二第一項に規定する開設指針に定める納付の期限までに同条第三項第六号に規定する特定基地局開設料を納付していないものには、当該特定基地局開設料が納付されるまでの間、同条第一項に規定する特定基地局の免許を与えないことができる。

（免許の申請）

第六条 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項（前条第二項各号に掲げる無線局の免許を受けようとする者にあつて

は、第十号に掲げる事項を除く。）を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

- 一 目的（二以上の目的を有する無線局であつて、その目的に主たるものと従たるものの区別がある場合にあつては、その主従の区別を含む。）
- 二 開設を必要とする理由
- 三 通信の相手方及び通信事項
- 四 無線設備の設置場所（移動する無線局のうち、次のイ又はロに掲げるものについては、それぞれイ又はロに定める事項。第十八条第一項を除き、以下同じ。）

イ 人工衛星の無線局（以下「人工衛星局」という。）その人工衛星の軌道又は位置ロ 人工衛星局、船舶の無線局（人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うものを除く。第三項において同じ。）、船舶地球局（船舶に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うもの（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。以下同じ。）、航空機の無線局（人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うものを除く。第五項において同じ。）及び航空機地球局（航空機に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うもの（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。以下同じ。）以外の無線局、移動範囲及び空中線電力

五 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力

六 希望する運用許容時間（運用することができ時間という。以下同じ。）

七 無線設備（第三十条及び第三十二条の規定により備え付けなければならない設備を含む。次項第三号、第十号第一項、第十二条、第十七条、第十八条、第二十四条の二第四項、第二十七条の十四第二項第十号、第三十八号の二第二項、第七十条の五の二第二項、第七十一条の五、第七十三条第一項ただし書、第三項及び第六項並びに第百二条の十八第一項において同じ。）の工事設計及び工事落成の予定期日

八 運用開始の予定期日

九 他の無線局の第十四条第二項第二号の免許人又は第二十七条の二十六第一項の登録人（以下「免許人等」という。）との間で混信そ

その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容

十 法人又は団体にあつては、次に掲げる事項

イ 代表者の氏名又は名称及び前条第一項第一号から第三号までに掲げる者により占められる役員の割合

ロ 外国人等直接保有議決権割合

二 基幹放送局（基幹放送をする無線局をいい、当該基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をするものを含む。以下同じ。）の免許を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 目的

二 前項第二号から第九号まで（基幹放送のみをする無線局の免許を受けようとする者にあつては、第三号を除く。）に掲げる事項

三 無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法

四 事業計画及び事業収支見積

五 放送区域

六 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備（電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）の概要並びに当該電気通信設備の一部を構成する設備（無線設備を除く。）の運用を他人に委託しようとする場合にあつては、当該設備の概要及び委託先の氏名又は名称

七 自己の地上基幹放送の業務に用いる無線局（以下「特定地上基幹放送局」という。）の免許を受けようとする者にあつては、放送事項

八 他人の地上基幹放送の業務の用に供する無線局の免許を受けようとする者にあつては、当該他人の氏名又は名称

九 法人又は団体にあつては、次に掲げる事項

イ 特定役員の氏名又は名称（前条第五項に規定する受信障害対策中継放送、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあつては、代表者の氏名又は名称及び同条第一項第一号から第三号までに掲げる者により占められる役員の割合）

ロ 外国人等直接保有議決権割合

ハ 地上基幹放送（前条第五項に規定する受信障害対策中継放送及びコミュニティ放送

を除く。）の業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあつては、外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合

三 船舶局（船舶の無線局のうち、無線設備が遭難自動通報設備又はレーダーのみのもの以外のものをいう。以下同じ。）の免許を受けようとする者は、第一項の書類に、同項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一 その船舶に関する次に掲げる事項

イ 所有者

ロ 用途

ハ 総トン数

ニ 航行区域

ホ 主たる停泊港

ヘ 信号符号

ト 旅客船であるときは、旅客定員

チ 国際航海に従事する船舶であるときは、その旨

リ 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第四条第一項ただし書の規定により無線電信又は無線電話の施設を免除された船舶であるときは、その旨

二 第三十五条の規定による措置をとらなければならない船舶局であるときは、そのとることとした措置

四 船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）の免許を受けようとする者は、第一項の書類に、同項に掲げる事項のほか、その船舶に関する前項第一号イからチまでに掲げる事項を併せて記載しなければならない

五 航空機局（航空機の無線局のうち、無線設備がレーダーのみのもの以外のものをいう。以下同じ。）の免許を受けようとする者は、第一項の書類に、同項に掲げる事項のほか、その航空機に関する次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一 所有者

二 用途

三 型式

四 航行区域

五 定置場

六 登録記号

七 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第六十条の規定により無線設備を設置し

なければならない航空機であるときは、その旨

六 航空機地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）の免許を受けようとする者は、第一項の書類に、同項に掲げる事項のほか、その航空機に関する前項第一号から第六号までに掲げる事項を併せて記載しなければならない。

七 人工衛星局の免許を受けようとする者は、第一項又は第二項の書類に、これらの規定に掲げる事項のほか、その人工衛星の打上げ予定時期及び使用可能期間並びにその人工衛星局の目的を遂行できる人工衛星の位置の範囲を併せて記載しなければならない。

八 次に掲げる無線局（総務省令で定めるものを除く。）であつて総務大臣が公示する周波数を使用するものの免許の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならない。

一 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）

二 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、前号に掲げる無線局を通信の相手方とするもの（以下「電気通信業務用基地局」という。）

三 電気通信業務を行うことを目的として開設する人工衛星局

四 基幹放送局

九 前項の期間は、一月を下らない範囲内で周波数ごとに定める期間とし、同項の規定による期間の公示は、免許を受ける無線局の無線設備の設置場所とすることができる区域の範囲その他免許の申請に資する事項を併せ行うものとする。（申請の審査）

第七条 総務大臣は、前条第一項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 工事設計が次章に定める技術基準に適合すること。

二 周波数の割当てが可能であること。

三 主たる目的及び従たる目的を有する無線局にあつては、その従たる目的の遂行がその主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。

二 総務大臣は、前条第二項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 工事設計が次章に定める技術基準に適合すること及び基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が放送法第二百二十一条第一項の総務省令で定める基準に適合すること。

二 総務大臣が定める基幹放送用周波数使用計画（基幹放送局に使用させることのできる周波数及びその周波数の使用に關し必要な事項を定める計画をいう。以下同じ。）に基づき、周波数の割当てが可能であること。

三 当該業務を維持するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

四 特定地上基幹放送局にあつては、次のいずれにも適合すること。

イ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が放送法第百二十一条第一項の総務省令で定める基準に適合すること。

ロ 免許を受けようとする者が放送法第九十三条第一項第五号に掲げる要件に該当すること。

ハ その免許を与えることが放送法第九十一条第一項の基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

五 他人の地上基幹放送の業務の用に供する無線局のうち、地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第九十三条第一項の規定により認定を受けようとする者の当該業務に用いられる無線局にあつては、当該認定を受けようとする者が同項各号（第四号を除く。）に掲げる要件のいずれにも該当すること。

六 他人の地上基幹放送の業務の用に供する無線局のうち、特定地上基幹放送局の免許を受けて地上基幹放送の業務を行おうとする者の当該業務に用いられる無線局にあつては、次のいずれにも適合すること。

イ 当該免許を受けようとする者が第五条第四項各号のいずれにも該当しないこと。

ロ 当該免許を受けようとする者の提出した申請が第一号から第四号まで、次号及び第八号のいずれにも適合すること。

七 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局にあつては、次のいずれにも適合すること。 イ 基幹放送以外の無線通信の送信について、周波数の割当てが可能であること。 ロ 基幹放送以外の無線通信の送信について、前項第四号の総務省令で定める無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。	八 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	九 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	十 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	十一 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	十二 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	十三 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	十四 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	十五 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	十六 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	十七 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	十八 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	十九 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	二十 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	二十一 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	二十二 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	二十三 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	二十四 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	二十五 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	二十六 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	二十七 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	二十八 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	二十九 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	三十 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	三十一 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	三十二 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	三十三 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	三十四 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	三十五 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	三十六 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	三十七 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	三十八 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	三十九 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	四十 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	四十一 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	四十二 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	四十三 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	四十四 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	四十五 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	四十六 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	四十七 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	四十八 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	四十九 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	五十 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	五十一 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	五十二 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	五十三 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	五十四 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	五十五 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	五十六 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	五十七 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	五十八 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	五十九 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	六十 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	六十一 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	六十二 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	六十三 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	六十四 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	六十五 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	六十六 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	六十七 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	六十八 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	六十九 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	七十 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	七十一 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	七十二 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	七十三 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	七十四 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	七十五 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	七十六 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	七十七 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	七十八 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	七十九 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	八十 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	八十一 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	八十二 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	八十三 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	八十四 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	八十五 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	八十六 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	八十七 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	八十八 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	八十九 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	九十 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	九十一 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	九十二 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	九十三 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	九十四 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	九十五 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	九十六 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	九十七 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	九十八 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	九十九 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百〇一 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百〇二 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百〇三 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百〇四 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百〇五 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百〇六 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百〇七 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百〇八 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百〇九 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百一十 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百一十一 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百一十二 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百一十三 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百一十四 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百一十五 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百一十六 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百一十七 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百一十八 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百一十九 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百二十 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百二一 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百二二 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百二三 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百二四 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百二五 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百二六 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百二七 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百二八 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百二九 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百三十 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百三一 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百三二 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百三三 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百三四 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百三五 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百三六 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百三七 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百三八 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百三九 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百四十 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百四一 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百四二 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百四三 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百四四 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百四五 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百四六 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百四七 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百四八 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百四九 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百五十 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百五一 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百五二 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百五三 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百五四 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百五五 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百五六 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百五七 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百五八 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百五九 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百六十 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして総務省令で定める基準に合致すること。 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。	一百六一 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適
---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----------------------------

(簡易な免許手続)

第十五条 第十三条第一項ただし書の再免許及び適合表示無線設備のみを使用する無線局その他の総務省令で定める無線局の免許については、第六条(第八項及び第九項を除く。)及び第八条から第十二条までの規定にかかわらず、総務省令で定める簡易な手続によることができる。

(運用開始及び休止の届出)

第十六条 免許人は、免許を受けたときは、遅滞なくその無線局の運用開始の期日を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める無線局については、この限りでない。

2 前項の規定により届け出た無線局の運用を一箇月以上休止するときは、免許人は、その休止期間を総務大臣に届け出なければならない。休止期間を変更するときも、同様とする。

(変更等の許可等)

第十七条 免許人は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域若しくは無線設備の設置場所の変更若しくは第六条第二項第六号に掲げる事項の変更(総務省令で定める軽微な変更を除く。)をし、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる事項を内容とする無線局の目的の変更は、これを行うことができる。

一 基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとする。

二 基幹放送局が基幹放送をしないこととする。

2 次の各号に掲げる無線局の免許人は、当該各号に定める変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

一 基幹放送局以外の無線局(第五条第二項各号に掲げる無線局を除く。)(第六条第一項第十号に掲げる事項の変更(当該変更によつて第五条第一項第四号に該当することとなるおそれがないものとして総務省令で定めるものを除く。))

二 基幹放送局 第六条第二項第三号、第四号、第六号、第八号又は第九号に掲げる事項の変更(同項第六号に掲げる事項にあつては前項の総務省令で定める軽微な変更(特に軽微なものとして総務省令で定めるものを除く。))に限り、同条第二項第九号に掲げる事項にあつては当該変更によつて第五条第四項第二号又は第三号に該当することとなるおそれ

れが少ないものとして総務省令で定めるものを除く。)

3 第五条第一項から第三項までの規定は無線局の目的の変更に係る第一項の許可について、第九条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は第一項の規定により無線設備の変更の工事をする場合について、それぞれ準用する。

(変更検査)

第十八条 前条第一項の規定により無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査は、同項の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について第二十四条の二第一項又は第二十四条の十三第一項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行つた当該登録に係る点検の結果を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、その一部を省略することができる。

(申請による周波数等の変更)

第十九条 総務大臣は、免許人又は第八条の予備免許を受けた者が識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

(免許の承継等)

第二十条 免許人について相続があつたときは、その相続人は、免許人の地位を承継する。

2 免許人(第七項及び第八項に規定する無線局の免許人を除く。以下この項及び次項において同じ。)(たる法人が合併又は分割(無線局をその用に供する事業の全部を承継させるものに限る。))をしたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる。

3 免許人が無線局をその用に供する事業の全部の譲渡しをしたときは、譲受人は、総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる。

4 特定地上基幹放送局の免許人たる法人が分割をした場合において、分割により当該基幹放送

局を承継し、これを分割により地上基幹放送の業務を承継した他の法人の業務の用に供する業務を行おうとする法人が総務大臣の許可を受けるときは、当該法人が当該特定地上基幹放送局の免許人から当該業務に係る基幹放送局の免許人の地位を承継したものとみなす。特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合において、当該譲受人が総務大臣の許可を受けるとき、又は特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合において、当該譲渡人が総務大臣の許可を受けたときも、同様とする。

5 他人の地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者(放送法第二条第二十一号の認定基幹放送事業者をいう。以下この項及び第七十五条第一項第二号において同じ。)(若しくは特定地上基幹放送局の免許人と合併をし、又は当該地上基幹放送の業務を行う事業を譲り受けた場合において、合併後存続する法人が総務大臣の許可を受けたときは、当該法人又は譲受人が当該基幹放送局の免許人から特定地上基幹放送局の免許人の地位を承継したものとみなす。地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者又は特定地上基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局を譲り受けた場合において、総務大臣の許可を受けたときも、同様とする。

6 第五条及び第七条の規定は、第二項から前項までの許可について準用する。

7 船舶局若しくは船舶地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)(のある船舶又は無線設備が遭難自動通報設備若しくはリーダーのみの無線局のある船舶について、船舶の所有権の移転その他の理由により船舶を運行する者に変更があつたときは、変更後船舶を運行する者は、免許人の地位を承継する。

8 前項の規定は、航空機局若しくは航空機地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)(のある航空機又は無線設備がリーダーのみの無線局のある航空機について準用する。

9 第一項及び前二項の規定により免許人の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えてその旨を総務大臣に届け出なければならない。

10 前各項の規定は、第八条の予備免許を受けた者について準用する。

(免許状の訂正)

第二十一条 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。

(無線局の廃止)

第二十二条 免許人は、その無線局を廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第二十三条 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。

(免許状の返納)

第二十四条 免許がその効力を失つたときは、免許人であつた者は、一箇月以内にその免許状を返納しなければならない。

(検査等事業者の登録)

第二十四条の二 無線設備等の検査又は点検の事業を行う者は、総務大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事務所の名称及び所在地

三 点検に用いる測定器その他の設備の概要

四 無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、その旨

3 前項の申請書には、業務の実施の方法を定める書類その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 総務大臣は、第一項の登録を申請した者が次の各号(無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、第一号、第二号及び第四号)のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 別表第一に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が無線設備等の点検を行うものであること。

二 別表第二に掲げる測定器その他の設備であつて、次のいずれかに掲げる校正又は校正

(以下この号、第三十八条の三第二項第二号及び第三十八条の八第二項において「校正等」という。)を受けたもの(その校正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年(無線設備の点検を行うのに優れた性能を有する測定器その他の設備として総務省令で定める測定器その他の設備に該当するものにあつては、当該測定器その他の設備の区分に応じ、一年を超え三年を超えない範囲内で総務省令で定める期間)以内のものに限る。)を使用して無線設備の点検を行うものであること。

イ 国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)又は第百二条の十八第一項の指定校正機関が行う校正

ロ 計量法(平成四年法律第五十一号)第百三十五条又は第百四十四条の規定に基づく校正

ハ 外国において行う校正であつて、機構又は第百二条の十八第一項の指定校正機関が行う校正に相当するもの

ニ 別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備であつて、イからハまでのいずれかに掲げる校正等を受けたものを用いて行う校正等

三 別表第四に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が無線設備等の検査(点検である部分を除く。)を行うものであること。

四 無線設備等の検査又は点検を適正に行うのに必要な業務の実施の方法(無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、無線設備等の点検を適正に行うのに必要な業務の実施の方法に限る。)が定められているものであること。

五 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の登録を受けることができない。

一 この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

二 第二十四条の十又は第二十四条の十三第三項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があること。

前各項に規定するもののほか、第一項の登録に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(登録の更新)

第二十四条の二の二 前条第一項の登録(無線設備等の点検の事業のみを行う者についてのものを除く。)は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条第二項から第六項までの規定は、前項の登録の更新に準用する。

(登録簿)

第二十四条の三 総務大臣は、第二十四条の二第一項の登録を受けた者(以下「登録検査等事業者」という。)について、登録検査等事業者登録簿を備え、次に掲げる事項を登録しなければならない。

一 登録及びその更新の年月日並びに登録番号

二 第二十四条の二第二項第一号 第二号及び第四号に掲げる事項

(登録証)

第二十四条の四 総務大臣は、第二十四条の二第一項の登録又はその更新をしたときは、登録証を交付する。

2 前項の登録証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 登録又はその更新の年月日及び登録番号

二 氏名又は名称及び住所

三 無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、その旨

3 登録検査等事業者は、登録証をその事業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

(変更の届出)

第二十四条の五 登録検査等事業者は、第二十四条の二第二項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならぬ。

2 前項の場合において、登録証に記載された事項に変更があつた登録検査等事業者は、同項の規定による届出にその登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(承継)

第二十四条の六 登録検査等事業者がその登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録検査等事業者について相続、合併若しくは分割(登録に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、登録に係る事業の全部を譲り受け、又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により登録に係る事業の全部を承継した法人は、その登録検査等事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により登録検査等事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えてその旨を総務大臣に届け出なければならない。

(適合命令等)

第二十四条の七 総務大臣は、登録検査等事業者が第二十四条の二第四項各号(無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、第一号、第二号又は第四号)のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録検査等事業者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 総務大臣は、登録検査等事業者がその登録に係る業務の実施の方法によらないでその登録に係る検査又は点検の業務を行つていると認めるときは、当該登録検査等事業者に対し、無線設備等の検査又は点検の実施の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十四条の八 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、登録検査等事業者に対し、その登録に係る業務の状況に關し報告させ、又はその職員に、登録検査等事業者の事業所に立ち入り、その登録に係る業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(廃止の届出)

第二十四条の九 登録検査等事業者は、その登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、第二十四条の二第一項の登録は、その効力を失う。

(登録の取消し等)

第二十四条の十 総務大臣は、登録検査等事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてその登録に係る検査又は点検の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十四条の二第五項各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたとき。

二 第二十四条の五第一項又は第二十四条の六第二項の規定に違反したとき。

三 第二十四条の七第一項又は第二項の規定による命令に違反したとき。

四 第十條第一項、第十八條第一項若しくは第七十三條第一項の検査を受けた者に対し、その登録に係る点検の結果を偽つて通知したこと又は同条第三項に規定する証明書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

五 その登録に係る業務の実施の方法によらないでその登録に係る検査又は点検の業務を行つたとき。

六 不正な手段により第二十四条の二第一項の登録又はその更新を受けたとき。

(登録の抹消)

第二十四条の十一 総務大臣は、第二十四条の二の二第一項若しくは第二十四条の九第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は前条の規定により登録を取り消したときは、当該登録検査等事業者の登録を抹消しなければならない。

(登録証の返納)

第二十四条の十二 第二十四条の二の二第一項若しくは第二十四条の九第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は第二十四条の十の規定により登録を取り消されたときは、登録検査等事業者であつた者は、一箇月以内にその登録証を返納しなければならない。

(外国点検事業者の登録等)

第二十四条の十三 外国において無線設備等の点検の事業を行う者は、総務大臣の登録を受けることができる。

2 第二十四条の二第二項(第四号を除く。)、第三項、第四項(第三号を除く。)及び第五項、第二十四条の三、第二十四条の四第一項及び第二項(第三号を除く。)、第二十四条の九第二項並びに第二十四条の十一の規定は前項の登録について、第二十四条の四第三項、第二十四条の五から第二十四条の八まで、第二十四条の九第一項及び前条の規定は前項の登録を受けた者(以下「登録外国点検事業者」という。)について準用する。

この場合において、第二十四条の二第四項中「次の各号(無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、第一号、第二号及び第四号)」とあるのは「第一号、第二号及び

第四号」と、「検査又は点検」とあるのは「点検」と、「方法（無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、無線設備等の点検を適正に行うのに必要な業務の実施の方法に限る。）とあるのは「方法」と、第二十四条の三中「受けた者（以下「登録検査等事業者」という。）とあるのは「受けた者」と、「登録検査等事業者登録簿」とあるのは「登録外国点検事業者登録簿」と、「及びその更新の年月日並びに」とあるのは「の年月日及び」と、「第二十四条の二第二項第一号、第二号及び第四号」とあるのは「第二十四条の二第二項第一号及び第二号」と、第二十四条の四第一項中「又はその更新をしたとき」とあるのは「をしたとき」と、同条第二項第一号中「又はその更新の年月日」とあるのは「の年月日」と、第二十四条の七中「命ずる」とあるのは「請求する」と、同条第一項中「第二十四条の二第四項各号（無線設備等の点検の事業のみを行う者にあつては、第一号、第二号又は第四号）」とあるのは「第二十四条の二第四項第一号、第二号又は第四号」と、同条第二項中「検査又は点検」とあるのは「点検」と、第二十四条の十一中「第二十四条の二の二第一項若しくは第二十四条の九第二項」とあるのは「第二十四条の九第二項」と、前条中「第二十四条の二の二第一項若しくは第二十四条の九第二項」とあるのは「第二十四条の十」とあるのは「第二十四条の十」と読み替えるものとする。

六 不正な手段により第一項の登録を受けたとき。
七 総務大臣が前項において準用する第二十四条の八第一項の規定により登録外国点検事業者に対し報告をさせようとした場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。
八 総務大臣が前項において準用する第二十四条の八第一項の規定によりその職員に登録外国点検事業者の事業所において検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。
九 前三項に規定するもののほか、第一項の登録に関し必要な事項は、総務省令で定める。（無線局に関する情報の公表等）

第三 総務大臣は、登録外国点検事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。
一 前項において準用する第二十四条の二第五項各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。
二 前項において準用する第二十四条の五第一項又は第二十四条の六第二項の規定に違反したとき。
三 前項において準用する第二十四条の七第一項又は第二項の規定による請求に応じなかつたとき。
四 第十條第一項、第十八條第一項又は第七十三條第一項の検査を受けた者に対し、その登録に係る点検の結果を偽つて通知したことが判明したとき。
五 その登録に係る業務の実施の方法によらな

六 不正な手段により第一項の登録を受けたとき。
七 総務大臣が前項において準用する第二十四条の八第一項の規定により登録外国点検事業者に対し報告をさせようとした場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。
八 総務大臣が前項において準用する第二十四条の八第一項の規定によりその職員に登録外国点検事業者の事業所において検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。
九 前三項に規定するもののほか、第一項の登録に関し必要な事項は、総務省令で定める。（無線局に関する情報の公表等）

第四 総務大臣は、免許又は登録（以下「免許等」という。）をしたときは、総務省令で定める無線局を除き、その無線局の免許状に記載された事項若しくは第二十七条の六第三項の規定により届け出られた事項（第十四条第二項各号に掲げる事項に相当する事項に限る。）又は第二十七条の二十五第一項の登録状に記載された事項若しくは第二十七条の三十四の規定により届け出られた事項（第二十七条の二十五第二項に規定する事項に相当する事項に限る。）のうち総務省令で定めるものをインターネットの利用その他の方法により公表する。

十 総務大臣は、免許又は登録（以下「免許等」という。）をしたときは、総務省令で定める無線局を除き、その無線局の免許状に記載された事項若しくは第二十七条の六第三項の規定により届け出られた事項（第十四条第二項各号に掲げる事項に相当する事項に限る。）又は第二十七条の二十五第一項の登録状に記載された事項若しくは第二十七条の三十四の規定により届け出られた事項（第二十七条の二十五第二項に規定する事項に相当する事項に限る。）のうち総務省令で定めるものをインターネットの利用その他の方法により公表する。

第五 総務大臣は、免許の申請等に資するため、割り当てることが可能である周波数の表（以下「周波数割当計画」という。）を作成し、これを公衆の閲覧に供するとともに、公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

十一 総務大臣は、免許の申請等に資するため、割り当てることが可能である周波数の表（以下「周波数割当計画」という。）を作成し、これを公衆の閲覧に供するとともに、公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第六 総務大臣は、免許の申請等に資するため、割り当てることが可能である周波数の表（以下「周波数割当計画」という。）を作成し、これを公衆の閲覧に供するとともに、公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

十二 総務大臣は、免許の申請等に資するため、割り当てることが可能である周波数の表（以下「周波数割当計画」という。）を作成し、これを公衆の閲覧に供するとともに、公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第七 総務大臣は、免許の申請等に資するため、割り当てることが可能である周波数の表（以下「周波数割当計画」という。）を作成し、これを公衆の閲覧に供するとともに、公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

十三 総務大臣は、免許の申請等に資するため、割り当てることが可能である周波数の表（以下「周波数割当計画」という。）を作成し、これを公衆の閲覧に供するとともに、公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第八 総務大臣は、免許の申請等に資するため、割り当てることが可能である周波数の表（以下「周波数割当計画」という。）を作成し、これを公衆の閲覧に供するとともに、公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

十四 総務大臣は、免許の申請等に資するため、割り当てることが可能である周波数の表（以下「周波数割当計画」という。）を作成し、これを公衆の閲覧に供するとともに、公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

これを公衆の閲覧に供するとともに、公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

二 周波数割当計画には、割当てを受けることができる無線局の範囲を明らかにするため、割り当てることが可能である周波数ごとに、次に掲げる事項を記載するものとする。
一 無線局の行う無線通信の態様
二 無線局の目的
三 周波数の使用の期限その他の周波数の使用に関する条件
四 第二十七条の十四第六項の規定により指定された周波数であるときは、その旨
五 放送をする無線局に係る周波数にあつては、次に掲げる周波数の区分の別
イ 放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てる周波数
ロ イに掲げる周波数以外のもの

二十六条の二 総務大臣は、周波数割当計画の作成又は変更その他電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、調査区分（三百万メガヘルツ以下の周波数についての次の各号に掲げる無線局の種類ごとの当該各号に定める事項の別による区分をいう。次条第一項及び第三項において同じ。）ごとに、総務省令で定めるところにより、無線局の数、無線局の行う無線通信の通信量、無線局の無線設備の使用の態様その他の電波の利用状況を把握する調査（以下この条及び次条第一項において「利用状況調査」という。）を行うものとする。
一 電気通信業務用基地局 周波数帯（三百万メガヘルツ以下の周波数を電波の特性その他の事項を勘案して総務大臣が定める周波数の範囲ごとに区分した各周波数をいう。次号及び第二十七条の十二第二項第三号において同じ。）電気通信業務用基地局の免許人その他総務省令で定める事項
二 電気通信業務用基地局以外の無線局 周波数帯その他総務省令で定める事項
三 総務大臣は、利用状況調査を行つたときは、遅滞なく、その結果を電波監理審議会に報告するとともに、総務省令で定めるところにより、その結果の概要を公表するものとする。
四 総務大臣は、利用状況調査を行うため必要な限度において、免許人等に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

二十六条の三 電波監理審議会は、前条第二項の規定により利用状況調査の結果の報告を受けたときは、当該結果に基づき、調査区分ごとに、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、次に掲げる事項（第三項において「評価事項」という。）について電波の有効利用の程度の評価（以下「有効利用評価」という。）を行うものとする。
一 無線局の数
二 無線局の行う無線通信の通信量
三 無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況
四 その他総務省令で定める事項
五 電波監理審議会は、あらかじめ、有効利用評価の基準及び方法その他有効利用評価の実施に必要な事項に関する方針を定め、これを公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二十六条の四 総務大臣は、有効利用評価の方法（電気通信業務用基地局に係るものに限る。）は、調査区分ごとに、各評価事項の評価の結果を表示する記号を付するとともに、これらの評価事項の全体の総合的な評価の結果を表示する記号を付することを内容とするものでなければならない。電波監理審議会は、有効利用評価を行つたときは、遅滞なく、総務大臣に対し、その結果を報告するとともに、総務省令で定めるところにより、その結果の概要を公表しなければならない。電波監理審議会は、有効利用評価を行うため必要な限度において、免許人等に対し、報告又は資料の提出を求めることその他必要な調査を行うことができる。
六 総務大臣は、有効利用評価の結果に基づき、周波数割当計画を作成し、又は変更しようとする場合において、必要があるときは、総務省令で定めるところにより、当該周波数割当計画の作成又は変更が免許人等に及ぼす技術的及び経済的な影響を調査することができる。
七 総務大臣は、前項の規定による調査を行うため必要な限度において、免許人等に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

二十六条の五 総務大臣は、有効利用評価の結果に基づき、周波数割当計画を作成し、又は変更しようとする場合において、必要があるときは、総務省令で定めるところにより、当該周波数割当計画の作成又は変更が免許人等に及ぼす技術的及び経済的な影響を調査することができる。
七 総務大臣は、前項の規定による調査を行うため必要な限度において、免許人等に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

二十六条の六 総務大臣は、有効利用評価の結果に基づき、周波数割当計画を作成し、又は変更しようとする場合において、必要があるときは、総務省令で定めるところにより、当該周波数割当計画の作成又は変更が免許人等に及ぼす技術的及び経済的な影響を調査することができる。
七 総務大臣は、前項の規定による調査を行うため必要な限度において、免許人等に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

二十六条の七 総務大臣は、有効利用評価の結果に基づき、周波数割当計画を作成し、又は変更しようとする場合において、必要があるときは、総務省令で定めるところにより、当該周波数割当計画の作成又は変更が免許人等に及ぼす技術的及び経済的な影響を調査することができる。
七 総務大臣は、前項の規定による調査を行うため必要な限度において、免許人等に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

（電波の有効利用の程度の評価等）
二十六条の三 電波監理審議会は、前条第二項の規定により利用状況調査の結果の報告を受けたときは、当該結果に基づき、調査区分ごとに、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、次に掲げる事項（第三項において「評価事項」という。）について電波の有効利用の程度の評価（以下「有効利用評価」という。）を行うものとする。
一 無線局の数
二 無線局の行う無線通信の通信量
三 無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況
四 その他総務省令で定める事項
五 電波監理審議会は、あらかじめ、有効利用評価の基準及び方法その他有効利用評価の実施に必要な事項に関する方針を定め、これを公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二十六条の四 総務大臣は、有効利用評価の方法（電気通信業務用基地局に係るものに限る。）は、調査区分ごとに、各評価事項の評価の結果を表示する記号を付するとともに、これらの評価事項の全体の総合的な評価の結果を表示する記号を付することを内容とするものでなければならない。電波監理審議会は、有効利用評価を行つたときは、遅滞なく、総務大臣に対し、その結果を報告するとともに、総務省令で定めるところにより、その結果の概要を公表しなければならない。電波監理審議会は、有効利用評価を行うため必要な限度において、免許人等に対し、報告又は資料の提出を求めることその他必要な調査を行うことができる。
六 総務大臣は、有効利用評価の結果に基づき、周波数割当計画を作成し、又は変更しようとする場合において、必要があるときは、総務省令で定めるところにより、当該周波数割当計画の作成又は変更が免許人等に及ぼす技術的及び経済的な影響を調査することができる。
七 総務大臣は、前項の規定による調査を行うため必要な限度において、免許人等に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

二十六条の五 総務大臣は、有効利用評価の結果に基づき、周波数割当計画を作成し、又は変更しようとする場合において、必要があるときは、総務省令で定めるところにより、当該周波数割当計画の作成又は変更が免許人等に及ぼす技術的及び経済的な影響を調査することができる。
七 総務大臣は、前項の規定による調査を行うため必要な限度において、免許人等に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

二十六条の六 総務大臣は、有効利用評価の結果に基づき、周波数割当計画を作成し、又は変更しようとする場合において、必要があるときは、総務省令で定めるところにより、当該周波数割当計画の作成又は変更が免許人等に及ぼす技術的及び経済的な影響を調査することができる。
七 総務大臣は、前項の規定による調査を行うため必要な限度において、免許人等に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

二十六条の七 総務大臣は、有効利用評価の結果に基づき、周波数割当計画を作成し、又は変更しようとする場合において、必要があるときは、総務省令で定めるところにより、当該周波数割当計画の作成又は変更が免許人等に及ぼす技術的及び経済的な影響を調査することができる。
七 総務大臣は、前項の規定による調査を行うため必要な限度において、免許人等に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

二十六条の八 総務大臣は、有効利用評価の結果に基づき、周波数割当計画を作成し、又は変更しようとする場合において、必要があるときは、総務省令で定めるところにより、当該周波数割当計画の作成又は変更が免許人等に及ぼす技術的及び経済的な影響を調査することができる。
七 総務大臣は、前項の規定による調査を行うため必要な限度において、免許人等に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

二十六条の九 総務大臣は、有効利用評価の結果に基づき、周波数割当計画を作成し、又は変更しようとする場合において、必要があるときは、総務省令で定めるところにより、当該周波数割当計画の作成又は変更が免許人等に及ぼす技術的及び経済的な影響を調査することができる。
七 総務大臣は、前項の規定による調査を行うため必要な限度において、免許人等に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

二十六条の十 総務大臣は、有効利用評価の結果に基づき、周波数割当計画を作成し、又は変更しようとする場合において、必要があるときは、総務省令で定めるところにより、当該周波数割当計画の作成又は変更が免許人等に及ぼす技術的及び経済的な影響を調査することができる。
七 総務大臣は、前項の規定による調査を行うため必要な限度において、免許人等に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

(外国において取得した船舶又は航空機の無線局の免許の特例)

第二十七条 船舶の無線局又は航空機の無線局であつて、外国において取得した船舶又は航空機に開設するものについては、総務大臣は、第六条から第十四条までの規定によらないで免許を与えることができる。

2 前項の規定による免許は、その船舶又は航空機が日本国内の目的地に到着した時に、その効力を失う。

(特定無線局の免許の特例)

第二十七条の二 次の各号のいずれかに掲げる無線局であつて、適合表示無線設備のみを使用するもの(以下「特定無線局」という。)を二以上開設しようとする者は、その特定無線局が目的、通信の相手方、電波の型式及び周波数並びに無線設備の規格(総務省令で定めるものに限る。)を同じくするものである限りにおいて、次条から第二十七条の十一までに規定するところにより、これらの特定無線局を包括して対象とする免許を申請することができる。

一 移動する無線局であつて、通信の相手方である無線局からの電波を受けることによつて自動的に選択される周波数の電波のみを発射するものうち、総務省令で定める無線局

二 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、移動する無線局を通信の相手方とするものうち、無線設備の設置場所、空中線電力等を勘案して総務省令で定める無線局

(特定無線局の免許の申請)

第二十七条の三 前条の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項(特定無線局(同条第二号に掲げる無線局に係るものに限る。)を包括して対象とする免許の申請にあつては、次に掲げる事項(第六号に掲げる事項を除く。)及び無線設備を設置しようとする区域)を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 目的(二以上の目的を有する特定無線局であつて、その目的に主たるものと従たるものの区別がある場合にあつては、その主従の区別を含む。)

二 開設を必要とする理由

三 通信の相手方

四 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力

五 無線設備の工事設計

六 最大運用数(免許の有効期間中において同時に開設されることとなる特定無線局の数の最大ものをいう。)

七 運用開始の予定期日(それぞれの特定無線局の運用が開始される日のうち最も早い日の予定期日をいう。)

八 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容

2 前条の免許を受けようとする者は、通信の相手方が外国の人工衛星局である場合にあつては、前項の書類に、同項に掲げる事項のほか、その人工衛星の軌道又は位置及び当該人工衛星の位置、姿勢等を制御することを目的として陸上に開設する無線局に関する事項その他総務省令で定める事項を併せて記載しなければならない。

(申請の審査)

第二十七条の四 総務大臣は、前条第一項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 周波数の割当てが可能であること。

二 主たる目的及び従たる目的を有する特定無線局にあつては、その従たる目的の遂行がその主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

三 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める特定無線局の開設の根本的基準に合致すること。

(包括免許の付与)

第二十七条の五 総務大臣は、前条の規定により審査した結果、その申請が同条各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項(特定無線局(第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。)を包括して対象とする免許にあつては、次に掲げる事項(第二号に掲げる事項を除く。)及び無線設備の設置場所とすることができ区域)を指定して、免許を与えなければならない。

一 電波の型式及び周波数

二 空中線電力

三 指定無線局数(同時に開設されている特定無線局の数の上限をいう。以下同じ。)

四 運用開始の期限(一以上の特定無線局の運用を最初に開始する期限をいう。)

2 総務大臣は、前項の免許(以下「包括免許」という。)を与えたときは、次に掲げる事項及び同項の規定により指定した事項を記載した免許状を交付する。

一 包括免許の年月日及び包括免許の番号

二 包括免許人(包括免許を受けた者をいう。以下同じ。)の氏名又は名称及び住所

三 特定無線局の種別

四 特定無線局の目的(主たる目的及び従たる目的を有する特定無線局にあつては、その主従の区別を含む。)

五 通信の相手方

六 包括免許の有効期間

七 包括免許の有効期間は、包括免許の日から起算して五年を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。

(特定無線局の運用の開始等)

第二十七条の六 総務大臣は、包括免許人から申請があつた場合において、相当と認めるときは、前条第一項第四号の期限を延長することができる。

2 特定無線局(第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。)の包括免許人(以下「第一号包括免許人」という。)は、当該包括免許に係る一以上の特定無線局の運用を最初に開始したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

3 特定無線局(第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。)の包括免許人(以下「第二号包括免許人」という。)は、当該包括免許に係る特定無線局を開設したとき(再免許を受けて当該特定無線局を引き続き開設するときを除く。)は、当該特定無線局ごとに、十五日以内で総務省令で定める期間内に、当該特定無線局に係る運用開始の期日及び無線設備の設置場所その他の総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。これらの事項を変更したとき又は当該特定無線局を廃止したときも、同様とする。

(指定無線局数を超える数の特定無線局の開設の禁止)

第二十七条の七 第一号包括免許人は、免許状に記載された指定無線局数を超えて特定無線局を開設してはならない。

(変更等の許可)

第二十七条の八 包括免許人は、特定無線局の目的若しくは通信の相手方を変更しようとするとき又は第二十七条の三第一項の規定により提出した無線設備の工事設計と異なる無線設備の工事設計に基づく無線設備を無線通信の用に供しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、特定無線局の目的の変更のうち、基幹放送をすることとすることを内容とするものは、これを行うことができる。

2 第五条第一項から第三項までの規定は、特定無線局の目的の変更に係る前項の許可に準用する。

(申請による周波数、指定無線局数等の変更)

第二十七条の九 総務大臣は、包括免許人が電波の型式、周波数、空中線電力、指定無線局数又は無線設備の設置場所とすることができ区域の指定の変更を申請した場合において、電波の能率的な利用の確保、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

(特定無線局の廃止)

第二十七条の十 第一号包括免許人は、その包括免許に係るすべての特定無線局を廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 包括免許人がその包括免許に係るすべての特定無線局を廃止したときは、包括免許は、その効力を失う。

(特定無線局及び包括免許人に関する適用除外等)

第二十七条の十一 第二十七条の五第一項の規定による免許を受けた特定無線局については第十五条の規定、包括免許人については第十六条、第十七条、第十九条、第二十二條及び第二十三条の規定は、適用しない。

2 包括免許人の地位の承継に関する第二十条第六項の規定の適用については、同項中「第七条」とあるのは、「第二十七条の四」とする。

(特定基地局の開設指針)

第二十七条の十二 総務大臣は、陸上に開設する移動しない無線局であつて、次の各号のいずれかに掲げる事項を確保するために、同一の者により相当数開設されることが必要であるもののうち、電波の公平かつ能率的な利用を確保するためその円滑な開設を図ることが必要であると認められるもの(以下「特定基地局」という。)について、特定基地局の開設に関する指針(以

下「開設指針」という。）を定めることができる。

一 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）の移動範囲における当該電気通信業務のための無線通信

二 移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域（放送法第九十一条第二項第二号に規定する放送対象地域をいう。第二十七条の十四第二項第三号において同じ。）における当該移動受信用地上基幹放送の受信

二 前項の場合において、総務大臣は、既に開設されている電気通信業務用基地局（以下「既設電気通信業務用基地局」という。）が現に使用している周波数（当該既設電気通信業務用基地局の無線設備の設置場所に係る区域として総務大臣が定める区域に係るものに限る。以下この項及び次条第一項（第三号を除く。）において同じ。）を使用する電気通信業務用基地局については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものにより、特定基地局とすることができる。

一 第二十六条の三第四項の規定により有効利用評価の結果の報告を受けた場合において、既設電気通信業務用基地局（第二十七条の十五第三項に規定する認定計画に従って開設されているものであつて、当該認定計画に係る認定の有効期間が満了していないものを除く。第三号及び第二十七条の二十において同じ。）が現に使用している周波数に係る当該結果が総務省令で定める基準を満たしていないと認めるとき、当該周波数を使用する電気通信業務用基地局

二 次条第二項の規定により、同条第一項の規定による申出に係る開設指針を定める必要がある旨を決定したとき、当該決定に係る周波数を使用する電気通信業務用基地局

三 電波に関する技術の発達、需要の動向その他の事情を勘案して、既設電気通信業務用基地局が現に使用している周波数の再編（一の周波数の区分（同一の周波数帯に属する周波数であつて同一の免許人が開設する無線局が現に使用しているものの別による区分をいう。以下この号において同じ。）を更に区分し、又は二以上の周波数の区分を統合し、若しくは統合した上で区分することをいう。以

下この号において同じ。）を行い、当該周波数の再編により新たに区分された周波数を使用する電気通信業務用基地局の開設を図ることが電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要であると認めるとき、当該電気通信業務用基地局

三 開設指針には、次に掲げる事項（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設指針にあつては、第三号及び第八号に掲げる事項を除く。）を定めるものとする。

一 開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項

二 周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち当該特定基地局に使用させることとする周波数及び当該周波数を使用させることとする区域（以下「周波数の使用区域」という。）その他の当該周波数の使用に関する事項（次のイ又はロに掲げる場合には、当該イ又はロに定める事項を含む。）

イ その周波数の全部又は一部を当該特定基地局以外の無線局が現に使用している場合であつて、当該周波数について周波数割当計画において使用の期限が定められていないとき（ロに掲げる場合を除く。） 当該周波数及び当該期限の満了の日

ロ その周波数の全部又は一部を当該周波数の使用区域内において既設電気通信業務用基地局が現に使用している場合、当該周波数及び当該既設電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局が現に使用している周波数並びにこれらの周波数の使用の期限の満了の日

三 次のイ又はロに掲げる事項その他の当該特定基地局の無線設備に係る電波の公平な利用を確保するための措置に関する事項

イ 当該特定基地局を開設しようとする者の区分（既設電気通信業務用基地局の免許人であるか否かの別、当該免許人ごとに算定した既設電気通信業務用基地局が現に使用している周波数の幅の合計その他の事項を勘案して定めるものをいう。）ごとに当該区分に属する者が開設する当該特定基地局に使用させることとする周波数の幅の上限に関する事項

ロ 接続・卸役務提供（他の電気通信事業者（電気通信事業法第二条第五号に規定する

電気通信事業者をいう。）の電気通信設備と当該特定基地局に係る電気通信業務の用に供する電気通信設備との接続及び当該電気通信設備を用いる卸電気通信役務（同法第二十九条第一項第十号に規定する卸電気通信役務をいう。）の提供をいう。第二十七条の十四第二項第五号において同じ。）の促進に関する事項

四 当該特定基地局の配置及び開設時期に関する事項

五 当該特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項

六 第二十七条の十四第一項の認定を受けた者が納付すべき金銭（以下「特定基地局開設料」という。）の額並びにその納付の方法及び期限その他特定基地局開設料に関する事項

七 第二号イ又はロに掲げる場合において、それぞれ同号イ又はロに定める日以前に当該特定基地局の開設を図ることが電波の有効利用に資すると認められるときは、それぞれ同号イ又はロに定める周波数を現に使用している無線局による当該イ又はロに定める周波数の使用を当該イ又はロに定める日以前に終了させるために当該特定基地局を開設しようとする者が行う費用の負担その他の措置（以下「終了促進措置」という。）に関する事項

八 当該特定基地局に係る第一項第一号に掲げる無線通信を確保するため、既に開設されている特定基地局の無線設備に当該無線通信を確保するための機能を付加してその運用を図ることが電波の有効利用に資すると認められるときは、高度既設特定基地局（既に開設されている特定基地局であつて、その無線設備に当該機能を付加したものをいう。以下同じ。）の範囲、配置及び運用開始の時期に関する事項

九 第二十七条の十四第一項の認定をするための評価の基準

十 前各号に掲げるもののほか、当該特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項

四 総務大臣は、第二項第一号又は第三号に定める電気通信業務用基地局を特定基地局とする開設指針を定めようとする場合には、総務省令で定めるところにより、当該開設指針に係る周波数を当該周波数の使用区域内において現に使用

している既設電気通信業務用基地局の免許人の意見を聴かなければならない。

五 総務大臣は、第二項各号に定める電気通信業務用基地局を特定基地局とする開設指針を定めようとする場合において、必要があると認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該開設指針の制定が当該開設指針に係る周波数を当該周波数の使用区域内において現に使用している既設電気通信業務用基地局の免許人に及ぼす技術的及び経済的な影響を調査することができる。

六 総務大臣は、前項の規定による調査を行うため必要な限度において、同項の免許人（当該調査が第二項第二号に定める電気通信業務用基地局を特定基地局とする開設指針の制定に必要なものであるときは、前項の免許人及び当該開設指針に係る申出人）に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

七 総務大臣は、第二項第一号に掲げる場合において、第四項の規定による意見の聴取の結果、第五項の規定による調査の結果その他の事情を勘案して、開設指針を定める必要がないと認めるときは、理由を付してその旨を電波監理審議会に報告しなければならない。

八 総務大臣は、開設指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

第二十七条の十三（開設指針の制定の申出）

一 既設電気通信業務用基地局が現に使用している周波数を使用する電気通信業務用基地局を特定基地局として開設することを希望する者（当該既設電気通信業務用基地局の免許人を除く。）は、総務省令で定めるところにより、当該特定基地局の開設指針について、次に掲げる事項を記載した書類を添付して、これを制定すべきことを総務大臣に申し出ることができる。ただし、第五条第三項各号のいずれかに該当する者その他総務省令で定める者については、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の移動範囲

三 当該特定基地局が使用する周波数

四 当該申出に係る次条第一項に規定する通信系に含まれる当該特定基地局の総数並びにそ

それぞれの当該特定基地局の無線設備の設置場所及び開設時期

五 電波の能率的な利用を確保するための技術であつて、当該特定基地局の無線設備に用いる予定のもの

六 その他総務省令で定める事項

2 総務大臣は、前項の規定による申出を受けた場合には、当該申出に係る周波数に係る有効利用評価の結果、申出人が開設を希望する特定基地局による当該周波数の電波の有効利用の程度の見込みその他総務省令で定める事項を勘案して、当該申出に係る開設指針の制定の要否を決定するものとする。

3 総務大臣は、前項の規定による決定をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該決定に係る申出人及び既設電気通信業務用基地局の免許人の意見を聴かなければならない。

4 総務大臣は、第二項の規定により決定をしたときは、遅滞なく、理由を付してその旨を当該決定に係る申出人及び既設電気通信業務用基地局の免許人に通知するとともに、これを公表しなければならない。

(開設計画の認定)

第二十七条の十四 特定基地局を開設しようとする者は、通信系（通信の相手方を同じくする同一の者によつて開設される特定基地局の総体をいう。次項第六号及び第四項第三号において同じ。）又は放送系（放送法第九十一条第二項第三号に規定する放送系をいう。次項第六号及び第十号並びに第四項第三号において同じ。）ごとに、特定基地局の開設に関する計画（以下「開設計画」という。）を作成し、これを次に掲げる事項（電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局を開設しようとする者にあつては、第二号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書に添え、総務大臣に提出して、その開設計画が適当である旨の認定を受けることができる。

一 氏名又は名称及び住所

二 法人又は団体にあつては、次に掲げる事項

イ 代表者の氏名又は名称及び第五条第一項第一号から第三号までに掲げる者により占められる役員の割合

ロ 外国人等直接保有議決権割合

三 その他総務省令で定める事項

2 開設計画には、次に掲げる事項（電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る開設計画にあつては第十号及び第十一号に掲げる事項、移動受信信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画にあつては第五号、第九号及び第十三号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

一 特定基地局が第二十七条の十二第一項第一号又は第二号に掲げる事項のいずれを確保するためのものであるかの別

二 特定基地局の開設を必要とする理由

三 特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の移動範囲又は特定基地局により行われる移動受信信用地上基幹放送に係る放送対象地域

四 希望する周波数の範囲

五 接続・卸役務提供の促進に関する措置その他の電波の公平な利用を確保するための措置として講ずる予定のもの

六 当該通信系又は当該放送系に含まれる特定基地局の総数並びにそれぞれの特定基地局の無線設備の設置場所及び開設時期

七 電波の能率的な利用を確保するための技術であつて、特定基地局の無線設備に用いる予定のもの

八 特定基地局開設料の額

九 特定基地局を開設しようとする者が、電気通信事業法第九条の登録を受けている場合にあつては当該登録の年月日及び登録番号（同法第十二条の二第一項の登録の更新を受けている場合にあっては、当該登録及びその更新の年月日並びに登録番号）、同法第九条の登録を受けていない場合にあっては同条の登録の申請に関する事項

十 当該放送系に含まれる全ての特定基地局に係る無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法

十一 事業計画及び事業収支見積

十二 終了促進措置を行う場合にあっては、当該終了促進措置の内容及び当該終了促進措置に要する費用の支弁方法

十三 高度既設特定基地局を運用する場合にあつては、当該高度既設特定基地局の運用を必要とする理由、当該高度既設特定基地局の総数並びに使用する周波数ことの当該高度既設特定基地局の無線設備の設置場所及び運用開始の時期

十四 その他総務省令で定める事項

3 第一項の認定の申請は、総務大臣が公示する一月を下らない期間内に行わなければならない。

4 総務大臣は、第一項の認定の申請があつたときは、その申請が次の各号（移動受信信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画にあつては、第五号を除く。）のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 その開設計画が開設指針に照らし適切なものであること。

二 その開設計画が確実に実施される見込みがあること。

三 開設計画に係る通信系又は放送系に含まれる全ての特定基地局について、周波数の割当てが現に可能であり、又は早期に可能となることが確実であると認められること。

四 その開設計画に係る特定基地局を開設しようとする者が第五条第三項各号（移動受信信用地上基幹放送をする特定基地局を開設しようとする者にあつては、同条第一項各号又は第三項各号）のいずれにも該当しないこと。

五 その開設計画に係る特定基地局を開設しようとする者が電気通信事業法第九条の登録を受けていること又は受ける見込みが十分であること。

5 総務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号（移動受信信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画にあつては、第五号を除く。）のいずれにも適合していると認めるときは、第二十七条の十二第三項第九号の評価の基準に従つて、その適合していると認められた全ての申請について評価を行うものとする。

6 総務大臣は、前項の評価に従い、電波の公平かつ能率的な利用を確保する上で最も適切であると認められる申請に係る開設計画について、周波数を指定して、第一項の認定をするものとする。

7 第一項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して十年（第二十七条の十二第三項第二号イ又はロに定める周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定にあつては、二十年）を超えない範囲内において総務省令で定める。

8 第一項の認定を受けた者は、開設指針に定める納付の期限までに特定基地局開設料を現金（国税の納付に使用することができると小切手のうち銀行の振出しに係るもの及びその支払保証のあるものを含む。）をもつて国に納付しなければならない。

9 総務大臣は、第一項の認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間、第六項の規定により指定した周波数その他総務省令で定める事項を公示するものとする。

第二十七条の十五 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る開設計画（同条第二項第一号、第四号及び第八号に掲げる事項を除く。）を変更しようとするときは、総務大臣の認定を受けなければならない。

2 総務大臣は、前項の認定の申請があつた場合において、その申請が前条第四項各号（移動受信信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画にあつては、第五号を除く。）のいずれにも適合していると認めるときは、前項の認定をするものとする。

3 総務大臣は、前条第一項の認定を受けた開設計画（第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に係る特定基地局を開設する者（以下「認定開設者」という。）が周波数の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

4 総務大臣は、認定開設者が認定の有効期間の延長を申請した場合において、特に必要があると認めるときは、一年を超えない範囲内において、その期間を延長することができる。

5 認定開設者は、前条第一項各号に掲げる事項（電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る認定開設者にあつては、同項第二号に掲げる事項を除く。）に変更（次に掲げるものを除く。）があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

一 前条第一項第二号に掲げる事項の変更であつて、当該変更によつて第五条第一項第四号に該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるもの

二 前条第一項第三号に掲げる事項の変更であつて、総務省令で定める軽微なもの

6 総務大臣は、第一項の認定（前条第九項の総務省令で定める事項についての変更に係るものに限る。）をしたとき、第三項の規定により周波数の指定を変更したとき又は第四項の規定により認定の有効期間を延長したときは、その旨を公示するものとする。

7 総務大臣は、第一項の認定（前条第九項の総務省令で定める事項についての変更に係るものに限る。）をしたとき、第三項の規定により周波数の指定を変更したとき又は第四項の規定により認定の有効期間を延長したときは、その旨を公示するものとする。

（認定の取消し等）

第二十七条の十六 総務大臣は、認定開設者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消さなければならない。

一 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る認定開設者が電気通信事業法第十四条第一項の規定により同法第九条の登録を取り消されたとき。

二 移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る認定開設者が第五条第一項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 前項の規定にかかわらず、総務大臣は、認定開設者（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係るものに限る。以下第五項までにおいて同じ。）が第五条第一項第四号に該当することとなった場合において、次に掲げる事項を勘案して必要があると認めるときは、当該認定開設者の認定の有効期間の残存期間内に限り、期間を定めて当該認定を取り消さないことができる。

一 第五条第一項第四号に該当することとなつた状況

二 前項の規定により当該認定を取り消すこと又はこの項の規定により当該認定を取り消さないことが当該認定に係る移動受信用地上基幹放送の受信者の利益に及ぼす影響

三 その他総務省令で定める事項

三 総務大臣は、認定開設者が第五条第一項第四号に該当することとなつたと認めるときは、前項の規定により当該認定開設者の認定を取り消さないこととするか否かの決定をしなければならない。

四 総務大臣は、前項の決定をしようとするときは、当該決定に係る認定開設者の意見を聴かなければならない。

五 総務大臣は、第三項の決定をしたときは、遅滞なく、当該決定に係る認定開設者に対し、理由を付してその旨（当該決定が第二項の規定により当該認定開設者の認定を取り消さないこととするものであるときは、その旨及び同項の規定により定めた期間）を通知しなければならない。

六 総務大臣は、認定開設者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 正当な理由がないのに、認定計画に係る特定基地局を当該認定計画に従つて開設せず、

又は認定計画に係る高度既設特定基地局を当該認定計画に従つて運用していないと認めるとき。

二 正当な理由がないのに、認定計画に係る開設指針に定める納付の期限までに特定基地局開設料を納付していないとき。

三 不正な手段により第二十七条の十四第一項若しくは前条第一項の認定を受け、又は同条第三項の規定による指定の変更を行わせたとき。

四 認定開設者が第五条第三項第一号に該当するに至ったとき。

五 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る認定開設者が次のいずれかに該当するとき。

イ 電気通信事業法第十二条第一項の規定により同法第九条の登録を拒否されたとき。

ロ 電気通信事業法第十二条の二第一項の規定により同法第九条の登録がその効力を失つたとき。

ハ 電気通信事業法第十三条第四項において準用する同法第十二条第一項の規定により同法第十三条第一項の変更登録を拒否されたとき（当該変更登録が認定計画に係る特定基地局又は高度既設特定基地局に関する事項の変更に係るものである場合に限る。）

二 電気通信事業法第十八条の規定によりその電気通信事業の全部の廃止又は解散の届出があつたとき。

七 総務大臣は、前項（第四号及び第五号を除く。）の規定により認定の取消しをしたときは、当該認定開設者であつた者が受けている他の開設計画の第二十七条の十四第一項の認定又は無線局の免許等を取り消すことができる。

八 総務大臣は、第一項又は前二項の規定による処分をしたときは、理由を記載した文書をその認定開設者に送付しなければならない。

（合併等に関する規定の準用）

第二十七条の十七 第二十条第一項から第三項まで、第六項及び第九項の規定は、認定開設者について準用する。この場合において、同条第六項中「第五条及び第七条」とあるのは「第二十七条の十四第四項」と、「第二項から前項まで」とあるのは「第二項及び第三項」と、同条第九項中「第一項及び前二項」とあるのは「第二十七条の十七において準用する第一項」と読み替えるものとする。

（認定計画に係る特定基地局等の免許申請期間の特例）

第二十七条の十八 認定開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局及び当該特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の免許の申請については、第六条第八項の規定は、適用しない。

（特定基地局の開設に係る認定開設者の責務）

第二十七条の十九 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る認定開設者は、第二十七条の十二第一項第一号に掲げる無線通信を確保し、当該特定基地局が使用する周波数の電波の有効利用に資するため、認定計画に記載した当該特定基地局の無線設備の設置場所以外の場所（当該認定計画に係る周波数の使用区域内にある場所に限る。）においても、当該特定基地局の開設に努めなければならない。

（既設電気通信業務用基地局等の再免許申請期間の特例）

第二十七条の二十 総務大臣が第二十七条の十二

第二十七条各号に定める電気通信業務用基地局を特定基地局とする開設計画の認定をしたときは、当該認定に係る周波数を当該周波数の使用区域内において現に使用している既設電気通信業務用基地局又は当該既設電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局の再免許の申請については、当該認定の日から当該認定に係る開設指針に定めるこれらの無線局が現に使用している周波数の使用の期限の満了の日までは、第六条第八項の規定は、適用しない。

第二節 無線局の登録

（登録）

第二十七条の二十一 電波を放射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を放射しないことを確保する機能を有する無線局その他無線設備の規格（総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）を同じくする他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することのできる無線局のうち総務省令で定めるものであつて、適合表示無線設備のみを使用するものを総務省令で定める区域内に開設しようとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。

二 前項の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 開設しようとする無線局の無線設備の規格

三 無線設備の設置場所

四 周波数及び空中線電力

三 前項の申請書には、開設の目的その他総務省令で定める事項（他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を含む。第二十七条の三十二第三項において同じ。）を記載した書類を添付しなければならない。

（登録の実施）

第二十七条の二十二 総務大臣は、前条第一項の登録の申請があつたときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を第三十三条の二第四項第二号に規定する総合無線局管理ファイルに登録しなければならない。

一 前条第二項各号に掲げる事項

二 登録の年月日及び登録の番号

（登録の拒否）

第二十七条の二十三 総務大臣は、第二十七条の二十一第一項の登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一 申請に係る無線設備の設置場所が第二十七条の二十一第一項の総務省令で定める区域以外であるとき

二 申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき

三 総務大臣は、第二十七条の二十一第一項の登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否することができる。

一 申請者が第五条第三項各号のいずれかに該当するとき

二 申請に係る無線局と使用する周波数を同じくするものについて第七十六条の二の二の規定により登録に係る無線局を開設することが禁止され、又は登録局の運用が制限されているとき

三 前二号に掲げるもののほか、申請に係る無線局の開設が周波数割当計画に適合しないときその他電波の適正な利用を阻害するおそれがあると認められるとき

（登録の有効期間）

第二十七条の二十四 第二十七条の二十一第一項の登録の有効期間は、登録の日から起算して五

年を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再登録を妨げない。

(登録状)

第二十七条の二十五 総務大臣は、第二十七条の二十一第一項の登録をしたときは、登録状を交付する。

2 前項の登録状には、第二十七条の二十二各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(変更登録等)

第二十七条の二十六 登録人(第二十七条の二十一第一項の登録を受けた者をいう。以下同じ)は、同条第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の変更登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

3 第二十七条の二十二及び第二十七条の二十三第一項の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第二十七条の二十二中「次条」とあるのは「次条第一項」と、「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、第二十七条の二十三第一項中「申請書又はその添付書類」とあるのは「申請書」と読み替えるものとする。

4 登録人は、第二十七条の二十一第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、総務大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

(承継)

第二十七条の二十七 登録人が登録局をその用に供する事業の全部を譲渡し、又は登録人について相続、合併若しくは分割(登録局をその用に供する事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、登録局をその用に供する事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により登録局をその用に供する事業の全部を承継した法人は、その登録人の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合

併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第二十七条の二十三第二項各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により登録人の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えてその旨を総務大臣に届け出なければならない。(登録状の訂正)

第二十七条の二十八 登録人は、登録状に記載した事項に変更を生じたときは、その登録状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。

(廃止の届出)

第二十七条の二十九 登録人は、登録局を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、第二十七条の二十一第一項の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第二十七条の三十 総務大臣は、第二十七条の十六第七項、第七十六条第六項から第八項まで若しくは第七十六条の三第三項の規定により登録を取り消したとき、第二十七条の二十一第一項の登録の有効期間が満了したとき、又は前条第二項の規定により第二十七条の二十一第一項の登録がその効力を失つたときは、当該登録を抹消しなければならない。

(登録状の返納)

第二十七条の三十一 第二十七条の十六第七項、第七十六条第六項から第八項まで若しくは第七十六条の三第三項の規定により登録を取り消されたとき、第二十七条の二十一第一項の登録の有効期間が満了したとき、又は第二十七条の二十九第二項の規定により第二十七条の二十一第一項の登録がその効力を失つたときは、登録人であつた者は、一箇月以内にその登録状を返納しなければならない。

(登録の特例)

第二十七条の三十二 第二十七条の二十一第一項の登録を受けなければならない無線局を同項の総務省令で定める区域内に二以上開設しようとする者は、その無線局が周波数及び無線設備の規格を同じくするものである限りにおいて、この条から第二十七条の三十七までに規定するところにより、これらの無線局を包括して対象とする同項の登録を受けることができる。

2 前項の規定による登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 開設しようとする無線局の無線設備の規格

三 無線設備を設置しようとする区域(移動する無線局にあつては、移動範囲)

四 周波数及び空中線電力

3 前項の申請書には、開設の目的その他総務省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

第二十七条の三十三 前条第一項の規定による登録を受けた者(以下「包括登録人」という。)は、同条第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の変更登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

3 第二十七条の二十二及び第二十七条の二十三第一項の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第二十七条の二十二中「次条」とあるのは「次条第一項」と、「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、第二十七条の二十三第一項中「の設置場所」とあるのは「を設置しようとする区域(移動する無線局にあつては、移動範囲)」と、「申請書又はその添付書類」とあるのは「申請書」と読み替えるものとする。

4 包括登録人は、前条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、総務大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

(無線局の開設の届出)

第二十七条の三十四 包括登録人は、その登録に係る無線局を開設したとき(再登録を受けて当該無線局を引き続き開設するときを除く。)は、当該無線局ごとに、十五日以内で総務省令で定

める期間内に、当該無線局に係る運用開始の日及び無線設備の設置場所その他の総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

(変更の届出)

第二十七条の三十五 包括登録人は、前条の規定により届け出た事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(登録の失効)

第二十七条の三十六 包括登録人がその登録に係る全ての無線局を廃止したときは、当該登録は、その効力を失う。

(包括登録人に関する適用除外等)

第二十七条の三十七 包括登録人については、第二十七条の二十六及び第二十七条の二十九第二項の規定は、適用しない。

2 第二十七条の三十二第一項の規定による登録に関する第二十七条の二十二、第二十七条の二十三、第二十七条の二十五第二項、第二十七条の二十七、第二十七条の三十及び第二十七条の三十一の規定の適用については、第二十七条の二十二中「前条第一項の」とあるのは「第二十七条の三十二第一項の規定による」と、「次条」とあるのは「第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する次条」と、「前条第二項各号」とあるのは「第二十七条の三十二第二項各号」と、第二十七条の二十三中「第二十七条の二十一第一項の登録」とあるのは「第二十七条の三十二第二項第一項の規定による登録」と、同条第一項第一号中「の設置場所」とあるのは「を設置しようとする区域(移動する無線局にあつては、移動範囲)」と、「である」とあるのは「の区域を含む」と、第二十七条の二十五第二項中「第二十七条の二十二各号」とあるのは「第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する第二十七条の二十二各号」と、第二十七条の二十七第一項中「第二十七条の三十七第二項各号」とあるのは「第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する第二十七条の三十三第二項各号」とあり、及び第二十七条の三十一中「第二十七条の二十九第二項」とあるのは「第二十七条の三十六」とする。

第三節 無線局の開設に関するあつせん等

(電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁)

第二十七条の三十八 免許等を受けて無線局(電気通信業務その他の総務省令で定める業務を行うことを目的とするものに限る。以下この条において同じ。)を開設し、又は免許を受けた無線局に関する周波数その他の総務省令で定める事項を変更しようとする者が、当該無線局の開設又は無線局に関する事項の変更により混信その他の妨害を与えるおそれがある他の無線局の免許人等に対し、妨害を防止するために必要な措置に関する契約の締結について協議を申し入れたにもかかわらず、当該他の無線局の免許人等が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当事者は、電気通信紛争処理委員会(以下この条において「委員会」という。)に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第四項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

2 認定開設者が、認定計画に係る周波数を現に使用している無線局の免許人等に対し、当該認定計画に係る終了促進措置に関する契約の締結について協議を申し入れたにもかかわらず、当該免許人等が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当事者は、委員会に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第四項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

3 電気通信事業法第五十四条第二項から第六項までの規定は、前二項のあつせんについて準用する。この場合において、同条第六項中「第三十五条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項」とあるのは、「電波法第二十七条の三十八第四項」と読み替えるものとする。

4 第一項又は第二項の規定による協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。

5 電気通信事業法第五十五条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁について準用する。

6 第一項若しくは第二項又は第四項の規定により委員会に対してするあつせん又は仲裁の申請は、総務大臣を経由してしなければならない。(政令への委任)

第二十七条の三十九 前条に規定するもののほか、あつせん及び仲裁の手續に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 無線設備

(電波の質)

第二十八条 送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

(受信設備の条件)

第二十九条 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度をこえて他の無線設備の機能に支障を与えるものであつてはならない。

(安全施設)

第三十条 無線設備には、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないように、総務省令で定める施設をしなければならない。

(周波数測定装置の備えつけ)

第三十一条 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の二分の一以下である周波数測定装置を備えつけなければならない。

(計器及び予備品の備えつけ)

第三十二条 船舶局の無線設備には、その操作のために必要な計器及び予備品であつて、総務省令で定めるものを備えつけなければならない。

(義務船舶局の無線設備の機器)

第三十三条 義務船舶局の無線設備には、総務省令で定める船舶及び航行区域の区分に応じ、送信設備及び受信設備の機器、遭難自動通報設備の機器、船舶の航行の安全に関する情報を受信するための機器その他の総務省令で定める機器を備えなければならない。

(義務船舶局等の無線設備の条件)

第三十四条 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局(以下「義務船舶局等」という。)の無線設備は、次の各号に掲げる要件に適合する場所に設けなければならない。ただし、総務省令で定める無線設備にないは、この限りでない。

- 一 当該無線設備の操作に際し、機械的原因、電気的原因その他の原因による妨害を受けることがない場所であること。
- 二 当該無線設備につきできるだけ安全を確保することができるよう、その場所が当該船舶において可能な範囲で高い位置にあること。
- 三 当該無線設備の機能に障害を及ぼすおそれのある水、温度その他の環境の影響を受けない場所であること。

第三十五条 義務船舶局等の無線設備については、総務省令で定めるところにより、次に掲げる措置のうち一又は二の措置をとらなければならない。ただし、総務省令で定める無線設備については、この限りでない。

- 一 予備設備を備えること。
- 二 その船舶の入港中に定期的に点検を行い、並びに停泊港に整備のために必要な計器及び予備品を備えること。
- 三 その船舶の航行中に行う整備のために必要な計器及び予備品を備え付けること。

(義務航空機局の条件)

第三十六条 義務航空機局の送信設備は、総務省令で定める有効通達距離をもつものでなければならない。

(人工衛星局の条件)

第三十六条の二 人工衛星局の無線設備は、遠隔操作により電波の発射を直ちに停止することのできるものでなければならない。

2 人工衛星局は、その無線設備の設置場所を遠隔操作により変更することができものであるものではない。ただし、総務省令で定める人工衛星局については、この限りでない。

(無線設備の機器の検定)

第三十七条 次に掲げる無線設備の機器は、その型式について、総務大臣の行う検定に合格したものではないれば、施設してはならない。ただし、総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であつて総務省令で定めるものを施設する場合は、この限りでない。

一 第三十一条の規定により備え付けなければならない周波数測定装置

二 船舶安全法第二条(同法第二十九条ノ七の規定に基づく政令において準用する場合を含む。)の規定に基づく命令により船舶に備えなければならないレーダー

三 船舶に施設する救命用の無線設備の機器であつて総務省令で定めるもの

四 第三十三条の規定により備えなければならない無線設備の機器(前号に掲げるものを除く。)

五 第三十四条本文に規定する船舶地球局の無線設備の機器

六 航空機に施設する無線設備の機器であつて総務省令で定めるもの

(その他の技術基準)

第三十八条 無線設備(放送の受信のみを目的とするものを除く。)は、この章に定めるものの

外、総務省令で定める技術基準に適合するものでなければならない。

(無線設備の技術基準の策定等の申出)

第三十八条の二 利害関係人は、総務省令で定めるところにより、第二十八条から第三十二条まで又は前条の規定により総務省令で定めるべき無線設備の技術基準について、原案を示して、これを策定し、又は変更すべきことを総務大臣に申し出ることができる。

2 総務大臣は、前項の規定による申出を受けた場合において、その申出に係る技術基準を策定し、又は変更する必要があると認めるときは、理由を付してその旨を申出人に通知しなければならない。

第三章の二 特定無線設備の技術基準適合証明等

第一節 特定無線設備の技術基準適合証明及び工事設計認証

(登録証明機関の登録)

第三十八条の二の二 小規模な無線局に使用するための無線設備であつて総務省令で定めるもの(以下「特定無線設備」という。)について、前章に定める技術基準に適合していることの証明(以下「技術基準適合証明」という。)の事業を行う者は、次に掲げる事業の区分(次項、第三十八條の五第一項、第三十八條の十、第三十八條の三十一第一項及び別表第三において単に「事業の区分」という。)ごとに、総務大臣の登録を受けることができる。

- 一 第四条第二号又は第三号に規定する無線局に係る特定無線設備について技術基準適合証明を行う事業
- 二 特定無線局(第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。)に係る特定無線設備について技術基準適合証明を行う事業
- 三 前二号に掲げる特定無線設備以外の特定無線設備について技術基準適合証明を行う事業

前項の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事業の区分
- 三 事務所の名称及び所在地
- 四 技術基準適合証明の審査に用いる測定器その他の設備の概要

- 五 第三十八条の八第二項の証明員の選任に関する事項
- 六 業務開始の予定期日
- 三 前項の申請書には、技術基準適合証明の業務の実施に関する計画を記載した書類その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。
- 四 総務大臣は、第一項の総務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、経済産業大臣の意見を聴かなければならない。
- (登録の基準)
- 第三十八条の三 総務大臣は、前条第一項の登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。
- 一 別表第四に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が技術基準適合証明を行うものであること。
- 二 別表第三の上欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる測定器その他の設備であつて、第二十四条の二第四項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の日から起算して一年（技術基準適合証明を行うのに優れた性能を有する測定器その他の設備として総務省令で定める測定器その他の設備に該当するものにあつては、当該測定器その他の設備の区分に応じ、一年を超え三年を超えない範囲内で総務省令で定める期間）以内のものに限る。）を使用して技術基準適合証明を行うものであること。
- 三 登録申請者が、特定無線設備の製造業者、輸入業者又は販売業者（以下この号において「特定製造業者等」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものではないこと。
- イ 登録申請者が株式会社である場合には、特定製造業者等がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。第七十一条の三の二第四項第四号イにおいて同じ。）であること。
- ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第七十一条の三の二第四項第四号ロにおいて同じ。）にあつては、業務を執行

- する社員）に占める特定製造業者等の役員又は職員（過去二年間に当該特定製造業者等の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。
- ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、特定製造業者等の役員又は職員（過去二年間に当該特定製造業者等の役員又は職員であつた者を含む。）であること。
- 二 第二十四条の二第五項及び第六項の規定は、前条第一項の登録について準用する。この場合において、第二十四条の二第五項第二号中「第二十四条の十又は第二十四条の十三第三項」とあるのは「第三十八条の十七第一項又は第二項（第三十八条の二十四第三項において準用する場合を含む。）」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「前項、第三十八条の二の二第二項から第三項まで及び第三十八条の三第一項」と読み替えるものとする。
- (登録の更新)
- 第三十八条の四 第三十八条の二の二第二項の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 二 第二十四条の二第五項及び第六項、第三十八条の二の二第二項及び第三項並びに前条第一項の規定は、前項の登録の更新について準用する。この場合において、第二十四条の二第五項第二号中「第二十四条の十又は第二十四条の十三第三項」とあるのは「第三十八条の十七第一項又は第二項（第三十八条の二十四第三項において準用する場合を含む。）」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「前項、第三十八条の二の二第一項から第三項まで及び第三十八条の三第一項」と読み替えるものとする。
- 第三十八条の五 総務大臣は、第三十八条の二の二第一項の登録をしたときは、同項の登録を受けた者（以下「登録証明機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに登録に係る事業の区分、技術基準適合証明の業務を行う事務所の所在地及び技術基準適合証明の業務の開始の日を公示しなければならない。
- 二 登録証明機関は、第三十八条の二の二第二項第一号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

- 三 総務大臣は、前項の規定による届出（登録を受けた者の氏名若しくは名称若しくは住所又は技術基準適合証明の業務を行う事務所の所在地の変更に係るものに限る。）があつたときは、その旨を公示しなければならない。
- (技術基準適合証明等)
- 第三十八条の六 登録証明機関は、その登録に係る技術基準適合証明を受けようとする者から求めがあつた場合には、総務省令で定めるところにより審査を行い、当該求めに係る特定無線設備が前章に定める技術基準に適合していると認めるときに限り、技術基準適合証明を行うものとする。
- 二 登録証明機関は、その登録に係る技術基準適合証明をしたときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。
- 一 技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 技術基準適合証明を受けた特定無線設備の種類
- 三 その他総務省令で定める事項
- 三 技術基準適合証明を受けた者は、前項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 四 総務大臣は、第二項の規定による報告を受けたときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。前項の規定による届出があつた場合において、その公示した事項に変更があつたときも、同様とする。
- 五 総務大臣は、第一項の総務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない。
- (表示)
- 第三十八条の七 登録証明機関は、その登録に係る技術基準適合証明をしたときは、総務省令で定めるところにより、その特定無線設備に技術基準適合証明をした旨の表示を付さなければならない。
- 二 適合表示無線設備を組み込んだ製品を取り扱うことを業とする者は、総務省令で定めるところにより、製品に組み込まれた適合表示無線設備に付されている表示と同一の表示を当該製品に付することができる。
- 三 何人も、第一項（第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。）、前項、第三十

- 八条の二十六（第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。）、第三十八条の三十五又は第三十八条の四十四第三項の規定により表示を付する場合を除くほか、国内において無線設備又は無線設備を組み込んだ製品にこれらの表示又はこれらと紛らわしい表示を付してはならない。
- 四 第一項（第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。）、第三十八条の二十六（第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。）、若しくは第三十八条の三十五又は第三十八条の四十四第三項の規定により表示が付されている特定無線設備の変更の工事をした者は、総務省令で定める方法により、その表示（第二項の規定により適合表示無線設備を組み込んだ製品に付された表示を含む。）を除去しなければならない。
- (技術基準適合証明の義務等)
- 第三十八条の八 登録証明機関は、その登録に係る技術基準適合証明を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく技術基準適合証明のための審査を行わなければならない。
- 二 登録証明機関は、前項の審査を行うときは、別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備であつて、第二十四条の二第四項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の日から起算して一年（第三十八条の三第一項第二号の総務省令で定める測定器その他の設備に該当するものにあつては、同号の総務省令で定める期間）以内のものに限る。）を使用し、かつ、別表第四に掲げる条件に適合する知識経験を有する者（以下「証明員」という。）に行わせなければならない。
- (役員等の選任及び解任)
- 第三十八条の九 登録証明機関は、役員又は証明員を選任し、又は解任したときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- (業務規程)
- 第三十八条の十 登録証明機関は、その登録に係る事業の区分、技術基準適合証明の業務の実施の方法その他の総務省令で定める事項について業務規程を定め、当該業務の開始前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第三十八條の十一 登録証明機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百十六條第二十三号において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 特定無線設備を取り扱うことを業とする者その他の利害関係人は、登録証明機関の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録証明機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を総務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて総務省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(帳簿の備付け等)

第三十八條の十二 登録証明機関は、総務省令で定めるところにより、技術基準適合証明に関する事項で総務省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。(登録証明機関に対する改善命令等)

第三十八條の十三 総務大臣は、登録証明機関が第三十八條の第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録証明機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 総務大臣は、登録証明機関が第三十八條の六第一項又は第三十八條の八の規定に違反して、技術基準適合証明のための審査を行うべきこと又は技術基準適合証明のための審査の方法その

他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。(技術基準適合証明についての申請及び総務大臣の命令)

第三十八條の十四 第三十八條の六第一項の規定により技術基準適合証明を求めた者は、その求めに係る特定無線設備について、登録証明機関が技術基準適合証明のための審査を行わない場合又は登録証明機関の技術基準適合証明の結果に異議のある場合は、総務大臣に対し、登録証明機関が技術基準適合証明のための審査を行うこと又は改めて技術基準適合証明のための審査を行うことを命ずべきことを申請することができる。

2 総務大臣は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る登録証明機関が第三十八條の六第一項又は第三十八條の八の規定に違反して、と認めるときは、当該申請に係る登録証明機関に対し、前条第二項の規定による命令をしなければならぬ。

3 総務大臣は、前項の場合において、前条第二項の規定による命令をし、又は命令をしないことの決定をしたときは、遅滞なく、当該申請をした者に通知しなければならない。(登録証明機関に対する立入検査等)

第三十八條の十五 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、登録証明機関に対し、その登録に係る技術基準適合証明の業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、登録証明機関の事業所に立ち入り、その登録に係る技術基準適合証明の業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条の八第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。(業務の休廃止)

第三十八條の十六 登録証明機関は、その登録に係る技術基準適合証明の業務を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 登録証明機関が技術基準適合証明の業務の全部を廃止したときは、当該登録証明機関の登録は、その効力を失う。

3 総務大臣は、第一項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。(登録の取消し等)

四條の二第五項各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 総務大臣は、登録証明機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてその登録に係る技術基準適合証明の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この節の規定に違反したとき。

二 第三十八條の十三第一項又は第二項の規定による命令に違反したとき。

三 不正な手段により第三十八條の二の二第一項の登録又はその更新を受けたとき。

3 総務大臣は、第一項若しくは前項の規定により登録を取り消し、又は同項の規定により技術基準適合証明の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。(総務大臣による技術基準適合証明の実施)

第三十八條の十八 総務大臣は、第三十八條の二の二第一項の登録を受ける者がいないとき、又は登録証明機関が第三十八條の十六第一項の規定により技術基準適合証明の業務を休止し、若しくは廃止した場合、前条第一項若しくは第二項の規定により登録証明機関に対し技術基準適合証明の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合若しくは登録証明機関が天災その他の事由によりその登録に係る技術基準適合証明の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、技術基準適合証明の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 総務大臣は、前項の規定により技術基準適合証明の業務を行うこととし、又は同項の規定により行つて、技術基準適合証明の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を公示しなければならない。

3 総務大臣が、第一項の規定により技術基準適合証明の業務を行うこととした場合における技術基準適合証明の業務の引継ぎその他の必要な事項は、総務省令で定める。(準用)

第三十八條の十九 第二十四条の三及び第二十四条の十一の規定は、登録証明機関の登録について準用する。この場合において、第二十四条の三中「受けた者(以下「登録検査等事業者」といふ。）」とあるのは「受けた者」と、「登録検査等事業者登録簿」とあるのは「登録証明機関登録簿」と、「第二十四条の二第二項第一号、第二号及び第四号」とあるのは「第三十八條の二の二第二項第一号から第三号まで」と、第二十四条の十一中「第二十四条の二の二第二項若しくは第二十四条の九第二項」とあるのは「第三十八條の四第一項若しくは第三十八條の十六第二項」と、「前条」とあるのは「第三十八條の十七第一項若しくは第二項」と読み替へるものとする。

(技術基準適合証明を受けた者に対する立入検査等)

第三十八條の二十 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、登録証明機関による技術基準適合証明を受けた者に対し、当該技術基準適合証明に係る特定無線設備に関し報告させ、又はその職員に、当該技術基準適合証明を受けた者の事業所に立ち入り、当該特定無線設備その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条の八第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。(特定無線設備等の提出)

第三十八條の二十一 総務大臣は、前条第一項の規定によりその職員に立入検査をさせた場合において、その所在の場所において検査をさせることが著しく困難であると認められる特定無線設備又は当該特定無線設備の検査を行うために特に必要な物件があつたときは、登録証明機関による技術基準適合証明を受けた者に対し、期限を定めて、当該特定無線設備又は当該物件を提出すべきことを命ずることができる。

2 国は、前項の規定による命令によつて生じた損失を当該技術基準適合証明を受けた者に対し補償しなければならない。

3 前項の規定により補償すべき損失は、第一項の命令により通常生ずべき損失とする。(妨害等防止命令)

第三十八條の二十二 総務大臣は、登録証明機関による技術基準適合証明を受けた特定無線設備であつて第三十八條の七第一項又は第三十八條の四十四第三項の表示が付されているものが、前章に定める技術基準に適合しておらず、かつ、当該特定無線設備の使用により他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害又は人体への危害を与えるおそれがあると認める場

合において、当該妨害又は危害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、当該技術基準適合証明を受けた者に對し、当該特定無線設備による妨害又は危害の拡大を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 総務大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない。

（表示が付されていないものとみなす場合）

第三十八條の二十三 登録証明機関による技術基準適合証明を受けた特定無線設備であつて第三十八條の七第一項又は第三十八條の四十四第三項の規定により表示が付されていないものが前章に定める技術基準に適合していない場合において、総務大臣が他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害又は人体への危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、当該特定無線設備は、第三十八條の七第一項又は第三十八條の四十四第三項の規定による表示が付されていないものとみなす。

2 総務大臣は、前項の規定により特定無線設備について表示が付されていないものとみなされたときは、その旨を公示しなければならない。

（特定無線設備の工事設計についての認証）

第三十八條の二十四 登録証明機関は、特定無線設備を取り扱うことを業とする者から求めがあつた場合には、その特定無線設備を、前章に定める技術基準に適合するものとして、その工事設計（当該工事設計に合致することの確認の方法を含む。）について認証（以下「工事設計認証」という。）する。

2 登録証明機関は、その登録に係る工事設計認証の求めがあつた場合には、総務省令で定めるところにより審査を行い、当該求めに係る工事設計が前章に定める技術基準に適合するものであり、かつ、当該工事設計に基づく特定無線設備のいずれもが当該工事設計に合致するものとなることを確保することができると認めるときに限り、工事設計認証を行うものとする。

3 第三十八條の六第二項及び第四項、第三十八條の八、第三十八條の九、第三十八條の十二、第三十八條の十三第二項並びに第三十八條の十四の規定は登録証明機関が工事設計認証を行う場合について、第三十八條の十、第三十八條の十五、第三十八條の十六、第三十八條の十七第二項及び第三項並びに第三十八條の十八の規定

は登録証明機関が技術基準適合証明の業務及び工事設計認証の業務を行う場合について準用する。この場合において、第三十八條の六第二項第二号中「を受けた」とあるのは「に係る工事設計に基づく」と、同条第四項中「前項」とあるのは「第三十八條の二十九において準用する前項」と、第三十八條の十中「当該業務」とあるのは「これらの業務」と、第三十八條の十三第二項中「第三十八條の六第一項又は第三十八條の八」とあるのは「第三十八條の八又は第三十八條の二十四第二項」と、第三十八條の十四第一項中「第三十八條の六第一項」とあるのは「第三十八條の二十四第二項」と、「特定無線設備」とあるのは「工事設計（当該工事設計に合致することの確認の方法を含む。）」と、同条第二項中「第三十八條の六第一項又は第三十八條の八」とあるのは「第三十八條の八又は第三十八條の二十四第二項」と読み替へるものとする。

（工事設計合致義務等）

第三十八條の二十五 登録証明機関による工事設計認証を受けた者（以下「認証取扱業者」という。）は、当該工事設計認証に係る工事設計（以下「認証工事設計」という。）に基づく特定無線設備を取り扱う場合においては、当該特定無線設備を当該認証工事設計に合致するようにしなければならない。

2 認証取扱業者は、工事設計認証に係る確認の方法に従い、その取扱いに係る前項の特定無線設備について検査を行い、総務省令で定めるところにより、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

（認証工事設計に基づく特定無線設備の表示）

第三十八條の二十六 認証取扱業者は、認証工事設計に基づく特定無線設備について、前条第二項の規定による義務を履行したときは、当該特定無線設備に総務省令で定める表示を付することができる。

（認証取扱業者に対する措置命令）

第三十八條の二十七 総務大臣は、認証取扱業者が第三十八條の二十五第一項の規定に違反しているとき、当該認証取扱業者に對し、工事設計認証に係る確認の方法を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（表示の禁止）

第三十八條の二十八 総務大臣は、次の各号に掲げる場合には、認証取扱業者に對し、二年以内

の期間を定めて、当該各号に定める認証工事設計又は工事設計に基づく特定無線設備に第三十八條の二十六の表示を付することを禁止することができる。

一 認証工事設計に基づく特定無線設備が前章に定める技術基準に適合していない場合において、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害又は人体への危害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき（第六号に掲げる場合を除く。）。当該特定無線設備の認証工事設計

二 認証取扱業者が第三十八條の二十五第二項の規定に違反したとき。当該違反に係る特定無線設備の認証工事設計

三 認証取扱業者が前条の規定による命令に違反したとき。当該違反に係る特定無線設備の認証工事設計

四 認証取扱業者が不正な手段により登録証明機関による工事設計認証を受けたとき。当該工事設計認証に係る工事設計

五 登録証明機関が第三十八條の二十四第二項の規定又は同条第三項において準用する第三十八條の八第二項の規定に違反して工事設計認証をしたとき。当該工事設計認証に係る工事設計

六 前章に定める技術基準が変更された場合において、当該変更前に工事設計認証を受けた工事設計が当該変更後の技術基準に適合しないとき。当該工事設計

2 総務大臣は、前項の規定により表示を付することを禁止したときは、その旨を公示しなければならない。

（準用）

第三十八條の二十九 第三十八條の六第三項及び第三十八條の二十から第三十八條の二十二までの規定は認証取扱業者について、第三十八條の二十三の規定は認証工事設計に基づく特定無線設備について準用する。この場合において、第三十八條の六第三項中「前項第一号」とあるのは「第三十八條の二十四第三項において準用する前項第一号又は第三号」と、第三十八條の二十第一項中「技術基準適合証明に」とあるのは「認証取扱業者が受けた工事設計認証に」と、第三十八條の二十二第一項中「登録証明機関による技術基準適合証明を受けた」とあるのは「認証工事設計に基づく」と、同項及び第三十八條の二十三第一項中「第三十八條の七第一

項」とあるのは「第三十八條の二十六」と、第三十八條の二十二第二項中「は、当該」とあるのは「は、当該認証工事設計に係る」と読み替へるものとする。

（外国取扱業者）

第三十八條の三十 登録証明機関による技術基準適合証明を受けた者が外国取扱業者（外国において本邦内で使用されることとなる特定無線設備を取り扱うことを業とする者をいう。以下同じ。）である場合における当該外国取扱業者に對する第三十八條の二十一及び第三十八條の二十二の規定の適用については、第三十八條の二十一第一項及び第三十八條の二十二第二項中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第三十八條の二十一第二項及び第三十八條の二十二第二項中「命令」とあるのは「請求」とする。

2 認証取扱業者が外国取扱業者である場合における当該外国取扱業者に對する第三十八條の二十七及び第三十八條の二十八第一項第三号の規定並びに前条において準用する第三十八條の二十一及び第三十八條の二十二の規定の適用については、第三十八條の二十一第一項及び第三十八條の二十二第一項中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第三十八條の二十八第一項第三号中「命令に違反した」とあるのは「請求に応じなかった」と、「当該違反」とあるのは「当該請求」と、前条において準用する第三十八條の二十一第一項及び第三項並びに第三十八條の二十二第二項中「命令」とあるのは「請求」とする。

3 第三十八條の二十八第一項の規定によるほ

か、総務大臣は、次の各号に掲げる場合には、登録証明機関による工事設計認証を受けた外国取扱業者に對し、二年以内の期間を定めて、当該各号に定める認証工事設計に基づく特定無線設備に第三十八條の二十六の表示を付することを禁止することができる。

一 当該外国取扱業者が前条において準用する第三十八條の六第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。当該届出に係る特定無線設備の認証工事設計

二 総務大臣が前条において準用する第三十八條の二十一第一項の規定により当該外国取扱業者に對し報告をさせようとした場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がさ

れたとき 当該報告に係る特定無線設備の認証工事設計

三 総務大臣が前条において準用する第三十八条の二十第一項の規定によりその職員に当該外国取扱業者の事業所において検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき 当該検査に係る特定無線設備の認証工事設計

四 当該外国取扱業者が前項において読み替えて適用する前条において準用する第三十八条の二十一第一項の規定による請求に応じなかつたとき 当該請求に係る特定無線設備の認証工事設計

四 総務大臣は、前項の規定により表示を付することを禁止したときは、その旨を公示しなければならない。

第三十八条の三十一 総務大臣は、外国の法令に基づく無線局の検査に関する制度で技術基準適合証明の制度に類するものに基いて無線設備の検査、試験等を行う者であつて、当該外国において、外国取扱業者が取り扱う本邦内で使用されることとなる特定無線設備について技術基準適合証明を行おうとするものから申請があつたときは、事業の区分ごとに、これを承認することができる。

2 前項の規定による承認を受けた者（以下「承認証明機関」という。）は、その承認に係る技術基準適合証明の業務を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 総務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

4 第二十四条の二第五項及び第六項、第三十八条の二の二第二項及び第三項、第三十八条の三第一項並びに第三十八条の五第一項の規定は総務大臣が行う第一項の規定による承認について、同条第二項及び第三項、第三十八条の六第一項、第二項及び第四項前段、第三十八条の七第一項、第三十八条の八、第三十八条の十、第三十八条の十二から第三十八条の十五まで並びに第三十八条の二十三の規定は承認証明機関について、第三十八条の六第三項及び第四項後段並びに第三十八条の二十から第三十八条の二十二までの規定は承認証明機関による技術基準適合証明を受けた者について準用する。この場合において、第二十四条の二第五項第二号中「第

二十四条の十又は第二十四条の十三第三項」とあるのは「第三十八条の三十二第一項又は第二項」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「前項、第三十八条の二の二第二項及び第三項、第三十八条の三第一項並びに第三十八条の三十一第一項」と、第三十八条の三第一項中「登録申請者」とあるのは「承認申請者」と、「適合しているときは」とあるのは「適合しているときでなければ」と、「しななければならない」とあるのは「してはならない」と、同項第三号イ中「会社法」とあるのは「外国における会社法」と、「親法人を」とあるのは「親法人に相当するものを」と、第三十八条の五第一項中「同項の登録を受けた者（以下「登録証明機関」という。）」とあり、及び第三十八条の二十二第二項中「登録証明機関」とあるのは「承認証明機関」と、第三十八条の六第一項及び第二項、第三十八条の七第一項、第三十八条の八第一項、第三十八条の十並びに第三十八条の十五第一項中「登録」とあるのは「承認」と、第三十八条の十三、第三十八条の二十一第一項及び第三十八条の二十二第二項中「命ずる」とあるのは「三十八条の二十四第二項中「命ずる」とあるのは「請求すべき」と、同条第二項及び第三項、第三十八条の二十一第二項及び第三項並びに第三十八条の二十二第二項中「命令」とあるのは「請求」と読み替えるものとする。

5 承認証明機関は、外国取扱業者の求めにより、本邦内で使用されることとなる特定無線設備について、工事設計認証を行うことができる。

6 第三十八条の六第二項及び第四項、第三十八条の八、第三十八条の十二、第三十八条の十三第二項、第三十八条の十四、第三十八条の二十三並びに第三十八条の二十四第二項の規定は承認証明機関が工事設計認証を行う場合について、第三十八条の十、第三十八条の十五並びに第二項及び第三項の規定は承認証明機関が技術基準適合証明の業務及び工事設計認証の業務を行う場合について、第三十八条の六第三項、第三十八条の二十から第三十八条の二十二まで、第三十八条の二十五から第三十八条の二十八まで並びに前条第三項及び第四項の規定は承認証明機関による工事設計認証を受けた者について準用する。この場合において、第三十八条の六第二項、第三十八条の八第一項、第三十八条の

十、第三十八条の十五第一項及び第三十八条の二十四第二項中「登録」とあるのは「承認」と、第三十八条の六第二項第二号及び第三十八条の二十三第三項中「を受けた」とあるのは「に係る工事設計に基づく」と、第三十八条の六第三項中「前項第一号」とあるのは「前項第一号又は第三号」と、第三十八条の十中「当該業務」とあるのは「これらの業務」と、第三十八条の十三第二項及び第三十八条の十四第二項中「第三十八条の六第一項又は第三十八条の八」とあるのは「第三十八条の八又は第三十八条の二十四第二項」と、第三十八条の十三第二項、第三十八条の二十一第一項、第三十八条の二十二第一項及び第三十八条の二十七中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第三十八条の十四第一項中「第三十八条の六第一項」とあるのは「第三十八条の二十四第二項」と、「特定無線設備」とあるのは「工事設計（当該工事設計に合致することの確認の方法を含む。）」と、「命ずべき」とあるのは「請求すべき」と、同条第二項及び第三項、第三十八条の二十一第二項及び第三項並びに第三十八条の二十二第二項中「命令」とあるのは「請求」と、第三十八条の二十第一項中「技術基準適合証明」とあるのは「工事設計認証」と、第三十八条の二十二第二項中「登録証明機関による技術基準適合証明を受けた」とあるのは「認証工事設計に基づく」と、同条及び第三十八条の二十三第一項中「第三十八条の七第一項」とあるのは「第三十八条の二十六」と、第三十八条の二十二第二項中「は、当該」とあるのは「は、当該認証工事設計に係る」と、第三十八条の二十八第一項第三号中「命令に違反した」とあるのは「請求に応じなかつた」と、「違反に」とあるのは「請求」と、同項第四号中「登録証明機関」とあるのは「承認証明機関」と、同項第五号中「登録証明機関が第三十八条の二十四第二項の規定又は同条第三項において準用する第三十八条の八第二項」とあるのは「承認証明機関が第三十八条の八第二項又は第三十八条の二十四第二項」と、前条第三項第一号から第三号までの規定中「前条」とあり、及び同項第四号中「前項において読み替えて適用する前条」とあるのは「次条第六項」と読み替えるものとする。

第三十八条の三十二 総務大臣は、承認証明機関が前条第一項に規定する外国における資格を失

つたとき又は同条第四項において準用する第二十四条の二第五項各号（第二号を除く。）のいづれかに該当するに至つたときは、その承認を取り消さなければならない。

2 総務大臣は、承認証明機関が次の各号のいづれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 前条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定、同条第四項において準用する第三十八条の五第二項、第三十八条の六第二項、第三十八条の八、第三十八条の十若しくは第三十八条の十二の規定又は前条第六項において準用する第三十八条の六第二項、第三十八条の八、第三十八条の十若しくは第三十八条の十二の規定に違反したとき。
二 前条第四項において準用する第三十八条の十三第一項若しくは第二項の規定又は前条第六項において準用する第三十八条の十三第二項の規定による請求に応じなかつたとき。
三 不正な手段により承認を受けたとき。

四 総務大臣が前条第四項又は第六項において準用する第三十八条の十五第一項の規定により承認証明機関に対し報告をさせようとした場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

五 総務大臣が前条第四項又は第六項において準用する第三十八条の十五第一項の規定によりその職員に承認証明機関の事業所において検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

3 総務大臣は、前二項の規定により承認を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第二節 特別特定無線設備の技術基準適合自己確認

第三十八条の三十三 特定無線設備のうち、無線設備の技術基準、使用の態様等を勘案して、他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれが少ないものとして総務省令で定めるもの（以下「特別特定無線設備」という。）の製造業者又は輸入業者は、その特別特定無線設備を、前章に定める技術基準に適合するものとして、その工事設計（当該工事設計に合致することの確認の方法を含む。）について自ら確認することができる。

2 製造業者又は輸入業者は、総務省令で定めるところにより検証を行い、その特別特定無線設備の工事設計が前章に定める技術基準に適合するものであり、かつ、当該工事設計に基づく特別特定無線設備のいずれもが当該工事設計に合致するものとなることを確保することができると認めるときに限り、前項の規定による確認（次項において「技術基準適合自己確認」という。）を行うものとする。

3 製造業者又は輸入業者は、技術基準適合自己確認をしたときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を総務大臣に届け出ることができる。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 技術基準適合自己確認を行った特別特定無線設備の種別及び工事設計

三 前項の検証の結果の概要

四 第二号の工事設計に基づく特別特定無線設備のいずれもが当該工事設計に合致することの確認の方法

五 その他技術基準適合自己確認の方法等に関する事項で総務省令で定めるもの

4 前項の規定による届出をした者（以下「届出業者」という。）は、総務省令で定めるところにより、第二項の検証に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

5 届出業者は、第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

6 総務大臣は、第三項の規定による届出があつたときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。前項の規定による届出があつた場合において、その公示した事項に変更があつたときも、同様とする。

7 総務大臣は、第一項の総務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、経済産業大臣の意見を聴かなければならない。

（工事設計合致義務等）

第三十八條の三十四 届出業者は、前条第三項の規定による届出に係る工事設計（以下単に「届出工事設計」という。）に基づく特別特定無線設備を製造し、又は輸入する場合においては、当該特別特定無線設備を当該届出工事設計に合致するようにしなければならない。

2 届出業者は、前条第三項の規定による届出に係る確認の方法に従い、その製造又は輸入に係る前項の特別特定無線設備について検査を行い、総務省令で定めるところにより、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。（表示）

第三十八條の三十五 届出業者は、届出工事設計に基づく特別特定無線設備について、前条第二項の規定による義務を履行したときは、当該特別特定無線設備に総務省令で定める表示を付することができる。（表示の禁止）

第三十八條の三十六 総務大臣は、次の各号に掲げる場合には、届出業者に対し、二年以内の期間を定めて、当該各号に定める届出工事設計又は工事設計に基づく特別特定無線設備に前条の表示を付することを禁止することができる。

一 届出工事設計に基づく特別特定無線設備が前章に定める技術基準に適合していない場合において、他の無線局の運用を妨害するような混信その他の妨害又は人体への危害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき（第五号に掲げる場合を除く。）

二 届出業者が第三十八條の三十三第三項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をしたとき

三 届出業者が第三十八條の三十三第四項又は第三十八條の三十四第二項の規定に違反したとき

四 届出業者が第三十八條の三十八において準用する第三十八條の二十七の規定による命令に違反したとき

五 前章に定める技術基準が変更された場合において、当該変更前に第三十八條の三十三第三項の規定により届け出た工事設計が当該変更後の技術基準に適合しないと認めるとき。

（当該工事設計）

第三十八條の三十七 総務大臣は、届出業者が前条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当した場合において、再び同項第二号から第四号までのいずれかに該当するおそれがあると認

めるときは、当該届出業者に対し、二年以内の期間を定めて、特別特定無線設備に第三十八條の三十五の表示を付することを禁止することができる。

2 総務大臣は、前項の規定により表示を付することを禁止したときは、その旨を公示しなければならない。（準用）

第三十八條の三十八 第三十八條の二十から第三十八條の二十二まで及び第三十八條の二十七の規定は届出業者及び特別特定無線設備について、第三十八條の二十三の規定は届出工事設計に基づく特別特定無線設備について準用する。

この場合において、第三十八條の二十第一項中「当該技術基準適合証明」とあるのは、「その届出に」と、第三十八條の二十二第一項中「登録証明機関による技術基準適合証明を受けた」とあるのは「届出工事設計に基づく」と、同条及び第三十八條の二十三第一項中「第三十八條の七第一項」とあるのは「第三十八條の三十五」と、第三十八條の二十二第一項中「は、当該」とあるのは「は、当該届出工事設計に係る」と、第三十八條の二十七中「第三十八條の二十五第一項」とあるのは「第三十八條の三十四第一項」と、「工事設計認証」とあるのは「第三十八條の三十三第三項の規定による届出」と読み替えるものとする。

（登録簿）

第三十八條の四十一 総務大臣は、第三十八條の三十九第一項の登録を受けた者（以下「登録修理業者」という。）について、登録修理業者登録簿を備え、次に掲げる事項を登録しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事務所の名称及び所在地

三 修理する特別特定無線設備の範囲

四 特別特定無線設備の修理の方法の概要

五 修理された特別特定無線設備が前章に定める技術基準に適合することの確認（以下この節において「修理の確認」という。）の方法の概要

前項の申請書には、総務省令で定めるところにより、特別特定無線設備の修理の方法及び修

理の確認の方法を記載した修理方法書その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。（登録の基準）

第三十八條の四十 総務大臣は、前条第一項の登録を申請した者が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 特別特定無線設備の修理の方法が、修理された特別特定無線設備の使用により他の無線局の運用を著しく妨害するような混信その他の妨害を与えるおそれが少ないものとして総務省令で定める基準に適合するものであること。

二 修理の確認の方法が、修理された特別特定無線設備が前章に定める技術基準に適合することを確認できるものであること。

2 第二十四條の二第五項（第一号を除く。）及び第六項の規定は、前条第一項の登録について準用する。この場合において、第二十四條の二第五項第二号中「第二十四條の十又は第二十四條の十三第三項」とあるのは「第三十八條の四十七」と、同項第三号中「前二号のいずれか」とあるのは「前号」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「前項、第三十八條の三十九及び第三十八條の四十第一項」と読み替えるものとする。

（登録簿）

第三十八條の四十二 登録修理業者は、第三十八條の三十九第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の変更登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

3 第二十四条の二第五項（第一号を除く。）及び第六項、第三十八条の三十九第三項並びに第三十八条の四十第一項の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第二十四条の二第五項第二号中「第二十四条の十又は第二十四条の十三第三項」とあるのは「第三十八条の四十七」と、同項第三号中「前二号のいずれか」とあるのは「前号」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「前項、第三十八条の三十九及び第三十八条の四十第一項」と読み替えるものとする。

4 登録修理業者は、第三十八条の三十九第二項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があったとき、修理方法書を変更したとき（第一項の変更登録を受けたときを除く。）又は第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（登録修理業者の義務）

第三十八条の四十三 登録修理業者は、その登録に係る特別特定無線設備を修理する場合には、修理方法書に従い、修理及び修理の確認をしなければならない。

2 登録修理業者は、その登録に係る特別特定無線設備を修理する場合には、総務省令で定めるところにより、修理及び修理の確認の記録を作成し、これを保存しなければならない。

（表示）

第三十八条の四十四 登録修理業者は、その登録に係る特別特定無線設備を修理したときは、総務省令で定めるところにより、当該特別特定無線設備に修理をした旨の表示を付さなければならない。

2 何人も、前項の規定により表示を付する場合を除くほか、国内において無線設備に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

3 登録修理業者は、修理方法書に従い、その登録に係る特別特定無線設備の修理及び修理の確認をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該特別特定無線設備に、第三十八条の七第一項（第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む）、第三十八条の二十六（第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む）、第三十八条の三十五又はこの項の規定により当該特別特定無線設備に付されている表示と同一の表示を付することができる。

（登録修理業者に対する改善命令等）

第三十八条の四十五 総務大臣は、登録修理業者が第三十八条の四十第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録修理業者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 総務大臣は、登録修理業者が第三十八条の四十三の規定に違反していると認めるときは、当該登録修理業者に対し、修理の方法又は修理の確認の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

3 総務大臣は、登録修理業者が修理したその登録に係る特別特定無線設備が、前章に定める技術基準に適合しておらず、かつ、当該特別特定無線設備の使用により他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害又は人体への危害を与えるおそれがあると認める場合において、当該妨害又は危害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、当該登録修理業者に対し、当該特別特定無線設備による妨害又は危害の拡大を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（廃止の届出）

第三十八条の四十六 登録修理業者は、その登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、第三十八条の三十九第一項の登録は、その効力を失う。

（登録の取消し）

第三十八条の四十七 総務大臣は、登録修理業者が第三十八条の四十第二項において準用する第二十四条の二第五項第三号に該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 総務大臣は、登録修理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- 一 この節の規定に違反したとき。
- 二 第三十八条の四十五第一項から第三項までの規定による命令に違反したとき。
- 三 不正な手段により第三十八条の三十九第一項の登録又は第三十八条の四十二第一項の変更登録を受けたとき。

第三十八条の四十八 第二十四条の十一の規定は登録修理業者の登録について、第三十八条の二

十及び第三十八条の二十一の規定は登録修理業者及び特別特定無線設備について準用する。この場合において、第二十四条の十一中「第二十四条の二の第二項若しくは第二十四条の九第二項」とあるのは「第三十八条の四十六第二項」と、「前条」とあるのは「第三十八条の四十七」と、第三十八条の二十第一項中「当該技術基準適合証明に」とあるのは「当該登録修理業者が修理したその登録に」と読み替えるものとする。

第四章 無線従事者

（無線設備の操作）

第三十九条 第四十条の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者（義務船舶局等の無線設備であつて総務省令で定めるものの操作については、第四十八条の二第一項の船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者。以下この条において同じ。）以外の者は、無線局（アマチュア無線局を除く。以下この条において同じ。）の無線設備の操作の監督を行う者（以下「主任無線従事者」という。）として選任された者であつて第四項の規定によりその選任の届出がされたものにより監督を受けなければならない。無線局の無線設備の操作（簡易な操作であつて総務省令で定めるものを除く。）を行つてはならない。ただし、船舶又は航空機が航行中であるため無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

2 モールス符号を送り、又は受ける無線電信の操作その他総務省令で定める無線設備の操作は、前項本文の規定にかかわらず、第四十条の定めるところにより、無線従事者でなければ行つてはならない。

3 主任無線従事者は、第四十条の定めるところにより無線設備の操作の監督を行うことができる。無線従事者であつて、総務省令で定める事由に該当しないものでなければならぬ。

4 無線局の免許人等は、主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

5 前項の規定によりその選任の届出がされた主任無線従事者は、無線設備の操作の監督に関し総務省令で定める職務を誠実に行わなければならない。

6 第四項の規定によりその選任の届出がされた主任無線従事者の監督の下に無線設備の操作に

従事する者は、当該主任無線従事者が前項の職務を行うため必要であると認めてする指示に従わなければならない。

7 無線局（総務省令で定めるものを除く。）の免許人等は、第四項の規定によりその選任の届出をした主任無線従事者に、総務省令で定める期間ごとに、無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。（指定講習機関の指定）

第三十九条の二 総務大臣は、その指定する者

（以下「指定講習機関」という。）に、前条第七項の講習（以下単に「講習」という。）を行わせることができる。

2 指定講習機関の指定は、総務省令で定める区分ごとに、講習を行おうとする者の申請により行う。

3 総務大臣は、指定講習機関の指定をしたときは、当該指定に係る区分の講習を行わないものとする。

4 総務大臣は、第二項の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、指定講習機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、講習の業務の実施の方法その他の事項についての講習の業務の実施に関する計画が講習の業務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二 前号の講習の業務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足る財政的基礎を有するものであること。

三 講習の業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて講習が公正になるおそれがないこと。

四 その指定をすることによつて申請に係る区分の講習の業務の適正かつ確実な実施を阻害することとならないこと。

5 総務大臣は、第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定講習機関の指定をしてはならない。

一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。

二 この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わし、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

三 第三十九条の十一第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

四 その役員のうちに、第二号に該当する者があつたこと。

(指定の公示等)

第三十九条の三 総務大臣は、指定講習機関の指定をしたときは、指定講習機関の名称及び住所、指定に係る区分、講習の業務を行う事務所の所在地並びに講習の業務の開始の日を公示しなければならない。

2 指定講習機関は、その名称若しくは住所又は講習の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 総務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(役員及び職員公務員たる性質)

第三十九条の四 講習の業務に従事する指定講習機関の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務規程)

第三十九条の五 指定講習機関は、総務省令で定める講習の業務の実施に関する事項について業務規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可をした業務規程が講習の業務の適正かつ確実な実施をする上で不適当なものとなつたと認めるときは、指定講習機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(指定講習機関の事業計画等)

第三十九条の六 指定講習機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、総務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定講習機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に総務大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第三十九条の七 指定講習機関は、総務省令で定めるところにより、講習に関する事項で総務省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第三十九条の八 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定講習機関に対し、講習の業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び立入検査)

第三十九条の九 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定講習機関に対し、講習の業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定講習機関の事業所に立ち入り、講習の業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(業務の休廃止)

第三十九条の十 指定講習機関は、総務大臣の許可を受けなければ、講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 総務大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第三十九条の十一 総務大臣は、指定講習機関が第三十九条の二第五項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 総務大臣は、指定講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十九条の三第二項、第三十九条の五第一項、第三十九条の六、第三十九条の七又は前条第一項の規定に違反したとき。

二 第三十九条の二第四項各号（第四号を除く。）のいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。

三 第三十九条の五第二項又は第三十九条の八の規定による命令に違反したとき。

四 第三十九条の五第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで講習の業務を行ったとき。

五 不正な手段により指定を受けたとき。

3 総務大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により講習

の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(総務大臣による講習の実施)

第三十九条の十二 総務大臣は、指定講習機関が第三十九条の十第一項の規定により講習の業務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定講習機関に対し講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定講習機関が天災その他の事由により講習の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第三十九条の二第三項の規定にかかわらず、講習の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 総務大臣は、前項の規定により講習の業務を行うこととし、又は同項の規定により行つている講習の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を公示しなければならない。

3 総務大臣が、第一項の規定により講習の業務を行うこととし、第三十九条の十第一項の規定により講習の業務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における講習の業務の引継ぎその他の必要な事項は、総務省令で定める。

(アマチュア無線局の無線設備の操作)

第三十九条の十三 アマチュア無線局の無線設備の操作は、次条の定めるところにより、無線従事者でなければ行つてはならない。ただし、外国において同条第一項第五号に掲げる資格に相当する資格として総務省令で定めるものを有する者が総務省令で定めるところによりアマチュア無線局の無線設備の操作を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

(無線従事者の資格)

第四十条 無線従事者の資格は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる資格とする。

- 一 無線従事者（総合） 次の資格
 - イ 第一級総合無線通信士
 - ロ 第二級総合無線通信士
 - ハ 第三級総合無線通信士
- 二 無線従事者（海上） 次の資格
 - イ 第一級海上無線通信士
 - ロ 第二級海上無線通信士
 - ハ 第三級海上無線通信士
 - ニ 第四級海上無線通信士

ホ 政令で定める海上特殊無線技士

三 無線従事者（航空） 次の資格

イ 航空無線通信士

ロ 政令で定める航空特殊無線技士

四 無線従事者（陸上） 次の資格

イ 第一級陸上無線技術士

ロ 第二級陸上無線技術士

ハ 政令で定める陸上特殊無線技士

五 無線従事者（アマチュア） 次の資格

イ 第一級アマチュア無線技士

ロ 第二級アマチュア無線技士

ハ 第三級アマチュア無線技士

ニ 第四級アマチュア無線技士

2 前項第一号から第四号までに掲げる資格を有する者の行い、又はその監督を行うことができる無線設備の操作の範囲及び同項第五号に掲げる資格を有する者の行うことができる無線設備の操作の範囲は、資格別に政令で定める。

(免許)

第四十一条 無線従事者になろうとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。

2 無線従事者の免許は、次の各号のいずれかに該当する者（第二号から第四号までに該当する者にあつては、第四十八条第一項後段の規定により期間を定めて試験を受けさせないこととした者で、当該期間を経過しないものを除く。）でなければ、受けることができない。

一 前条第一項の資格別に行う無線従事者国家試験に合格した者

二 前条第一項の資格（総務省令で定めるものに限る。）の無線従事者の養成課程で、総務大臣が総務省令で定める基準に適合するものであることの認定をしたものを修了した者

三 次に掲げる学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による学校において次に掲げる当該学校の区分に応じ前条第一項の資格（総務省令で定めるものに限る。）ごとに総務省令で定める無線通信に関する科目を修めて卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）

イ 短期大学（短期大学を除く。）

ロ 前期課程を含む。又は高等専門学校

ハ 高等学校又は中等教育学校

四 前条第一項の資格（総務省令で定めるものに限る。）ごとに前三号に掲げる者として総務省令

上の知識及び技能を有する者として総務省令

で定める同項の資格及び業務経歴その他の要件を備える者

(免許を与えない場合)

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者に對しては、無線従事者の免許を与えないことができる。

一 第九章の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第七十九条第一項第一号又は第二号の規定により無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から二年を経過しない者

三 著しく心身に欠陥があつて無線従事者たるに適しない者

(無線従事者原簿)

第四十三条 総務大臣は、無線従事者原簿を備へつけ、免許に関する事項を記載する。

(無線従事者国家試験)

第四十四条 無線従事者国家試験は、無線設備の操作に必要な知識及び技能について行う。

第四十五条 無線従事者国家試験は、第四十条の資格別に、毎年少なくとも一回総務大臣が行う。

(指定試験機関の指定)

第四十六条 総務大臣は、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、無線従事者国家試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、総務省令で定める区分ごとに一を限り、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 総務大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、当該指定に係る区分の試験事務を行わないものとする。

4 総務大臣は、第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。

二 この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

三 第四十七条の五において準用する第三十九条の十一第一項又は第二項の規定により指定

を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第四十七条の二第三項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

(試験事務の実施)

第四十七条 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、無線従事者として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、総務省令で定める要件を備える者(以下「試験員」という。)に行わせなければならない。

(役員等の選任及び解任)

第四十七条の二 指定試験機関の役員を選任及び解任は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 指定試験機関は、試験員を選任し、又は解任したときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 総務大臣は、指定試験機関の役員又は試験員が、この法律、この法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は第四十七条の五において準用する第三十九条の五第一項の業務規程に違反したときは、その指定試験機関に対し、その役員又は試験員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第四十七条の三 指定試験機関の役員若しくは職員(試験員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(指定試験機関の事業計画等)

第四十七条の四 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(準用)

第四十七条の五 第三十九条の二第四項(第四号を除く。)、第三十九条の三、第三十九条の五、

第三十九条の六第二項及び第三十九条の七から第三十九条の十二までの規定は、指定試験機関について準用する。この場合において、第三十九条の二第四項中「第二項」とあるのは、「第四十六條第二項」と、同項、第三十九条の三第一項及び第二項、第三十九条の五、第三十九条の八、第三十九条の九第一項、第三十九条の十第一項、第三十九条の十一第二項及び第三項並びに第三十九条の十二中「講習の業務」とあり、並びに第三十九条の七中「講習」とあるのは、「第四十六條第一項の試験事務」と、第三十九条の二第四項第三号中「講習が」とあるのは、「第四十六條第一項の試験事務が」と、第三十九条の十一第一項中「第三十九条の二第五項」とあるのは、「第四十六條第四項」と、同条第二項第一号中「第三十九条の六、第三十九条の七又は前条第一項」とあるのは、「第三十九条の六第二項、第三十九条の七、前条第一項又は第四十七條から第四十七條の四まで」と、同条第三号中「又は第三十九条の八」とあるのは、「第三十九条の八又は第四十七條の二第三項」と、第三十九条の十二第一項中「第三十九条の二第三項」とあるのは、「第四十六條第三項」と読み替へるものとする。

(受験の停止等)

第四十八条 無線従事者国家試験に關して不正の行為があつたときは、総務大臣は、当該不正行為に關係のある者について、その受験を停止し、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けさせないことができる。

(船舶局無線従事者証明)

第四十八条の二 第三十九条第一項本文の総務省令で定める義務船舶局等の無線設備の操作又はその監督を行おうとする者は、総務大臣に申請して、船舶局無線従事者証明を受けることができる。

2 総務大臣は、船舶局無線従事者証明を申請した者が、総務省令で定める無線従事者の資格を有し、かつ、次の各号の一に該当するときは、船舶局無線従事者証明を行わなければならない。

一 総務大臣が当該申請者に対して行う義務船舶局等の無線設備の操作又はその監督に關する訓練の課程を修了したとき。

二 総務大臣が前号の訓練の課程と同等の内容を有するもので、認定した訓練の課程を修了したとき。

(総務省令への委任)

第四十九条 第三十九条及び第四十一条から前条までに規定するもののほか、講習の科目その他講習の実施に関する事項、免許の申請、免許証の交付、再交付及び返納その他無線従事者の免許に関する手続的事項、第四十一条第二項第二号の認定に関する事項並びに試験科目、受験手続その他無線従事者国家試験の実施細目並びに船舶局無線従事者証明の申請、船舶局無線従事者証明書の交付、再交付及び返納、第四十八条の二第二項第一号及び前条第一号の総務大臣が行う訓練の課程、第四十八条の二第二項第二号

二 総務大臣が前号の訓練の課程と同等の内容を有するものであると認定した訓練の課程を修了しており、その修了した日から五年を経過していないとき。

3 第四十二条(第三号を除く。)の規定は、船舶局無線従事者証明に準用する。この場合において、同条第二号中「第七十九条第一項第一号」とあるのは、「第七十九条第二項において準用する同条第一項第一号」と読み替へるものとする。

(船舶局無線従事者証明の失効)

第四十八条の三 船舶局無線従事者証明は、当該船舶局無線従事者証明を受けた者がこれを受けた日以降において次の各号の一に該当するときは、その効力を失う。

一 当該船舶局無線従事者証明に係る訓練の課程を修了した日から起算して五年を経過する日までの間第三十九条第一項本文の総務省令で定める義務船舶局等の無線設備その他総務省令で定める無線局の無線設備の操作又はその監督の業務に従事せず、かつ、当該期間内に総務大臣が義務船舶局等の無線設備の操作又はその監督に關して行う船舶局無線従事者証明を受けている者に対する訓練の課程又は総務大臣がこれと同等の内容を有するものであると認定した訓練の課程を修了しなかつたとき。

二 引き続き五年間前号の業務に従事せず、かつ、当該期間内に同号の訓練の課程を修了しなかつたとき。

三 前条第二項の無線従事者の資格を有する者でなくなつたとき。

四 第七十九条の二第一項の規定により船舶局無線従事者証明の効力を停止され、その停止の期間が五年を超えたとき。

(総務省令への委任)

第四十九条 第三十九条及び第四十一条から前条までに規定するもののほか、講習の科目その他講習の実施に関する事項、免許の申請、免許証の交付、再交付及び返納その他無線従事者の免許に関する手続的事項、第四十一条第二項第二号の認定に関する事項並びに試験科目、受験手続その他無線従事者国家試験の実施細目並びに船舶局無線従事者証明の申請、船舶局無線従事者証明書の交付、再交付及び返納、第四十八条の二第二項第一号及び前条第一号の総務大臣が行う訓練の課程、第四十八条の二第二項第二号

及び前条第一号の認定その他船舶局無線従事者証明の実施に関する事項は、総務省令で定める。

(遭難通信責任者の配置等)

第五十条 旅客船又は総トン数三百トン以上の船舶であつて、国際航海に従事するものの義務船舶局には、遭難通信責任者（その船舶における第五十二条第一号から第三号までに掲げる通信に関する事項を統括管理する者をいう。）として、総務省令で定める無線従事者であつて、船舶局無線従事者証明を受けているものを配置しなければならない。

2 総務大臣は、前項に規定するもののほか、必要があると認めるときは、総務省令により、無線局に配置すべき無線従事者の資格（主任無線従事者及び船舶局無線従事者証明に係るものを含む。）ことの員数を定めることができる。

(選解任届)

第五十一条 第三十九条第四項の規定は、主任無線従事者以外の無線従事者の選任又は解任に準用する。

第五章 運用

第一節 通則

(目的外使用の禁止等)

第五十二条 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項（特定地上基幹放送局については放送事項）の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。

一 遭難通信（船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥つた場合に遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。以下同じ。）

二 緊急通信（船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合に緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。以下同じ。）

三 安全通信（船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。以下同じ。）

四 非常通信（地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人

命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。以下同じ。）

五 放送の受信

六 その他総務省令で定める通信

第五十三条 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状又は第二十七条の二十五第一項の登録状（次条第一号及び第七百三条の第二項第二号において「免許状等」という。）に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

第五十四条 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の各号の定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

一 免許状等に記載されたものの範囲内であること。

二 通信を行うため必要最小のものであること。

第五十五条 無線局は、免許状に記載された運用許可時間内であれば、運用してはならない。ただし、第五十二条各号に掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。（混信等の防止）

第五十六条 無線局は、他の無線局又は電波天文業務（宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。但し、第五十二条第一号から第四号までに掲げる通信については、この限りでない。

2 前項に規定する指定は、当該指定に係る受信設備を設置している者の申請により行なう。

3 総務大臣は、第一項に規定する指定をしたときは、当該指定に係る受信設備について、総務省令で定める事項を公示しなければならない。

4 前二項に規定するもののほか、指定の申請の手続、指定の基準、指定の取消しその他の第一項に規定する指定に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(疑似空中線回路の使用)

第五十七条 無線局は、次に掲げる場合には、なるべく疑似空中線回路を使用しなければならない。

一 無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するとき。

二 実験等無線局を運用するとき。

(アマチュア無線局の通信)

第五十八条 アマチュア無線局の行う通信には、暗語を使用してはならない。

(秘密の保護)

第五十九条 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信（電気通信事業法第四条第一項又は第六百六十四条第三項の通信であるものを除く。第百九条並びに第百九条の二第二項及び第三項において同じ。）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。（時計、業務書類等の備付け）

第六十条 無線局には、正確な時計及び無線業務日誌その他総務省令で定める書類を備え付けておかなければならない。ただし、総務省令で定める無線局については、これらの全部又は一部の備付けを省略することができる。（通信方法等）

第六十一条 無線局の呼出し又は応答の方法その他の通信方法、時刻の照合並びに救命艇の無線設備及び方位測定装置の調整その他無線設備の機能を維持するために必要な事項の細目は、総務省令で定める。

第二節 海岸局等の運用

(船舶局の運用)

第六十二条 船舶局の運用は、その船舶の航行中に限る。但し、受信装置のみを運用するとき、第五十二条各号に掲げる通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

2 海岸局（船舶局と通信を行うため陸上に開設する無線局をいう。以下同じ。）は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するために必要な措置をとることを求めることができる。

3 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

(海岸局等の運用)

第六十三条 海岸局及び海岸地球局（陸上に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により船舶地球局と無線通信を行うものをいう。以下

同じ。）は、常時運用しなければならない。ただし、総務省令で定める海岸局及び海岸地球局については、この限りでない。

第六十四条 削除

(聴守義務)

第六十五条 次の表の上欄に掲げる無線局で総務省令で定めるものは、同表の一の項及び二の項に掲げる無線局にあつては常時、同表の三の項に掲げる無線局にあつては総務省令で定める時間中、同表の四の項に掲げる無線局にあつてはその運用義務時間（無線局を運用しなければならない時間）をいう。以下同じ。）中、その無線局に係る同表の下欄に掲げる周波数で聴守をしなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

無線局	周波数
一 デジタル選択呼総務省令で定める周波数 出装置を施設している船舶局及び海岸局	
二 船舶地球局及び総務省令で定める周波数 海岸地球局	
三 船舶局	百五十六・六五メガヘルツ、 百五十六・八メガヘルツ及び 総務省令で定める周波数
四 海岸局	総務省令で定める周波数

第六十六条 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局（次条及び第六十八条において「海岸局等」という。）は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。

2 無線局は、遭難信号又は第五十二条第一号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。

(緊急通信)

第六十七条 海岸局等は、遭難通信に次ぐ優先順位をもつて、緊急通信を取り扱わなければならない。

2 海岸局等は、緊急信号又は第五十二条第二号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除

き、その通信が自局に関係のないことを確認するまでの間（総務省令で定める場合には、少なくとも三分間）継続してその緊急通信を受信しなければならない。

（安全通信）

第六十八条 海岸局等は、速やかに、かつ、確実に安全通信を取り扱わなければならない。

2 海岸局等は、安全信号又は第五十二条第三号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、その通信が自局に関係のないことを確認するまでその安全通信を受信しなければならない。

（船舶局の機器の調整のための通信）

第六十九条 海岸局又は船舶局は、他の船舶局から無線設備の機器の調整のための通信を求められたときは、支障のない限り、これに応じなければならない。

第七十条 削除

第三節 航空局等の運用

（航空機局の運用）

第七十条の二 航空機局の運用は、その航空機の航行中及び航行の準備中に限る。但し、受信装置のみを運用するとき、第五十二条各号に掲げる通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

2 航空局（航空機局と通信を行うため陸上に開設する無線局をいう。以下同じ。）又は海岸局は、航空機局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している航空機局に対して、その妨害を除去するために必要な措置をとることを求めることができる。

3 航空機局は、航空局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、航空局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

（運用義務時間）

第七十条の三 義務航空機局及び航空機地球局は、総務省令で定める時間運用しなければならない。

2 航空局及び航空地球局（陸上に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により航空機地球局と無線通信を行うものをいう。次条において同じ。）は、常時運用しなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

（聴守義務）

第七十条の四 航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局（第七十条の六第二項において

「航空局等」という。）は、その運用義務時間中は、総務省令で定める周波数で聴守しなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

（航空機局の通信連絡）

第七十条の五 航空機局は、その航空機の航行中は、総務省令で定める方法により、総務省令で定める航空局と連絡しなければならない。

（無線設備等保守規程の認定等）

第七十条の五の二 航空機局等（航空機局又は航空機地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）の免許人は、総務省令で定めるところにより、当該航空機局等に係る無線局の基準適合性（無線局の無線設備がその工事設計に合致しており、かつ、その無線従事者の資格（第三十九条第三項に規定する主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数が第三十九条及び第四十条の規定に、その時計及び書類が第六十条の規定にそれぞれ違反していないことをいう。次項において同じ。）を確保するための無線設備等の点検その他の保守に関する規程（以下「無線設備等保守規程」という。）を作成し、これを総務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 総務大臣は、前項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る無線設備等保守規程が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

一 第七十三条第一項の総務省令で定める時期を勘案して総務省令で定める時期ごとに、その申請に係る航空機局等に係る無線局の基準適合性を確認するものであること。

二 その申請に係る航空機局等に係る無線局の基準適合性を確保するために十分なものであること。

3 第一項の認定を受けた免許人（以下この条において「認定免許人」という。）は、当該認定を受けた無線設備等保守規程を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認定を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 第二項の規定は、前項の変更の認定について準用する。

5 認定免許人は、第三項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

6 認定免許人は、毎年、総務省令で定めるところにより、第一項の認定を受けた無線設備等保守規程（第三項の変更の認定又は前項の変更の届出があつたときは、その変更後のもの。次項において同じ。）に従つて行う当該認定に係る航空機局等の無線設備等の点検その他の保守の実施状況について総務大臣に報告しなければならない。

7 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の認定を取り消すことができる。

一 第一項の認定を受けた無線設備等保守規程が第二項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。

二 認定免許人が第一項の認定を受けた無線設備等保守規程に従つて当該認定に係る航空機局等の無線設備等の点検その他の保守を行っていないと認めるとき。

三 認定免許人が不正な手段により第一項の認定又は第三項の変更の認定を受けたとき。

8 総務大臣は、前項（第一号を除く。）の規定により第一項の認定の取消しをしたときは、当該認定免許人であつた者が受けている他の無線設備等保守規程の同項の認定を取り消すことができる。

9 第二十条第一項、第七項及び第九項の規定は、認定免許人について準用する。この場合において、同条第七項中「船舶局若しくは船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）のある船舶又は無線設備が遭難自動通報設備若しくはリーダーのみの無線局のある船舶」とあるのは「第七十条の五の二第一項の認定に係る同項に規定する航空機局等のある航空機」と、「船舶の」とあるのは「航空機の」と、「船舶を」とあるのは「航空機を」と、同条第九項中「前二項」とあるのは「第七項」と読み替へるものとする。

10 認定免許人が開設している第一項の認定に係る航空機局等については、第七十三条第一項の規定は、適用しない。

（準用）

第七十条の六 第六十九条（船舶局の機器の調整のための通信）の規定は、航空局及び航空機局の運用について準用する。

2 第六十六条（遭難通信）及び第六十七条（緊急通信）の規定は、航空局等の運用について準用する。

第四節 無線局の運用の特例

（非常時運用人による無線局の運用）

第七十条の七 無線局（その運用が、専ら第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作

（次条第一項において単に「簡易な操作」という。）によるものに限る。）の免許人等は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を行うときは、当該無線局の免許等が効力を有する間、当該無線局を自己以外の者に運用させることができる。

2 前項の規定により無線局を自己以外の者に運用させた免許人等は、遅滞なく、当該無線局を運用する自己以外の者（以下この条において「非常時運用人」という。）の氏名又は名称、非常時運用人による運用の期間その他の総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

3 前項に規定する免許人等は、当該無線局の運用が適正に行われるよう、総務省令で定めるところにより、非常時運用人にに対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

4 第七十四条の二第二項、第七十六条第一項及び第三項、第七十六条の二の二並びに第八十一条の規定は、非常時運用人について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（免許人以外の者による特定の無線局の簡易な操作による運用）

第七十条の八 電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局（無線設備の設置場所、空中線電力等を勘案して、簡易な操作で運用することにより他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるとして総務省令で定めるものに限る。）の免許人は、当該無線局の免許人以外の者による運用（簡易な操作によるものに限る。以下この条において同じ。）が電波の能率的な利用に資するものである場合には、当該無線局の免許が効力を有する間、自己以外の者に当該無線局の運用を行わせることができる。ただし、免許人以外の者が第五条第三項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により自己以外の者に無線局の運用を行わせた免許人について準用する。

3 第七十四条の二第二項、第七十六条第一項及び第八十一条の規定は、第一項の規定により無線局の運用を行う当該無線局の免許人以外の者について準用する。

4 前二項の場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（登録人以外の者による登録局の運用）

第七十条の九 登録局の登録人は、当該登録局の登録人以外の者による運用が電波の能率的な利用に資するものであり、かつ、他の無線局の運用に混信その他の妨害を与えるおそれがないと認める場合には、当該登録局の登録が効力を有する間、当該登録局を自己以外の者に運用させることができる。ただし、登録人以外の者が第二十七条の二十三第二項各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 第七十条の七第二項及び第三項の規定は、前項の規定により自己以外の者に登録局を運用させた登録人について準用する。

3 第三十九条第四項及び第七項、第五十一条、第七十四条の二第二項、第七十六条第一項及び第三項、第七十六条の二の二並びに第八十一条の規定は、第一項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者について準用する。

4 前二項の場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六章 監督

（周波数等の変更）

第七十一条 総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局（登録局を除く。）の周波数若しくは空中線電力の指定を変更し、又は登録局の周波数若しくは空中線電力若しくは人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。

2 国は、前項の規定による無線局の周波数若しくは空中線電力の指定の変更又は登録局の周波数若しくは空中線電力若しくは人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命じたことによつて生じた損失を当該無線局の免許人等に対して補償しなければならない。

3 前項の規定により補償すべき損失は、同項の処分によつて通常生ずべき損失とする。

4 第二項の補償金額に不服がある者は、補償金額決定の通知を受けた日から六箇月以内に、訴えをもつて、その増額を請求することができる。

5 前項の訴においては、国を被告とする。

6 第一項の規定により人工衛星局の無線設備の設置場所の変更の命令を受けた免許人は、その命令に係る措置を講じたときは、速やかに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。（特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務）

第七十一条の二 総務大臣は、次に掲げる要件に該当する周波数割当計画又は基幹放送用周波数使用計画（以下「周波数割当計画等」という。）の変更を行う場合において、電波の適正な利用の確保を図るため必要があると認めるときは、予算の範囲内で、第三号に規定する周波数又は空中線電力の変更に係る無線設備の変更の工事をしようとする免許人その他の無線設備の設置者に対して、当該工事に要する費用に充てるための給付金の支給その他の必要な援助（以下「特定周波数変更対策業務」という。）を行うことができる。

一 特定の無線局区分（無線通信の態様、無線局の目的及び無線設備についての第三章に定める技術基準を基準として総務省令で定める無線局の区分をいう。以下同じ。）の周波数の使用に関する条件として周波数割当計画等の変更の公示の日から起算して十年を超えない範囲内で周波数の使用の期限を定めるとともに、当該無線局区分（以下この条において「旧割当区分」という。）に割り当てることが可能である周波数（以下この条において「割当変更周波数」という。）を旧割当区分以外の無線局区分にも割り当てることができるものであること。

二 割当変更周波数の割当てを受けることができる無線局区分のうち旧割当区分以外のもの（次号において「新割当区分」という。）に旧割当区分と無線通信の態様及び無線局の目的が同一である無線局区分（以下この号において「同一目的区分」という。）があるときは、割当変更周波数に占める同一目的区分に割り当てることが可能である周波数の割合が、四分の三以下であること。

三 新割当区分の無線局のうち周波数割当計画等の変更の公示と併せて総務大臣が公示するもの（以下「特定新規開設局」という。）の免許の申請に対して、当該周波数割当計画等の変更の公示の日から起算して五年以内に割当変更周波数を割り当てることができるものであること。この場合において、当該周波数割当計画等の変更の公示の日に、特定周波数変更対策業務（給付金の交付の決定を除く。）の一部を他の者に委託することができる。

2 総務大臣は、その公示する無線局（以下「特定公示局」という。）の円滑な開設を図るため、有効利用評価の結果に基づき周波数割当計画の変更をして、当該周波数割当計画の変更の公示の日から起算して五年（当該周波数割当計画の変更が免許人等に及ぼす経済的な影響を勘案して特に必要があると認められる場合は、十年。以下この項において「基準期間」という。）に満たない範囲内で当該特定公示局に係る無線局区分以外の無線局区分に割り当てることが可能である周波数の一部又は全部について周波数の使用の期限（以下「旧割当期限」という。）を定める場合（前項各号列記以外の部分に規定する場合に該当する場合を除く。）において、予算の範囲内で、旧割当期限が定められたことにより当該旧割当期限の満了の日までに無線局の周波数の指定の変更（登録局にあつては、周波数の変更登録を申請し又は無線局を廃止しようとする免許人等に対して、基準期間に満たない期間内で旧割当期限が定められたことにより当該免許人等に通常生ずる費用として総務省令で定めるものに充てるための給付金の支給その他の必要な援助（以下「特定周波数終了対策業務」という。）を行うことができる。）（指定周波数変更対策業務）

第七十一条の三 総務大臣は、その指定する者（以下「指定周波数変更対策機関」という。）に、特定周波数変更対策業務を行わせることができる。

2 指定周波数変更対策機関の指定は、特定周波数変更対策業務を行う周波数割当計画等の変更ごとに一を限り、特定周波数変更対策業務を行うおとする者の申請により行う。

3 総務大臣は、指定周波数変更対策機関の指定をしたときは、当該指定に係る特定周波数変更対策業務を行わないものとする。

4 第一項の規定により指定周波数変更対策機関が行う特定周波数変更対策業務に係る給付金の支給に関する基準は、総務省令で定める。

5 指定周波数変更対策機関は、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けて、特定周波数変更対策業務（給付金の交付の決定を除く。）の一部を他の者に委託することができる。

6 指定周波数変更対策機関は、特定周波数変更対策業務に必要があると認めるときは、給付金の交付の決定を受けた者から、必要な事項に関し報告を徴することができる。

7 指定周波数変更対策機関は、毎事業年度、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に総務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

8 指定周波数変更対策機関は、特定周波数変更対策業務以外の業務を行つていない場合には、当該業務に係る経理と特定周波数変更対策業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

9 総務大臣は、予算の範囲内で、指定周波数変更対策機関に対し、特定周波数変更対策業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

10 この条に定めるもののほか、指定周波数変更対策機関の財務及び会計に関し必要な事項は、総務省令で定める。

11 第三十九条の二第四項（第四号を除く。）、第三十九条の三、第三十九条の五、第三十九条の七から第三十九条の十二まで、第四十六条第四項、第四十七条の二第一項及び第三項、第四十七条の三並びに第四十七条の四の規定は、指定周波数変更対策機関について準用する。この場合において、第三十九条の二第四項及び第四十六条第四項中「第二項の申請」とあるのは、「第七十一条の三第二項の申請」と、第三十九条の二第四項、第三十九条の三第二項、第三十九条の五、第三十九条の八、第三十九条の九第一項、第三十九条の十第一項、第三十九条の十一第二項及び第三項並びに第三十九条の十二中「講習の業務」とあり、第三十九条の七中「講習」とあり、並びに第四十七条の三中「試験事

と同項の総務省令で定める時期に行う必要がないと認める場合及び当該無線局のある船舶又は航空機が当該時期に外国地間を航行中の場合においては、同項の規定にかかわらず、その時期を延期し、又は省略することができる。

第一項の検査は、当該無線局（人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保

第七十四条 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生

二 前項の規定により当該免許を取り消すこと又はこの項の規定により当該免許を取り消さないことが、次のイ又はロに掲げる無線局の

区分に応じ、当該イ又はロに定める事項に及ぼす影響

イ 基幹放送局 当該免許に係る基幹放送の受信者の利益

ロ 基幹放送局以外の無線局 公共の利益

三 その他総務省令で定める事項

3 総務大臣は、免許人が第五条第一項又は第四項の規定により免許を受けることができない者となつたと認めるときは、前項の規定により当該免許人の免許を取り消さないこととするか否かの決定をしなければならない。

4 総務大臣は、前項の決定をしようとするときは、当該決定に係る免許人の意見を聴かなければならない。

5 総務大臣は、第三項の決定をしたときは、遅滞なく、当該決定に係る免許人に対し、理由を付してその旨（当該決定が第二項の規定により当該免許人の免許を取り消さないこととするものであるときは、その旨及び同項の規定により定めたる期間）を通知しなければならない。

第七十六条 総務大臣は、免許人等がこの法律、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、三月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。

2 総務大臣は、包括免許人又は包括登録人がこの法律、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、三月以内の期間を定めて、包括免許又は第二十七条の三第二項の規定による登録に係る無線局の新たな開設を禁止することができる。

3 総務大臣は、前二項の規定によるほか、登録人が第三章に定める技術基準に適合しない無線設備を使用することにより他の登録局の運用に悪影響を及ぼすおそれがあるとき、その他登録局の運用が適正を欠くため電波の能率的な利用を阻害するおそれが著しいときは、三月以内の期間を定めて、その登録に係る無線局の運用の停止を命じ、運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限し、又は新たな開設を禁止することができる。

4 総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

一 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き六月以上休止したとき。

二 不正な手段により無線局の免許若しくは第十七条の許可を受け、又は第十九条の規定による指定の変更を行つたとき。

三 第一項の規定による命令又は制限に従わないとき。

四 免許人が第五条第三項第一号に該当するに至つたとき。

五 特定地上基幹放送局の免許人が第七条第二項第四号ロに適合しなくなつたとき。

5 総務大臣は、包括免許人が次の各号のいずれかに該当するときは、その包括免許を取り消すことができる。

一 第二十七条の五第一項第四号の期限（第二十七条の六第一項の規定による期限の延長があつたときは、その期限）までに特定無線局の運用を全く開始しないとき。

二 正当な理由がないのに、その包括免許に係る全ての特定無線局の運用を引き続き六月以上休止したとき。

三 不正な手段により包括免許若しくは第二十七条の八第一項の許可を受け、又は第二十七条の九の規定による指定の変更を行つたとき。

四 第一項の規定による命令若しくは制限又は第二項の規定による禁止に従わないとき。

五 包括免許人が第五条第三項第一号に該当するに至つたとき。

6 総務大臣は、登録人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 不正な手段により第二十七条の二十一第一項の登録又は第二十七条の二十六第一項若しくは第二十七条の三十三第一項の変更登録を受けたとき。

二 第一項の規定による命令若しくは制限、第二項の規定による禁止又は第三項の規定による命令、制限若しくは禁止に従わないとき。

三 登録人が第五条第三項第一号に該当するに至つたとき。

7 総務大臣は、前三項の規定によるほか、電気通信業務を行うことを目的とする無線局の免許人等が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許等を取り消すことができる。

一 電気通信事業法第十二条第一項の規定により同法第九条の登録を拒否されたとき。

二 電気通信事業法第十三条第四項において準用する同法第十二条第一項の規定により同法

第十三条第一項の変更登録を拒否されたとき（当該変更登録が無線局に関する事項の変更に係るものである場合に限る。）。

三 電気通信事業法第十五条の規定により同法第九条の登録を抹消されたとき。

8 総務大臣は、第四項（第四号を除く。）及び第五項（第五号を除く。）の規定により免許の取消しをしたとき、並びに第六項（第三号を除く。）の規定により登録の取消しをしたときは、当該免許人等であつた者が受けている他の無線局の免許等又は開設計画若しくは無線設備等保守規程の認定を取り消すことができる。

第七十六条の二 総務大臣は、特定無線局（第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）について、その包括免許の有効期間中において同時に開設されていることとなる特定無線局の数の最大のものが当該包括免許に係る指定無線局数を著しく下回ることが確実であると認めるに足りる相当な理由があるときは、その指定無線局数を削減することができる。この場合において、総務大臣は、併せて包括免許の周波数の指定を変更するものとする。

第七十六条の二の二 総務大臣は、登録局のうち特定の周波数の電波を使用するものが著しく多数であり、かつ、当該特定の周波数の電波を使用する登録局が更に増加することにより他の無線局の運用に重大な影響を与えるおそれがある場合として総務省令で定める場合において必要があると認めるときは、当該特定の周波数の電波を使用している登録局の登録人に對し、その影響を防止するため必要限度において、登録に係る無線局を新たに開設することを禁止し、又は当該登録局が開設している登録局の運用を制限することができる。

第七十六条の三 総務大臣は、第七十一条第一項の規定により周波数の指定を変更し、又は周波数の変更を命ずる場合のほか、有効利用評価の結果に基づき周波数割当計画を変更して特定の無線局区分に割り当てること可能な周波数の一部若しくは全部について周波数の使用の期限を定めるとき、又は開設指針において第二十七条の十二第三項第二号に規定する周波数の使用の期限を定めるときは、当該期限の到来後に、当該期限に係る周波数の電波を使用している無線局（登録局を除く。）の周波数の指定を変更し、当該周波数の電波を使用している登録局の周波数の変更を命じ、又は当該周波数の電

波を使用している無線局の免許等を取り消すことができる。

2 国は、前項の規定による無線局の周波数の指定の変更、登録局の周波数の変更の命令又は無線局の免許等の取消しによつて生じた損失を当該無線局の免許人等に対して補償しなければならない。

3 第七十一条第三項から第五項までの規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

第七十七条 総務大臣は、第七十五条から前条まで（第七十五条第二項から第五項まで並びに前条第二項及び第三項を除く。）の規定による処分をしたときは、理由を記載した文書を免許人等に送付しなければならない。

第七十八条 無線局の免許等がその効力を失つたときは、免許人等であつた者は、遅滞なく空中線の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（無線従事者の免許の取消し等）

第七十九条 総務大臣は、無線従事者が左の各号の一に該当するときは、その免許を取り消し、又は三箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止することができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

二 不正な手段により免許を受けたとき。

三 第四十二条第三号に該当するに至つたとき。

2 前項（第三号を除く。）の規定は、船舶局無線従事者証明を受けている者に準用する。この場合において、同項中「免許」とあるのは、「船舶局無線従事者証明」と読み替えるものとする。

3 第七十七条の規定は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による取消し又は停止に準用する。

第七十九条の二 総務大臣は、第八十一条の二第二項の規定により書類の提出を求められた者が当該書類を提出しないときは、その船舶局無線従事者証明の効力を停止することができる。

2 総務大臣は、前項の規定により船舶局無線従事者証明の効力を停止した場合において、同項

の書類の提出があつたときは、速やかにその停止を解除するものとする。

3 第七十七条の規定は、第一項の規定による停止に準用する。

(報告等)

第八十条 無線局の免許人等は、次に掲げる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

一 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行ったとき(第七十条の七第一項、第七十条の八第一項又は第七十条の九第一項の規定により無線局を運用させた免許人等以外の者が行つたときを含む)。

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。

三 無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。

第八十条の二 基幹放送局(第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送をする無線局を除く)の免許人(法人又は団体であるものに限り、総務省令で定めるものを除く)は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める期間ごとに、当該期間における次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。

一 第五条第四項第二号又は第三号(コミュニティ放送をする基幹放送局の免許人にあつては、同項第二号)に該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況

二 第六条第二項第九号に掲げる事項について第十七条第二項第二号の総務省令で定める変更があつた場合には、当該変更の内容

三 その他第五条第四項第二号又は第三号に該当することとならないようにすることに関する事項として総務省令で定める事項

第八十一条 総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人等に対し、無線局に関し報告を求めることができる。

第八十一条の二 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、船舶局無線従事者証明を受けている者に対し、船舶局無線従事者証明に関し報告を求めることができる。

2 総務大臣は、船舶局無線従事者証明を受けた者が第四十八条の三第一号又は第二号に該当する疑いのあるときは、その者に対し、総務省令

で定めるところにより、当該船舶局無線従事者証明の効力を確認するための書類であつて総務省令で定めるものの提出を求めることができる。(免許等を要しない無線局及び受信設備に対する監督)

第八十二条 総務大臣は、第四条第一号から第三号までに掲げる無線局(以下「免許等を要しない無線局」という)の無線設備の発する電波又は受信設備が副次的に発する電波若しくは高周波電流が他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 総務大臣は、免許等を要しない無線局の無線設備について又は放送の受信を目的とする受信設備以外の受信設備について前項の措置をとるべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させることができる。

3 第三十九条の九第二項及び第三項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

第七章 審査請求及び訴訟

第八十三条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による総務大臣の処分についての審査請求は、審査請求書正副二通を提出してしなければならない。

第八十四条 削除

(電波監理審議会への付議)

第八十五条 第八十三条の審査請求があつたときは、総務大臣は、その審査請求を却下する場合を除き、遅滞なく、これを電波監理審議会の議に付さなければならない。

(審理の開始)

第八十六条 電波監理審議会は、前条の規定により議に付された事案につき、審査請求が受理された日から三十日以内に審理を開始しなければならない。

第八十七条 審理は、電波監理審議会が事案を指定して指名する審理官が主宰する。ただし、事案が特に重要である場合において電波監理審議会が審理を主宰すべき委員を指名したときは、この限りでない。

第八十八条 審理の開始は、審査請求人に対し、審理官(前条ただし書の場合はその委員。以下

同じ。)の名をもつて、事案の要旨、審理の期日及び場所並びに出頭を求める旨を記載した審理開始通知書を送付して行う。

第九十二条の三 審理官は、審査請求人、参加人若しくは指定職員の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求め、かつ、その提出された物件を留め置くことができる。

(検証)

第八十九条 利害関係者は、審理官の許可を得て、参加人として当該審理に関する手続に参加することができる。

第九十二条の四 審理官は、審査請求人、参加人若しくは指定職員の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。

2 審理官は、必要があると認めるときは、利害関係者に対し、参加人として当該審理に関する手続に参加することを求めることができる。(代理人及び指定職員)

2 審理官は、審査請求人、参加人又は指定職員の申立てにより前項の検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を申立人に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

第九十条 利害関係者は、弁護士その他適当と認める者を代理人に選任することができる。

第九十二条の五 審理官は、審査請求人、参加人若しくは指定職員の申立てにより又は職権で、審査請求人又は参加人を審問することができる。この場合においては、第九十二条の二後段の規定を準用する。

2 総務大臣は、所部の職員でその指定するもの(以下「指定職員」という。)をして審理に関する手続に参加させることができる。

第九十三条 審理官は、審理に際しては、調査を作成しなければならない。

3 第一項の代理人は、審理に関し、審査請求人、参加人又は指定職員に代わつて一切の行為をすることができる。

2 審理官は、前項の調査に基き意見書を作成し、同項の調査とともに、電波監理審議会に提出しなければならない。

第九十一条 審査請求人、参加人又は指定職員は、審理の期日に出席して、意見を述べることができる。

3 電波監理審議会は、第一項の調査及び前項の意見書の謄本を公衆の閲覧に供しなければならない。

2 前項の場合において、審査請求人又は参加人は、審理官の許可を得て補佐人とともに出席することができる。

(証拠書類等の返還)

3 審理官は、審理に際し必要があると認めるときは、審査請求人、参加人又は指定職員に対して、意見の陳述を求めることができる。

第九十三条の二 審理官は、前条第二項の規定により意見書を提出したときは、すみやかに、第九十二条の規定により提出された証拠書類又は証拠物及び第九十二条の三の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

(審査請求の制限)

第九十三条の三 審理官が審理に関する手続においてする処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

第九十二条の二 審理官は、審査請求人、参加人若しくは指定職員の申立てにより又は職権で、適当と認める者に、参考人として出頭を求めてその知つていふ事実を陳述させ、又は鑑定をさせることができる。この場合においては、審査請求人、参加人又は指定職員も、その参考人に陳述を求めることができる。

第九十三条の四 電波監理審議会は、第九十三条の調査及び意見書に基づき、事案についての裁決案を議決しなければならない。

第九十二条の三 審理官は、審査請求人、参加人若しくは指定職員の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求め、かつ、その提出された物件を留め置くことができる。

(処分の執行停止)

第九十二条の二 審理官は、審査請求人、参加人若しくは指定職員の申立てにより又は職権で、適当と認める者に、参考人として出頭を求めてその知つていふ事実を陳述させ、又は鑑定をさせることができる。この場合においては、審査請求人、参加人又は指定職員も、その参考人に陳述を求めることができる。

第九十三条の五 総務大臣は、第八十五条の規定により電波監理審議会の議に付した事案に係る

処分につき、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項の規定による申立てがあつたときは、電波監理審議会の意見を聴かなければならない。

（裁決）

第九十四条 総務大臣は、第九十三条の四の議決があつたときは、その議決の日から七日以内に、その議決により審査請求についての裁決をする。

2 裁決書には、審理を経て電波監理審議会が認定した事実を示さなければならない。

3 総務大臣は、裁決をしたときは、行政不服審査法第五十一条の規定によるほか、裁決書の謄本を第八十九条の規定による参加人に送付しなければならない。

（参考人の旅費等）

第九十五条 第九十二条の二の規定により出頭を求められた参考人は、政令で定める額の旅費、日当及び宿泊料を受ける。

（総務省令への委任）

第九十六条 この章に定めるもののほか、審理に関する手続は、総務省令で定める。

（訴えの提起）

第九十六条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による総務大臣の処分不服がある者は、当該処分についての審査請求に対する裁決に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

（専属管轄）

第九十七条 前条の訴え（審査請求を却下する裁決に対する訴えを除く。）は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

（記録の送付）

第九十八条 前条の訴の提起があつたときは、裁判所は、遅滞なく総務大臣に対し当該事件の記録の送付を求めなければならない。

（事実認定の拘束力）

第九十九条 第九十七条の訴については、電波監理審議会が適法に認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときは、裁判所を拘束する。

2 前項に規定する実質的な証拠の有無は、裁判所が判断するものとする。

第七章の二 電波監理審議会

（設置）

第九十九条の二 電波及び放送法第二条第一号に規定する放送に関する事務の公平かつ能率的な

運営を図り、この法律及び放送法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、総務省に電波監理審議会を置く。

（組織）

第九十九条の二の二 電波監理審議会は、委員五人をもつて組織する。

2 電波監理審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理する。

4 電波監理審議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めて置かなければならない。

（委員の任命）

第九十九条の三 委員は、公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができないときは、総務大臣は、前項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで委員を任命することができる。この場合においては、任命後最初の国会において、両議院の同意を得なければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

一 拘禁刑以上の刑に処せられた者

二 国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 放送法第二十六条に規定する放送事業者、同条第二十七条に規定する認定放送持株会社、同法第二百五十二条第二項に規定する有料放送管理事業者、電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者（電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。）を設置する者に限る。）、無線設備の機器の製造業者若しくは販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わずこれと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下この条において同じ。）若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）

四 前号に掲げる事業者の団体の役員（任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。）

（服務）

第九十九条の四 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第九十六条、第九十八条から第一百零二条まで及び第一百五十五条の規定は、委員に準用する。

（任期）

第九十九条の五 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

2 委員は、再任されることができる。

（退職）

第九十九条の六 委員は、第九十九条の三第二項後段の規定による両議院の同意が得られなかつたときは、当然退職するものとする。

（罷免）

第九十九条の七 総務大臣は、委員が第九十九条の三第三項各号の一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

第九十九条の八 総務大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

（退職後の就職の制限）

第九十九条の九 委員であつた者は、その退職後一年間は、第九十九条の三第三項第三号及び第六号に掲げる職についてはならない。

（会議及び手続）

第九十九条の十 電波監理審議会は、会長を含む三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 電波監理審議会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

（必要の諮問事項）

第九十九条の十一 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 第四条第一号から第三号まで（免許等を要しない無線局）、第四条の二第二項、第二項（用途、周波数その他の条件を勘案した無線局の定めに係るものに限る。）及び第三項（適合表示無線設備とみなす条件）、第四条の三（呼出符号又は呼出名称の指定）、第六条第八項（無線局の免許申請期間）、第七条第一項第四号（基幹放送局以外の無線局の開設の根本的基準）、同条第二項第七号ハ（基幹

放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の基準）、同項第八号（基幹放送局の開設の根本的基準）、第八条第一項第三号（識別信号）、第九条第一項ただし書（許可を要しない工事設計変更）、同条第四項及び第十七条第一項（第六条第二項第六号に掲げる事項の変更）、第十三条第一項（無線局の免許の有効期間）、第十五条（簡易な免許手続）、第二十四条の二第四項第二号（検査等事業者の登録）、第二十六条の二第二項（電波の利用状況の調査）、第二十六条の三第三項（電波の有効利用評価の評価事項）、第二十七條の二（特定無線局）、第二十七條の四第三号（特定無線局の開設の根本的基準）、第二十七條の五第三項（包括免許の有効期間）、第二十七條の六第三項（特定無線局の開設等の届出）、第二十七條の十二第二項第一号（電波の有効利用の程度に関する基準）、第二十七條の十三第一項ただし書（申出人に関する事項）、同条第二項（開設指針の制定の要否に係る勘案事項）、第二十七條の十四第七項（開設計画の認定の有効期間）、第二十七條の十六第二項第三号（開設計画の認定の取消し猶予に係る勘案事項）、第二十七條の二十一第一項（登録）、第二十七條の二十四（登録の有効期間）、第二十七條の二十六第一項（変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七條の三十三第一項（包括登録人に関する変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七條の三十四（無線局の開設の届出）、第二十七條の三十八第一項（電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁）、第二十八條（第百条第五項において準用する場合を含む。）（電波の質）、第二十九條（受信設備の条件）、第三十條（第百条第五項において準用する場合を含む。）（安全施設）、第三十一條（周波数測定装置の備付け）、第三十二條（計器及び予備品の備付け）、第三十三條（義務船舶局の無線設備の機器）、第三十五條（義務船舶局等の無線設備の条件）、第三十六條（義務航空機局の条件）、第三十七條（無線設備の機器の検定）、第三十八條（第百条第五項において準用する場合を含む。）（技術基準）、第三十八條の二の二第二項（特定無線設備）、第三十八條の三第二項第二号（登録の基準）、第三十八條の三十三第一項（特別特定無線設備）、第三十九條第一項から第

三項まで、第五項及び第七項（無線設備の操作）、第三十九條の十三ただし書（アマチュア無線局の無線設備の操作）、第四十一条第二項第二号から第四号まで（無線従事者の養成課程に関する認定の基準等）、第四十七條（試験事務の実施）、第四十八條の三第一号（船舶局無線従事者証明の失効）、第四十九條（国家試験の細目等）、第五十条（遭難通信責任者の配置等）、第五十二条第一号から第三号まで及び第六号（目的外使用）、第五十五条（運用許容時間外運用）、第六十一条（通信方法等）、第六十五条（聴守義務）、第六十六条第一項（遭難通信）、第六十七條第二項（緊急通信）、第七十条の四（聴守義務）、第七十条の五（航空機局の通信連絡）、第七十条の五の二第二項第一号及び第三項ただし書（無線設備等保守規程の認定等）、第七十条の八第一項（免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができる無線局）、第七十一条の三第四項（第七十一条の三の二第二十一項において準用する場合を含む。）（給付金の支給基準）、第七十三条第一項（検査）同条第三項（人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局の定めに係るものに限る。）（国の定期検査を必要とする無線局）、第七十五条第二項第三号（無線局の免許の取消し猶予に係る勘案事項）、第七十八条（第四條の二第五項において準用する場合を含む。）（電波の発射を防止するための措置）、第一百条第一項第二号（高周波利用設備）、第一百二條の十一第四項（適正な運用の確保が必要な無線局）、第一百二條の十三第一項（特定の周波数を使用する無線設備の指定）、第一百二條の十四第一項（指定無線設備の販売における告知等）、第一百二條の十四の二（情報通信の技術を利用する方法）、第一百二條の十八第一項（測定器等）、同条第九項（較正の業務の実施）並びに第一百三條の二第七項ただし書及び第十一項（電波利用料の徴収等）の規定による総務省令の制定又は改廃

る開設指針の制定の要否の決定及び第七十一条の二第二項の特定公示局の決定又は変更第三 第二十七條の十六第六項若しくは第七項の規定による開設計画の認定の取消し、同項の規定による無線局の免許等の取消し、第三十九條の十一第二項（第四十七條の五、第七十一条の三第十一項、第一百二條の十七第五項及び第一百二條の十八第十三項において準用する場合を含む。）の規定による指定講習機関、指定試験機関、指定周波数変更対策機関、センター若しくは指定較正機関の指定の取消し、第四十七條の二第三項（第七十一条の三第十一項及び第一百二條の十八第十三項において準用する場合を含む。）の規定による指定試験機関若しくは指定周波数変更対策機関の役員、指定試験機関の試験員若しくは指定較正機関の較正員の解任の命令、第七十条の五の二第七項若しくは第八項の規定による無線設備等保守規程の認定の取消し、第七十六條第四項、第五項、第七項若しくは第八項の規定による無線局の免許の取消し、同項の規定による開設計画若しくは無線設備等保守規程の認定の取消し、同条第六項、第七項若しくは第八項の規定による第七十六條の二の二規定による指定無線局数の削減及び周波数の指定の変更、第七十六條の二の二の規定による登録に係る無線局の開設の禁止若しくは登録局の運用の制限、第七十六條の三第一項の規定による無線局の周波数の指定の変更、登録局の周波数の変更の命令若しくは無線局の免許等の取消し又は第七十九條第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による無線従事者の免許若しくは船舶局無線従事者証明の取消し

定、第四十六條第一項の規定による指定試験機関の指定、第七十条の五の二第二項の規定による無線設備等保守規程の認定、第七十一条第一項の規定による無線局の周波数等の指定の変更若しくは登録局の周波数等若しくは人工衛星局の無線設備の設置場所の変更の命令、第七十一条の三第一項の規定による指定周波数変更対策機関の指定、第一百二條の二第一項の規定による伝搬障害防止区域の指定、第一百二條の十七第一項の規定によるセンターの指定又は第一百二條の十八第一項の規定による指定較正機関の指定

五 第三十八條の二第二項の規定による通知（第一百条第五項において準用する場合を含む。）

2 前項各号（第三号を除く。）に掲げる事項のうち、電波監理審議会が軽微なものと認めるものについては、総務大臣は、電波監理審議会に諮問しないで措置をすることができる。

（意見の聴取）

第九十九條の十二 電波監理審議会は、前条第一項第三号の規定により諮問を受けた場合には、意見の聴取を行わなければならない。

2 電波監理審議会は、前項の場合のほか、前条第一項各号（第三号を除く。）の規定により諮問を受けた場合において必要があると認めるときは、意見の聴取を行うことができる。

3 前二項の意見の聴取の開始は、審理官（第六項において準用する第八十七條ただし書の場合）の委員。以下同じ。の名をもつて、事実の要旨並びに意見の聴取の期日及び場所を公告して行う。ただし、当該事実が特定の者に対して処分をしようとするものであるときは、当該特定の者に対し、事実の要旨、意見の聴取の期日及び場所並びに出頭を求める旨を記載した意見聴取開始通知書を送付して行うものとする。

4 前項ただし書の場合には、事実の要旨並びに意見の聴取の期日及び場所を公告しなければならない。

5 第一項及び第二項の意見の聴取（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第四号に規定する不利益処分（次項及び第八項において単に「不利益処分」という。）に係るものを除く。）においては、当該事案に利害関係を有する者は、審理官の許可を得て、意見の聴取の期日に出頭し、意見を述べることができる。

6 第八十七條、第九十條から第九十三條の三まで及び第九十六條の規定は第一項及び第二項の

意見の聴取に、第八十九條及び行政手続法第十八條の規定は不利益処分に係る第一項及び第二項の意見の聴取について準用する。この場合において、第九十條第三項中「審査請求人」とあるのは、「第九十九條の十二第三項ただし書の意見聴取開始通知書の送付を受けた者（第四十七條の二第三項（第七十一条の三第十一項及び第一百二條の十八第十三項において準用する場合を含む。）の規定による指定試験機関に対するその役員若しくは試験員の解任の命令、指定周波数変更対策機関に対するその役員の解任の命令又は指定較正機関に対するその較正員の解任の命令の処分に係る意見の聴取においては、第九十九條の十二第三項ただし書の意見聴取開始通知書の送付を受けた者及び当該役員、当該試験員又は当該較正員。以下第九十二条の五までにおいて「当事者」という。）」と、第九十一条から第九十二条の五までの規定中「審査請求人」とあるのは「当事者」と、第九十六條中「この章」とあるのは「第九十九條の十二」と、行政手続法第十八條第一項中「当事者」とあるのは「電波法第九十九條の十二第六項において読み替えて準用する同法第九十條第三項の当事者」と、「参加人」とあるのは「同法第九十九條の十二第六項において準用する同法第八十九條第一項又は第二項の参加人」と、「聴聞の通知」とあるのは「同法第九十九條の十二第三項ただし書に規定する意見聴取開始通知書の送付」と読み替えるものとする。

7 第一項又は第二項の規定により意見の聴取を行った事案については、電波監理審議会は、前項において準用する第九十三條の調査及び意見書に基づき答申を議決しなければならない。

8 第一項又は第二項の規定による意見の聴取を経てされる処分であつて、不利益処分に該当するものについては、行政手続法第三章（第十二條及び第十四條を除く。）の規定は、適用しない。

（勧告）

第九十九條の十三 電波監理審議会は、有効利用評価に関する事項及び第九十九條の十一第一項各号に掲げる事項に関し、総務大臣に対して必要な勧告をすることができる。

2 総務大臣は、前項の勧告を受けたときは、その内容を公表しなければならない。

3 総務大臣は、第一項の勧告に基づき講じた施策について電波監理審議会に報告しなければならない。

（審理官）

第九十九条の十四 電波監理審議会に、審理官五人以内を置く。

2 審理官は、前章（放送法第八十条において準用する場合を含む。）に規定する審理又は第九十九条の十二若しくは同法第七十八条に規定する意見の聴取の手続を主宰する。

3 審理官は、電波監理審議会の議決を経て、総務大臣が任命する。

（政令への委任）

第九十九条の十五 この章に定めるもののほか、電波監理審議会の組織及び委員その他電波監理審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第八章 雑則

（高周波利用設備）

第一百条 左に掲げる設備を設置しようとする者は、当該設備につき、総務大臣の許可を受けなければならない。

一 電線路に十キロヘルツ以上の高周波電流を通ずる電信、電話その他の通信設備（ケーブル搬送設備、平衡二線式裸線搬送設備その他の総務省令で定める通信設備を除く。）

二 無線設備及び前号の設備以外の設備であつて十キロヘルツ以上の高周波電流を利用するもののうち、総務省令で定めるもの

2 前項の許可の申請があつたときは、総務大臣は、当該申請が第五項において準用する第二十八條、第三十條又は第三十八條の技術基準に適合し、且つ、当該申請に係る周波数の使用が他の通信（総務大臣がその公示する場所において行なう電波の監視を含む。）に妨害を与えないと認めるときは、これを許可しなければならない。

3 第一項の許可を受けた者が当該設備を譲り渡したとき、又は同項の許可を受けた者について相続、合併若しくは分割（当該設備を承継させるものに限る。）があつたときは、当該設備を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該設備を承継した法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継する。

4 前項の規定により第一項の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えてその旨を総務大臣に届け出なければならない。

5 第十四条第一項及び第二項（免許状）、第七條（変更等の許可）、第二十一條（免許状の訂正）、第二十二條、第二十三條（無線局の廃止）、第二十四條（免許状の返納）、第二十八條（電波の質）、第三十條（安全施設）、第三十八條（技術基準）、第三十八條の二（無線設備の技術基準の策定等の申出）、第七十一條の五（技術基準適合命令）、第七十二條（電波の発射の停止）、第七十三條第五項及び第七項（検査）、第七十六條、第七十七條（無線局の免許の取消し等）並びに第八十一條（報告）の規定は、第一項の規定により許可を受けた設備に準用する。

（無線設備の機能の保護）

第一百一条 第八十二條第一項の規定は、無線設備以外の設備（前条の設備を除く。）が副次的に発する電波又は高周波電流が無線設備の機能に継続的且つ重大な障害を与えるときに準用する。

第二百二條 総務大臣の施設した無線方位測定装置の設置場所から一キロメートル以内の地域に、電波を乱すおそれのある建造物又は工作物であつて総務省令で定めるものを建設しようとする者は、あらかじめ総務大臣にその旨を届け出なければならない。

2 前項の無線方位測定装置の設置場所は、総務大臣が公示する。

（伝搬障害防止区域の指定）

第二百二條の二 総務大臣は、八百九十メガヘルツ以上の周波数の電波による特定の固定地点間の無線通信で次の各号の一に該当するもの（以下「重要無線通信」という。）の電波伝搬路における当該電波の伝搬障害を防止して、重要無線通信の確保を図るため必要があるときは、その必要の範囲内において、当該電波伝搬路の地上投影面に沿い、その中心線と認められる線の両側それぞれ百メートル以内の区域を伝搬障害防止区域として指定することができる。

一 電気通信業務の用に供する無線局の無線設備による無線通信

二 放送の業務の用に供する無線局の無線設備による無線通信

三 人命若しくは財産の保護又は治安の維持の用に供する無線設備による無線通信

四 気象業務の用に供する無線設備による無線通信

五 電気事業に係る電気の供給の業務の用に供する無線設備による無線通信

六 鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線設備による無線通信

2 前項の規定による伝搬障害防止区域の指定は、政令で定めるところにより告示をもつて行わなければならない。

3 総務大臣は、政令で定めるところにより、前項の告示に係る伝搬障害防止区域を表示した図面を総務省及び関係地方公共団体の事務所に備え付け、一般の縦覧に供しなければならない。

4 総務大臣は、第二項の告示に係る伝搬障害防止区域について、第一項の規定による指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

（伝搬障害防止区域における高層建築物等に係る届出）

第二百二條の三

前条第二項の告示に係る伝搬障害防止区域内（その区域とその他の区域とにわたる場合を含む。）においてする次の各号の一に該当する行為（以下「指定行為」という。）に係る工事の請負契約の注文者又はその工事を請負契約により行ないで自ら行なう者（以下単に「建築主」という。）は、総務省令で定めるところにより、当該指定行為に係る工事に自ら着手し又はその工事の請負人（請負工事の下請人を含む。以下同じ。）に着手させる前に、当該指定行為に係る工作物につき、敷地の位置、高さ、高層部分（工作物の全部又は一部で地表からの高さが三十一メートルを超る部分という。以下同じ。）の形状、構造及び主要材料、その者が当該指定行為に係る工事の請負契約の注文者である場合にはその工事の請負人の氏名又は名称及び住所その他必要な事項を書面により総務大臣に届け出なければならない。

一 その最高部の地表からの高さが三十一メートルをこえる建築物その他の工作物（土地に定着する工作物の上部に建築される一又は二以上の工作物の最上部にある工作物の最高部の地表からの高さが三十一メートルを超え、その場合における当該各工作物のうち、それぞれその最高部の地表からの高さが三十一メートルをこえるものを含む。以下「高層建築物等」という。）の新築

二 高層建築物等以外の工作物の増築又は移築で、その増築又は移築後において当該工作物が高層建築物等となるもの

三 高層建築物等の増築、移築、改築、修繕又は模様替え（改築、修繕及び模様替えについては、総務省令で定める程度のものに限る。）

2 前項の規定による届出をした建築主は、届出をした事項を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、その変更に係る事項を書面により総務大臣に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る文書の記載をもつてしては、当該高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信の電波伝搬路における当該電波の伝搬障害を生ずる原因（以下「重要無線通信障害原因」という。）となるかどうかを判定することができないときは、総務大臣は、その判定に必要な範囲内において、その届出をした建築主に対し、期限を定めて、さらに必要と認められる事項の報告を求めることができる。

4 前条第一項の規定による伝搬障害防止区域の指定があつた際に当該伝搬障害防止区域内（その区域とその他の区域とにわたる場合を含む。）において施工中の指定行為（総務省令で定める程度にその施工の準備が完了したものを含む。）については、第一項の規定は、適用しない。

5 前項に規定する指定行為に係る建築主は、当該伝搬障害防止区域の指定後遅滞なく、総務省令で定めるところにより、当該指定行為に係る工事の計画を総務大臣に届け出なければならない。

6 第四項に規定する指定行為に係る建築主が、当該伝搬障害防止区域の指定の際におけるその指定行為に係る工事の計画（従前この項の規定による届出に係る計画の変更があつた場合には、その変更後の計画）のうち総務省令で定める事項に係るものを変更しようとする場合には、第二項及び第三項の規定を準用する。

第二百二條の四 総務大臣は、建築主が、前条第一項又は第二項（同条第六項及び次項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしなければならない場合において、その届出をしない場合、指定行為に係る工事又は当該変更に係る事項に係る部分の工事（総務省令で定めるものを除く。）に自ら着手し又はその工事の請負人に着手させたことを知つたときは、直ちに、当該建築主に対し、期限を定めて、同条第一項又は第二項（同条第六項及び次項において準用する場合を含む。）の規定により届け出るべきものとされている事項を書面により総務大臣に届け出るべき旨を命じなければならない。

2 前項の規定に基づき前条第一項の規定により届け出るべきものとされている事項の届出を命ぜられてその届出をした者については、同条第二項の規定を準用する。

3 第一項の規定に基づく命令による届出又は前項において準用する前条第二項の規定による届出があつた場合には、同条第三項の規定を準用する。

(伝搬障害の有無等の通知)

第百二条の五 総務大臣は、第百二条の第三項若しくは第二項（同条第六項及び前条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出又は前条第一項の規定に基づく命令による届出があつた場合において、その届出に係る事項を検討し、その届出に係る高層部分（変更の届出に係る場合にあつては、その変更後の高層部分。以下同じ。）が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信障害原因となると認められるときは、その高層部分のうち当該重要無線通信障害原因となる部分（以下「障害原因部分」という。）を明示し、理由を付した文書により、当該高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信障害原因とならないと認められるときは、その検討の結果を記載した文書により、その旨を当該届出をした建築主に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、当該届出があつた日（第百二条の第三項（同条第六項及び前条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告を求めた場合には、その報告があつた日）から三週間以内に行なうなければならない。

3 第一項の場合において、前二項の規定により、届出に係る高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信障害原因となると認められる旨の通知を発したときは、総務大臣は、その後直ちに、当該高層建築物等につき、建築主の氏名又は名称及び住所、敷地の位置、高さ、高層部分の形状、構造及び主要材料、障害原因部分その他必要な事項を書面により当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信を行なう無線局の免許人に通知するとともに、建築主からの届出に係る当該工事の請負人に対しても、当該障害原因部分その他必要な事項を書面により通知しなければならない。

(重要無線通信障害原因となる高層部分の工事の制限)

第百二条の六 前条第一項及び第二項の規定により、届出に係る高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信障害原因となると認められる旨の通知を受けた建築主は、次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、その通知を受けた日から二年間は、当該指定行為に係る工事のうち当該通知に係る障害原因部分に係るものを自ら行ない又はその請負人に行わせてはならない。

一 当該指定行為に係る工事の計画を変更してその変更につき第百二条の第三項（同条第六項及び第百二条の第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をし、これにつき、前条第一項及び第二項の規定により当該高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信障害原因とならない旨の通知を受けたとき。

二 当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信を行う無線局の免許人との間に次条第一項の規定による協議が調つたとき。

三 その他総務省令で定める場合

第百二条の七 前条に規定する建築主及び当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信を行なう無線局の免許人は、相互に、相手方に対し、当該重要無線通信の電波伝搬路の変更、当該高層部分に係る工事の計画の変更その他当該重要無線通信の確保と当該高層建築物等に係る財産権の行使との調整を図るため必要な措置に関し協議すべき旨を求めることができる。

2 総務大臣は、前項の規定による協議に関し、当事者の双方又は一方からの申出があつた場合には、必要なあつせんを行なうものとする。

(違反の場合の措置)

第百二条の八 次の各号の一に該当する場合において、必要があると認められるときは、総務大臣は、その必要の範囲内において、当該各号の建築主に対し、当該建築主が現に自ら行ない若しくはその請負人に行なわせている当該各号の工事を停止し若しくはその請負人に停止させるべき旨又は相当の期間を定めて、その期間内は当該各号の工事を自ら行ない若しくはその請負人に行なわせてはならない旨を命ずることができる。

一 第百二条の第三項又は第二項（同条第六項及び第百二条の第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して建築主からこれらの規定による届出がなかつた場合（第百二条の四第一項の規定に基づく命令による

届出があり、これにつき第百二条の五第一項及び第二項の規定による通知をした場合を除く。）において、当該建築主が、現に当該指定行為に係る工事のうち高層部分に係るものを自ら行ない若しくはその請負人に行なわせているとき、又は近く当該工事を自ら行ない若しくはその請負人に行なわせる見込みが確実であるとき。

二 総務大臣が第百二条の第三項（同条第六項及び第百二条の第四項において準用する場合を含む。）の規定により報告を求めたが当該建築主から期限までにその報告がない場合において、当該建築主が、現に当該指定行為に係る工事のうち高層部分に係るものを自ら行ない若しくはその請負人に行なわせているとき、又は近く当該工事を自ら行ない若しくはその請負人に行なわせる見込みが確実であるとき。

2 前項の相当の期間は、第百二条の六に規定する期間を基準とし、当該高層部分が当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信障害原因となる程度、当該重要無線通信の電波伝搬路を変更するとすればその変更に通常要すべき期間その他の事情を勘案して定めるものとする。

3 総務大臣は、第一項の規定により建築主に対し期間を定めて高層部分に係る工事を自ら行ない又はその請負人に行なわせてはならない旨を命じた場合において、その期間中に、当該建築主と当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信を行なう無線局の免許人との間に協議がととのつたとき、第百二条の六第一号又は第三号に該当するに至つたときその他その必要が消滅するに至つたときは、遅滞なく、当該命令を撤回しなければならない。

(報告の徴収)

第百二条の九 総務大臣は、前七条の規定を施行するため特に必要があるときは、その必要の範囲内において、建築主から指定行為に係る工事の計画又は実施に関する事項で必要と認められるものの報告を徴収することができる。

第百二条の十 総務大臣及び国土交通大臣は、第百二条の二から第百二条の八までの規定の施行に関し相互に協力するものとする。

(基準不適合設備に関する勧告等)

第百二条の十一 無線設備の製造業者、輸入業者又は販売業者は、無線通信の秩序の維持に資す

るため、第三章に定める技術基準に適合しない無線設備を製造し、輸入し、又は販売することのないように努めなければならない。

2 総務大臣は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める設計と同一の設計又は当該各号に定める設計と類似の設計であつて第三章に定める技術基準に適合しないものに基づき製造され、又は改造された無線設備（以下この項及び次条において「基準不適合設備」という。）が広く販売されることにより、当該基準不適合設備を使用する無線局が他の無線局の運用に重大な悪影響を与えるおそれがあると認めるときは、無線通信の秩序の維持を図るために必要な限度において、当該基準不適合設備の製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

一 無線局が他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えた場合において、その妨害が第三章に定める技術基準に適合しない設計に基づき製造され、又は改造された無線設備を使用したことにより生じたと認めるとき、当該無線設備に係る設計

二 無線設備が第三章に定める技術基準に適合しない設計に基づき製造され、又は改造されたものでありと認められる場合において、当該無線設備を使用する無線局が開設されたならば、当該無線局が他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがあると認めるとき、当該無線設備に係る設計

3 総務大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

4 総務大臣は、第二項の規定による勧告を受けた製造業者、輸入業者又は販売業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかつた旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくその勧告に係る措置を講じなかつた場合において、その運用に重大な悪影響を与えられおそれがあると認められる無線局が重要無線通信を行う無線局その他のその適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令で定めるものであるときは、無線通信の秩序の維持を図るために必要な限度において、当該製造業者、輸入業者又

は販売業者に対し、その勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができると、

5 総務大臣は、第二項の規定による勧告又は前項の規定による命令をしようとするときは、経済産業大臣の同意を得なければならない。

(報告の徴収)

第百二条の十二 総務大臣は、前条の規定の施行に必要な限度において、基準不適合設備の製造業者、輸入業者又は販売業者から、その業務に関し報告を徴することができる。

(特定の周波数を使用する無線設備の指定)

第百二条の十三 総務大臣は、第四条の規定に違反して開設される無線局のうち特定の範囲の周波数の電波を使用するもの(以下「特定不法開設局」という。)が著しく多数であると認められる場合において、その特定の範囲の周波数の電波を使用する無線設備(免許等を要しない無線局に使用するためのもの及び当該特定不法開設局に使用されるおそれが少ないと認められるものを除く。以下「特定周波数無線設備」という。)が広く販売されているため特定不法開設局の数を減少させることが容易でないと認めるときは、総務省令で、その特定周波数無線設備を特定不法開設局に使用されることを防止すべき無線設備として指定することができる。

2 総務大臣は、前項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるときは、当該指定を解除しなければならない。

3 総務大臣は、第一項の総務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない。

(指定無線設備の販売における告知等)

第百二条の十四 前条第一項の規定により指定された特定周波数無線設備(以下「指定無線設備」という。)の小売を業とする者(以下「指定無線設備小売業者」という。)は、指定無線設備を販売するときは、当該指定無線設備を販売する契約を締結するまでの間に、その相手方に対して、当該指定無線設備を使用して無線局を開設しようとするときは無線局の免許等を受けなければならない旨を、告げ、又は総務省令で定める方法により示さなければならない。

2 指定無線設備小売業者は、指定無線設備を販売する契約を締結したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を総務省令で定めるところにより記載した書面を購入者に交付しなければならない。

一 前項の規定により告げ、又は示さなければならない事項

二 無線局の免許等がないのに、指定無線設備を使用し無線局を開設した者は、この法律に定める刑に処せられること。

三 指定無線設備を使用する無線局の免許等の申請書を提出すべき官署の名称及び所在地(情報通信の技術を利用する方法)

第百二条の十四の二 指定無線設備小売業者は、前条第二項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該購入者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるところにより提供することができる。この場合において、当該指定無線設備小売業者は、当該書面を交付したものとみなす。

(指示)

第百二条の十五 総務大臣は、指定無線設備小売業者が第百二条の十四の規定に違反した場合において、特定不法開設局の開設を助長して無線通信の秩序の維持を妨げることとなると認めるときは、その指定無線設備小売業者に対し、必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

2 総務大臣は、前項の規定による指示をしようとするときは、経済産業大臣の同意を得なければならない。

(報告及び立入検査)

第百二条の十六 総務大臣は、前条の規定の施行に必要な限度において、指定無線設備小売業者から、その業務に関し報告を徴し、又はその職員に、指定無線設備小売業者の事業所に立ち入り、指定無線設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第三十九条の九第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。(電波有効利用促進センター)

第百二条の十七 総務大臣は、電波の有効かつ適正な利用に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、電波有効利用促進センター(以下「センター」という。)として指定することができる。

2 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 混信に関する調査その他の無線局の開設又は無線局に関する事項の変更に際して必要とされる事項について、照会及び相談に応ずること。

二 他の無線局と同一の周波数の電波を使用する無線局を当該他の無線局に混信その他の妨害を与えないように運用するに際して必要とされる事項について、照会に応ずること。

三 電波に関する条約を適切に実施するために、無線局の周波数の指定の変更に関する事項、電波の能率的な利用に著しく資する設備に関する事項その他の電波の有効かつ適正な利用に寄与する事項について、情報の収集及び提供を行うこと。

四 電波の利用に関する調査及び研究を行うこと。

五 電波の有効かつ適正な利用について啓発活動を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 総務大臣は、センターの役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は第五項において準用する第三十九条の五第一項の業務規程に違反したときは、そのセンターに対し、その役員の解任を勧告することができる。

4 総務大臣は、センターに対し、第二項第一号及び第二号に掲げる業務の実施に必要な無線局に関する情報の提供又は指導及び助言を行うことができる。

5 第三十九条の二第五項(第一号を除く。)、第三十九条の三、第三十九条の五、第三十九条の六、第三十九条の八、第三十九条の九、第三十九条の十一及び第四十七条の三の規定は、センターについて準用する。この場合において、第三十九条の二第五項中「第二項の申請」とあるのは「第百二条の十七第一項の申請」と、第三十九条の三第三項中「指定に係る区分、講習の業務を行う事務所の所在地並びに講習の」とあるのは「第百二条の十七第二項に規定する業務を行う事務所の所在地並びに同項に規定する」と、同条第二項、第三十九条の八並びに第三十九条の十一第二項(第四号を除く。)&及び第三項中「講習の」とあるのは「第百二条の十七第二項に規定する」と、第三十九条の五中「講習の」とあるのは「第百二条の十七第二項第一号から第三号までに掲げる」と、第三十九条の九

第一項中「対し、講習の」とあるのは「対し、第百二条の十七第二項に規定する」と、「立ち入り、講習の」とあるのは「立ち入り、同項に規定する」と、第三十九条の十一第二項第一号中「第三十九条の六、第三十九条の七又は前条第一項」とあるのは「又は第三十九条の六」と、同条第二号中「第三十九条の二第四項各号(第四号を除く。)」のいずれかに適合しなくなつた」とあるのは「第百二条の十七第二項に規定する業務を適正かつ確実に実施することができる」と、同条第四号中「講習の」とあるのは「第百二条の十七第二項第一号から第三号までのいずれかに掲げる」と、第四十七条の三中「試験事務」とあるのは「第百二条の十七第二項第一号又は第二号に掲げる業務」と、同条第一項中「職員(試験員を含む。次項において同じ。)」とあるのは「職員」と読み替えるものとする。

(測定器等の較正)

第百二条の十八 無線設備の点検に用いる測定器その他の設備であつて総務省令で定めるもの(以下この条において「測定器等」という。)の較正は、機構がこれを行うほか、総務大臣は、その指定する者(以下「指定較正機関」という。)にこれを行わせることができる。

2 指定較正機関の指定は、前項の較正を行おうとする者の申請により行う。

3 機構又は指定較正機関は、第一項の較正を行つたときは、総務省令で定めるところにより、その測定器等に較正をした旨の表示を付するものとする。

4 機構又は指定較正機関による較正を受けた測定器等以外の測定器等には、前項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

5 総務大臣は、第二項の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、指定較正機関の指定をしてはならない。

一 職員 設備、較正の業務の実施の方法その他の事項についての較正の業務の実施に関する計画が較正の業務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二 前号の較正の業務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足る財政的基礎を有するものであること。

三 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて総務省令で定める構成員の構成が較

正の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 前号に定めるもののほか、較正が不正になるおそれがないものとして、総務省令で定める基準に適合するものであること。

五 その指定をすることによって較正の業務の適正かつ確実な実施を阻害することとならないこと。

6 総務大臣は、第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定較正機関の指定をしてはならない。

一 この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

二 第十三項において準用する第三十九条の十一第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があること。

7 指定較正機関の指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

8 第二項、第五項及び第六項の規定は、前項の指定の更新について準用する。

9 指定較正機関は、較正を行うときは、総務省令で定める測定器その他の設備を使用し、かつ、総務省令で定める要件を備える者（以下「較正員」という。）にその較正を行わせなければならない。

10 較正の業務に従事する指定較正機関の役員（法人でない指定較正機関にあつては、指定較正機関の指定を受けた者。第一百十條の二及び第一百三十三條の二において同じ。）及び職員（較正員を含む。）は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

11 指定較正機関は、較正の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

12 総務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

13 第三十九条の三、第三十九条の五から第三十九条の九まで、第三十九条の十一並びに第四十

七条の二第二項及び第三項の規定は、指定較正機関について準用する。この場合において、第三十九条の三第一項中「指定に係る区分、講習の業務を行う事務所の所在地並びに講習」とあるのは「較正の業務を行う事務所の所在地並びに較正」と、同条第二項、第三十九条の五、第三十九条の七、第三十九条の八、第三十九条の九第一項並びに第三十九条の十一第二項及び第三項中「講習」とあるのは「較正」と、第三十九条の十一第一項中「第三十九条の二第五項各号（第三号）」とあるのは「第三百二条の十八第六項各号（第二号）」と、同条第二項第一号中「又は前条第一項」とあるのは「第四十七條の二第二項又は第三百二条の十八第九條若しくは第二項」と、同条第二号中「第三十九条の二第四項各号（第四号）」とあるのは「第三百二条の十八第五項各号（第五号）」と、同条第三号中「又は第三十九条の八」とあるのは「第三十九条の八又は第四十七條の二第三項」と、第四十七條の二第二項中「試験員」とあるのは「役員又は較正員」と、同条第三項中「役員又は試験員」とあるのは「較正員」と、「第四十七條の五」とあるのは「第三百二条の十八第十三項」と読み替へるものとする。

（手数料の徴収）

第百三条 次の各号に掲げる者は、政令の定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指定講習機関が行う講習を受ける者にあつては当該指定講習機関、指定試験機関がその実施に関する事務を行う無線従事者国家試験を受ける者にあつては当該指定試験機関、機構が行う較正を受ける者にあつては機構）に納めなければならない。

一 第六條の規定による免許を申請する者
二 第六條の規定による検査を受ける者
三 第十八條の規定による検査を受ける者（第七十一條第一項又は第七十六條の三第一項の規定に基づく指定の変更を受けたため第十七條第一項の許可を受けた者を除く。）
四 第二十四條の二の二第一項の規定による登録の更新を申請する者
五 第二十五條第二項の規定による情報の提供を受ける者
六 第二十七條の三の規定による免許を申請する者
七 第二十七條の十四第一項の規定による認定を申請する者

八 第二十七條の二十一第一項の規定による登録を申請する者

九 第二十七條の三十二第一項の規定による登録を申請する者

十 第三十七條の規定による検定を受ける者

十一 第三十八條の四第一項の規定による登録の更新を申請する者

十二 第三十八條の十八第一項の規定による技術基準適合証明を求める者

十三 第三十八條の二十四第三項において準用する第三十八條の十八第一項の規定による工事設計認証を求める者

十四 第三十八條の三十九第一項の規定による登録を申請する者

十五 第三十八條の四十二第一項の規定による変更登録を申請する者

十六 第三十九條第七項の規定による講習を受ける者

十七 第四十一條の規定による無線従事者国家試験を受ける者

十八 第四十一條の規定による免許を申請する者

十九 第四十八條の二第一項の規定による船舶局無線従事者証明を申請する者

二十 第四十八條の二第二項第一号の総務大臣が行う訓練を受ける者

二十一 第四十八條の三第一号の総務大臣が行う訓練を受ける者

二十二 免許状、登録状、登録証、免許証又は船舶局無線従事者証明書の再交付を申請する者

二十三 第七十條の五の二第一項の規定による認定を申請する者

二十四 第七十三條第一項の規定による検査を受ける者

二十五 前条第一項の規定による較正（指定較正機関が行うものを除く。）を受ける者

地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態（以下この項において「地震等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において専ら人命の救助、災害の救援、交通通信の確保若しくは秩序の維持のために必要な通信又は第三百二条の二第一項各号に掲げる無線通信（当該必要な通信に該当するものを除く。）を行う無線局のうち、当該地震等による被害の発生を防止し、又は軽減するため必要な通信を行う無線局として総務大臣が認め

るものであつて、臨時に開設するものについては、前項第一号、第二号、第六号、第八号又は第九号に掲げる者は、同項の規定にかかわらず、手数料を納めることを要しない。

3 第一項の規定により指定講習機関、指定試験機関又は機構に納められた手数料は、当該指定講習機関、当該指定試験機関又は機構の収入とする。

（電波利用料の徴収等）

第百三条の二 免許人等は、電波利用料として、無線局の免許等の日から起算して三十日以内及びその後毎年その免許等の日に応ずる日（応ずる日がない場合には、その翌日。以下この条において「応当日」という。）から起算して三十日以内に、当該無線局の免許等の日又は応当日（以下この項において「起算日」という。）から始まる各一年の期間（無線局の免許等の日が二月二十九日である場合においてその期間がうるう年の前年の三月一日から始まるときは翌年の二月二十八日までの期間とし、起算日から当該免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合にはその期間とする。）について、別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従ひ同表の下欄に掲げる金額（起算日から当該免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合には、その額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額）を国に納めなければならない。

2 前項の規定によるもののほか、広範囲の地域において同一の者により相当数開設される無線局（以下「広域開設無線局」という。）に使用させることを目的として別表第七の上欄に掲げる区域を単位として総務大臣が指定する周波数（六千メガヘルツ以下のものに限る。）の電波（以下「広域使用電波」という。）を使用する広域開設無線局の免許人は、電波利用料として、毎年十一月一日までに、その年の十月一日から始まる一年の期間について、当該免許人に係る広域使用電波の周波数の幅のメガヘルツで表した数値に当該区域に応じ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た数値を別表第八の上欄に掲げる広域使用電波の区分に従ひ同表の下欄に掲げる金額に乘じて得た額に相当する金額を国に納めなければならない。この場合において、広域使用電波を最初に使用する無線局の免許の日（無線局の周波数の指定の変更を受けることにより当該広域使用電波を使用できることとなる場合

域使用電波である場合において、当該認定計画に係る認定開設者がその認定を受けた日から起算して六月を経過する日（認定計画に係る指定された周波数の電波が当該認定計画に係る認定開設者がその認定を受けた日後に広域使用電波となつた場合には、その認定を受けた日から起算して六月を経過する日）又は当該指定された周波数の電波が広域使用電波となつた日のいずれか遅い日。以下この項において「六月経過日」という。）までに当該認定計画に係るいずれの特定基地局の免許も受けなかつたときは、当該認定開設者を当該六月経過日に当該広域使用電波を最初に使用する特定基地局の免許を受けた免許人とみなして、前項及び第十九項の規定を適用する。

この条及び次条において「電波利用料」とは、次に掲げる電波の適正な利用の確保に關し、総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用（同条及び第一百三条の四第一項において「電波利用共益費用」という。）の財源に充てるために免許人等、第十二項の特定免許等不要局を開設した者又は第十三項の表示者が納付すべき金銭をいう。

一 電波の監視及び規正並びに不法に開設され

た無線局の探査

二 総合無線局管理ファイル（全無線局について第六条第一項及び第二項、第二十七条の三、第二十七条の二十一第二項及び第三項並びに第二十七条の三十二第二項及び第三項の書類及び申請書並びに免許状等に記載しなけ

ればならない事項その他の無線局の免許等に関する事項を電子情報処理組織によつて記録するファイルをいう。）の作成及び管理

一 周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね五年以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準の策定に向けた研究開発及び当該研究開発のための補助金の交付（国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）第十五条の二第二項に規定する情報通信研究開発基金その他の当該研究開発を複数年度にわたり実施するための基金に充てるためのものを含む。）並びに既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を策定するために行う国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係機関との連絡調整、試験並びにその結果の分析

四 電波の人体等への影響に関する調査

五 標準電波の発射

ハ 電波の伝わり方について、観測を行い、予報及び異常に関する警報を送信し、並びにその他の通報をする事務並びに当該事務に関連して必要な技術の調査、研究及び開発を行う事務

ニ 特定周波数変更対策業務（第七十一条の三第九項の規定による指定周波数変更対策機関に対する交付金の交付を含む。）

特定周波数終了対策業務（第七十一条の三の二第十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。第十二項及び第十三項において同じ。）

現に設置されている人命又は財産の保護の用に供する無線設備による無線通信について、当該無線設備が用いる技術の内容、当該無線設備が使用する周波数の電波の利用状況、当該無線通信の利用に対する需要の動向その他の事情を勘案して電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備により行われるようにするため必要があると認められる場合における当該技術を用いた人命又は財産の保護の用に供する無線設備（当該無線設備と一体として設置される総務省令で定める附属

設備並びに当該無線設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付

前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域において必要最小の空中線電力による当該無線通信の利用を可能とするために行われる次に掲げる設備（当該設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付その他の必要な援助

イ 当該無線通信の業務の用に供する無線局の無線設備及び当該無線局の開設に必要な伝送路設備

ロ 当該無線通信の受信を可能とする伝送路設備

一 前二号に掲げるもののほか、電波の率能的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付

二 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助

三 電波利用料に係る制度の企画又は立案その他前各号に掲げる事務に附帯する事務

包括免許人又は包括登録人（以下この条にお

て「包括免許人等」という。）は、第一項の規定にかかわらず、電波利用料として、第一号の包括免許人にあつては包括免許の日の属する月の末日及びその後毎年その包括免許の日に応当する日（応当する日がない場合には、その前

（ロ）の属する月の末日現在において開設してゐる特定無線局の数（以下この項及び次項において「開設無線局数」という。）をその翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受入れられた日から起算して三十日以内に、第二号に包括免許人にあつては包括免許の日の属する月の末日及びその後毎年その包括免許の日に応当する日（応当する日がない場合には、その前月の末日）の属する月の末日から起算して四十五日以内（以下「期間」という。）に、包括登録人にあつては第二十七条の三十日以内に、包括登録人にあつては第二十七条の三十日以内に、第一項の規定による登録の日の属する月の末日

日及びその後毎年その登録の日に応当する日（応当する日がない場合には、その前日）の属する月の末日から起算して四十五日以内にそれぞれ当該包括免許若しくは同項の規定による登録（以下「包括免許等」という。）の日又はその後毎年その包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合には、その翌日）から始まる各一年の期間（包括免許等の日が二月二十九日である場合においてその期間がうるう年の前年の三月一日から始まるときは翌年の二月二十八日までの期間とし、当該包括免許等の日又はその包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合には、その翌日）から当該包括免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合にはその期間とする。以下この項及び次項において同じ。）について、第一号包括

免許人にあつては三百六十円（広域使用電波を使用する広域開設無線局を通信の相手方とする無線局にあつては、百五十円）に、第二号包括免許人にあつては別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従ひ同表の下欄に掲げる金額に、包括登録人にあつては四百円（移動しない無線局については、別表第九の上欄に掲げる無線局の区分に従ひ同表の下欄に掲げる金額）に、それぞれ当該一年の期間に係る開設無線局数又は開設登録局数（登録の日の属する月の末日及びその後毎年その登録の日に応当する日（応当する日がない場合には、その前日）の属する月の末日）現在において開設している登録局の数をいう。次項において同じ。）を乗じて得た金額（当該包括免許等の日又はその包括免許等の日に応当する日（応当する日がない場合には、その翌日）から当該包括免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合には、その額に当該期間の月数を十二で除して得た数）を乗じて得た額に相当する金額）を国に納めなければならない。

包括免許人等は、前項の規定によるもののほか、包括免許等の日又はその後毎年その包括免許等の日に应当する日（应当する日がない場合には、その翌日）から始まる各一年の期間において、当該包括免許等の日の属する月の翌月以後の月の末日又はその後毎年その包括免許等の日に应当する日（应当する日がない場合には、その前日）の属する月の翌月以後の月の末日現在において開設している特定無線局又は登録局の数がそれぞれ当該一年の期間に係る開設無線

局数（特定無線局（第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）にあつては既にこの項の規定による届出があつた場合には、その届出の日以後においては、その届出に係る特定無線局の数、特定無線局（同条第二号に掲げる無線局に係るものに限る。）にあつては既に特定無線局の数が開設無線局数を超えた月があつた場合には、その月の翌月以後においては、その月の末日現在において開設している特定無線局の数）又は開設登録局数（既に登録局の数が開設登録局数を超えた月があつた場合には、その月の翌月以後においては、その月の末日現在において開設している登録局の数）を超えたときは、電波利用料として、第一号包括免許人にあつては当該開設している特定無線局の数を当該超えた月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、第二号包括免許人又は包括登録人にあつては当該超えた月の末日から起算して四十五日以内に、当該超えた月から次の包括免許等の日に応ずる日（応ずる日がない場合には、その前日）の属する月の前月まで又は当該包括免許等の有効期間の満了の日の翌日の属する月の前月までの期間について、第一号包括免許人にあつては三百六十円（広域使用電波を使用する広域開設無線局を通信の相手方とする無線局については、百五十円）に、第二号包括免許人にあつては別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額に、包括登録人にあつては四百円（移動しない無線局については、別表第九の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額）に、それぞれその超える特定無線局の数又は登録局の数（当該包括免許人等が他の包括免許等（当該包括免許人等の包括免許等に係る無線局と同等の機能を有するものとして総務省令で定める無線局に係るものに限る。）を受けている場合において、当該超えた月の末日現在において当該他の包括免許等に係る特定無線局の数又は登録局の数が開設した月の前月の末日現在において当該他の包括免許等に基づき開設している特定無線局の数又は登録局の数を下回るときは、当該超える特定無線局の数又は登録局の数を限度としてこれらの数からそれぞれその下回る特定無線局の数又は登録局の数を控除した数）を乗じて得た金額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額を国に納めなければならない。

7 広域使用電波を使用する第一号包括免許人（広域開設無線局の免許人であるものに限る。次項において同じ。）は、第一項及び前二項の規定にかかわらず、電波利用料として、同等の機能を有する特定無線局（第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものであつて、広域使用電波を使用する広域開設無線局であるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の区分として総務省令で定める区分（以下この項及び次項において「同等特定無線局区分」という。）ごとに、当該第一号包括免許人が受けている包括免許に基づき毎年十月末日現在において開設している特定無線局の数（次項において「開設特定無線局数」という。）をその年の十一月十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、その年の十月一日から始まる一年の期間（その年の十月一日からその包括免許の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない特定無線局にあつては、百五十円に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額）を国に納めなければならない。ただし、この項本文の規定により各同等特定無線局区分について算出された額が当該同等特定無線局区分に係る上限額（百五十円に、同等特定無線局区分周波数幅（当該同等特定無線局区分に係る当該開設している特定無線局が使用する広域使用電波の周波数の幅のメガヘルツで表した数値に当該広域使用電波に係る別表第七の上欄に掲げる区域に応じ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た数値をいう。）及び基準無線局数（電波の有効利用の程度を勘案して総務省令で定める一メガヘルツ当たりの特定無線局の数（電波の有効利用の程度を勘案して総務省令で定める）を乗じて得た額をいう。以下この項及び次項において同じ。）を超えるときは、当該第一号包括免許人がこの項の規定により当該同等特定無線局区分について国に納めなければならない電波利用料の額は、当該同等特定無線局区分に係る上限額とする。

8 広域使用電波を使用する第一号包括免許人は、前項の規定によるもののほか、同等特定無線局区分ごとに、毎年十月一日から始まる各一年の期間において、その年の十一月以後の月の末日現在において開設している特定無線局（その

年の十一月一日以後の日を包括免許の日とする包括免許に基づき開設している特定無線局に限る。以下この項において「新規免許開設局」という。）の数がこの項の規定による届出に係る新規免許開設局の数（この項の規定により新規免許開設局の数についての届出がされていない場合には、零）を超えたとき、又は当該末日現在において開設している特定無線局（新規免許開設局を除く。以下この項において「既存免許開設局」という。）の数が当該一年の期間に係る開設特定無線局数（既にこの項の規定による既存免許開設局の数についての届出があつた場合には、その届出の日以後においては、その届出に係る既存免許開設局の数）を超えたときは、電波利用料として、新規免許開設局についてはその超えた月の末日現在における新規免許開設局の数を、既存免許開設局についてはその超えた月の末日現在における既存免許開設局の数をその翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、当該届出に係る月からその年の翌年の九月（その年の翌年の九月末日より前にその包括免許の有効期間が満了する特定無線局にあつては、当該包括免許の有効期間の満了の日の翌日の属する月の前月）までの期間について、百五十円に、新規免許開設局についてはその超える新規免許開設局の数を、既存免許開設局についてはその超える既存免許開設局の数を乗じて得た金額に、当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額の合計額を国に納めなければならない。ただし、この項本文の規定により当該第一号包括免許人が開設している特定無線局に係る各同等特定無線局区分について算出された額に当該同等特定無線局区分に係る既存付額（当該第一号包括免許人が前項及びこの項の規定により既に当該一年の期間又は当該一年の期間に含まれる一年未満の期間について国に納めた当該同等特定無線局区分に係る電波利用料の額の合計額をいう。以下この項において同じ。）を加えて得た額が当該同等特定無線局区分に係る上限額を超えたときは、当該第一号包括免許人がこの項の規定により当該同等特定無線局区分について国に納めなければならない電波利用料の額は、当該同等特定無線局区分に係る上限額から当該同等特定無線局区分に係る既存付額を控除して得た額に相当する金額とする。

9 免許人が既開設局の免許人である場合における当該既開設局に係る第一項の規定の適用については、当該既開設局に係る周波数割当計画の変更（当該既開設局に係る無線局区分の周波数の使用の期限に係るものに限る。）の公示の日から十年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間は、同項中「金額」とあるのは、「金額」に、当該免許人等に係る特定周波数変更対策業務（第七十一条の三第九項の規定による指定周波数変更対策機関に対する交付金の交付を含む。）に要すると見込まれる費用の二分の一に相当する額に当該特定周波数変更対策業務に係る既開設局の各免許人が当該既開設局と特定新規開設局とを併せて開設する期間を平均した期間の当該既開設局に係る周波数割当計画等の変更（当該既開設局に係る無線局区分の周波数の使用の期限に係るものに限る。）の公示の日から当該周波数の使用の期限までの期間に対する割合を乗じた額を勘案し、当該既開設局の周波数及び空中線電力に依じて政令で定める金額を加算した金額」とする。

10 免許人等が特定公示局の免許人等である場合における当該特定公示局に係る第一項及び第五項から第八項までの規定の適用については、当該特定公示局に係る旧割当期限の満了の日（以下「満了日」という。）の翌日から起算して十年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間は、第一項中「金額」とあるのは「金額」に、当該免許人等に係る特定周波数終了対策業務（第七十一条の三の第二十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。）に要すると見込まれる費用（第七十一条の三第二項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周波数の電波を使用する無線局の免許人等に対して補償する場合における当該補償に要すると見込まれる費用を含む。）の二つの一に相当する額及び第十項の政令で定める期間に開設されると見込まれる当該特定周波数終了対策業務に係る特定公示局の数を勘案し、無線局の種類、周波数及び空中線電力に応じて政令で定める金額を加算した金額」と、第五項及び第六項中「掲げる金額」とあるのは「掲げる金額」に、それぞれ当該包括免許人等に係る特定周波数終了対策業務（第七十一条の三の第二十一項において準用する第七十

定める期間を経過する日までの間は、第一項中「金額」とあるのは「金額」に、当該免許人等に係る」と、同項及び第五項中「を国に」とあるのは「特定周波数終了対策業務（第七十一条の三の二第十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。）に要すると見込まれる費用（第七十一条第二項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周波数の電波を使用する無線局の免許人等に対して補償する場合における当該補償に要すると見込まれる費用を含む。）の二分の一に相当する額を勘案して当該特定基地局に使用させることとする周波数及びその使用区域に応じて政令で定める金額と、当該政令で定める金額未満で当該認定計画に係る認定の有効期間、特定基地局の総数その他の当該認定計画が特定基地局の円滑な開設に寄与する程度を勘案して総務省令で定めるところにより算定した金額とを合算した金額を加算した金額を国に」と、同項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額」に、当該包括免許人等に係る」とする。この場合において、当該認定計画に従って開設される当該最初に開設する特定基地局以外の特定基地局及び当該認定計画に従って開設される特定基地局の通信の相手方である移動する無線局については、前項の規定は、適用しない。

特定周波数終了対策業務に係る全ての特定公示局が第四条第三号の無線局である場合における当該特定公示局（以下「特定免許等不要局」という。）に係る満了日の翌日から起算して十年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間（以下この条において「対象期間」という。）に当該特定周波数終了対策業務に係る特定免許等不要局（電気通信業務その他これに準ずる業務の用に供する無線局に専ら使用される無線設備であつて総務省令で定めるものを使用するものに限る。）を開設した者は、政令で定める無線局の有する機能ごとに、その者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名。次項において同じ。）及び住所並びに対象期間における毎年の当該特定免許等不要局に係る満了日に応当する日（応当する日がない場合には、その前日）現在において開設している当該特定免許等不要局の数（以下この項において「開設特定免許等不要局数」という。）

をその日の属する月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、電波利用料として、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、当該应当する日までの一年の期間について、当該特定免許等不要局に係る特定周波数終了対策業務に要すると見込まれる費用（第七十一条第二項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周波数の電波を使用する無線局の免許人等に対して補償する場合における当該補償に要する費用を含む。次項において同じ。）の二分の一に相当する額及び対象期間において開設されると見込まれる当該特定周波数終了対策業務に係る特定免許等不要局の数に勘案して当該政令で定める無線局の有する機能に応じて政令で定める金額に当該一年の期間に係る開設特定免許等不要局数乗じて得た金額を国に納めなければならない。

10 前項に規定する場合において、当該特定周波数終了対策業務に係る特定免許等不要局に使用することができ無線設備（同項の総務省令で定めるものを除く。）に対象期間に表示（第三十八条の七第一項、第三十八条の二十六（外国取扱業者に適用される場合を除く。）又は第三十八条の三十五の規定による表示をいう。以下この項及び第二十一項において同じ。）を付した者（以下この条において「表示者」という。）は、政令で定める無線局の有する機能（ことに、その者の氏名及び住所並びに対象期間において毎年の満了日に应当する日（应当する日がない場合は、その前日）前一年間に表示を付した当該無線設備の数その他総務省令で定める事項を当該無線設備の属する月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、電波利用料として、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、当該無線設備を使用する特定免許等不要局に係る特定周波数終了対策業務に要すると見込まれる費用の二分の一に相当する額、対象期間において開設されると見込まれる当該特定周波数終了対策業務に係る特定免許等不要局の数及び当該無線設備が使用されると見込まれる平均的な期間を勘案して当該政令で定める無線局の有する機能に応じて政令で定める金額に、当該一年間に表示を付した無線設備の数（当該無線設備のうち、専ら本邦外において使用されると見込まれるもの及び輸送中又は保管中におけるその機能の障害その他これに類する理由により対象期

間において使用されないと見込まれるものがある場合には、総務省令で定めるところにより、これらのものの数を控除した数。第二十一項後段において同じ。）を乗じて得た金額を国に納めなければならない。

第一項、第二項及び第五項から第十二項までの規定は、第二十七条第一項の規定により免許を受けた無線局の免許人又は前条第二項に規定する無線局（次の各号に掲げる者が専ら当該各号に定める事務の用に供することを目的として開設する無線局（以下この項において「国の機関等が開設する無線局」という。）を除く。）。若し、該無線局が特定免許等不要局であるときは、当該特定免許等不要局を開設した者）には、当該無線局に關しては適用しない。ただし、当該無線局（国の機関等が開設する無線局）又はこの項本文の政令で定める無線局に限る。）が、電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備を使用していないと認められるもの（その無線設備が使用する周波数の電波に關する需要の動向その他の事情を勘案して当該技術を用いた無線設備の導入を促進する必要性が低いと認められるものを除く。次項において同じ。）として政令で定めるものである場合は、この限りでない。

一 警察庁 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二条第一項に規定する責務を遂行するために行う事務

二 消防庁 又は地方公共団体 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第一条に規定する任務を遂行するために行う事務

三 法務省 刑事收容施設及び被收容者等の処遇に關する法律（平成十七年法律第五十号）第三条に規定する刑事施設、少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第三条に規定する少年院及び少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第三条に規定する少年鑑別所の管理運営に關する事務

四 出入国在留管理庁 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十一条の三の二第二項に規定する事務

五 公安調査庁 公安調査庁設置法（昭和二十七年法律第二百四十一号）第四条に規定する事務

六 厚生労働省 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十四条第五項に規定する職務を遂行するために行う事務

七 国土交通省 航空法第九十六条第一項の規定による指示に関する事務

八 気象庁 気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）第二十三条に規定する警報に関する事務

九 海上保安庁 海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第二条第一項に規定する任務を遂行するために行う事務

十 防衛省 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三条に規定する任務を遂行するために行う事務

十一 国の機関、地方公共団体又は水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第二条第二項に規定する水防管理団体 水防事務（第二号）に定めるものを除く。）

十二 国の機関 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二十三号）第三条第一項に規定する責務を遂行するために行う事務（前各号に定めるものを除く。）

15 次の各号に掲げる無線局（前項本文の政令で定めるものを除く。）の免許人等（当該無線局が特定免許等不要局であるときは、当該特定免許等不要局を開設した者）が納めなければならない電波利用料の金額は、当該各号に定める規定にかかわらず、これらの規定による金額の二分の一に相当する金額とする。ただし、当該無線局（第三号に掲げるものを除く。）が、電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備を使用していないと認められるものとして政令で定めるものである場合は、この限りでない。

一 前項各号に掲げる者が当該各号に定める事務の用に供することを目的として開設する無線局（専ら当該各号に定める事務の用に供することを目的として開設するものを除く。）

二 地方公共団体が開設する無線局であつて、災害対策基本法第二十条第十号に掲げる地域防災計画の定めるところに従い防災上必要な通信を行うことを目的とするもの（専ら前項第二号及び第十一号に定める事務の用に供することを目的として開設するものと並びに前号に掲げるものを除く。） 第一項及び第五項から第十二項まで

三 周波数割当計画において無線局の使用の電波の周波数の全部又は一部について使用の

期限が定められている場合（第七十一条の二第一項の規定の適用がある場合を除く。）において当該無線局をその免許等の日又は応当日から起算して二年以内に廃止することについて総務大臣の確認を受けた無線局 第一項

第一項、第二項、第五項及び第七項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

17 免許人等（包括免許人等を除く。）は、第一項の規定により電波利用料を納めるときには、その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納することができ。

18 前項の規定により前納した電波利用料は、前納した者の請求により、その請求をした日後に最初に来るべき応当日以後の期間に係るものに限り、還付する。

19 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、免許人の申請に基づき、当該免許人が第二項前段の規定により納付すべき電波利用料を延納させることができる。

20 表示者は、第十三項の規定にかかわらず、総務大臣の承認を受けて、同項の規定により当該表示者が対象期間のうち総務省令で定める期間（以下この条において「予納期間」という。）を通じて納付すべき電波利用料の総額の見込額を予納することができる。この場合において、当該表示者は、予納期間において同項の規定による届出をすることを要しない。

21 前項の規定により予納した表示者は、予納期間において表示を付した第十三項の無線設備の数を予納期間が終了した日（当該表示者が表示に係る業務を休止し、又は廃止した場合その他総務省令で定める事由が生じた場合には、当該事由が生じた日）の属する月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出なければならない。この場合において、当該表示者は、予納した電波利用料の金額が同項の政令で定める金額を予納期間において表示を付した無線設備の数を乗じて得た金額（次項において「要納付額」という。）に足りないときは、その不足金額を当該届出が受理された日から起算して三十日以内に国に納めなければならない。

22 第二十項の規定により表示者が予納した電波利用料の金額が要納付額を超える場合には、その超える金額について、当該表示者の請求により還付する。

23 総務大臣は、電波利用料を納付しようとする者から、預金又は貯金の払出しとその払い出し

た金銭による電波利用料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があつた場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが電波利用料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

24 前項の承認に係る電波利用料が同項の金融機関による当該電波利用料の納付の期限として総務省令で定める日までに納付された場合には、その納付の日が納期限後である場合においても、その納付は、納期限までにされたものとみなす。

25 総務大臣は、電波利用料を納めない者があるときは、督促状によつて、期限を指定して督促しなければならない。

26 総務大臣は、前項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までにその督促に係る電波利用料及び次項の規定による延滞金を納めないときは、国税滞納処分の例により、これを処分する。この場合における電波利用料及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

27 総務大臣は、第二十五項の規定により督促をしたときは、その督促に係る電波利用料の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその納付又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、やむを得ない事情があると認められるとき、その他総務省令で定めるときは、この限りでない。

28 第十七項から前項までに規定するもののほか、電波利用料の納付の手続その他電波利用料の納付について必要な事項は、総務省令で定める。

第二百三条の三 政府は、毎会計年度、当該年度の電波利用料の収入額の予算額に相当する金額を、予算で定めるところにより、電波利用料の費用の財源に充てるものとする。ただし、その金額が当該年度の電波利用料の費用の予算額を超えると認められるときは、当該超える金額については、この限りでない。

2 政府は、当該会計年度に要する電波利用料の費用に照らして必要があると認められるときは、当該年度の電波利用料の収入額の予算額のほか、当該年度の前年度以前で平成五年度以降の各年度の電波利用料の収入額の決算額（当該

年度の前年度については、予算額）に相当する金額を合算した額から当該年度の前年度以前で平成五年度以降の各年度の電波利用料の費用の決算額（当該年度の前年度については、予算額）を合算した額を控除した額に相当する金額の全部又は一部を、予算で定めるところにより、当該年度の電波利用料の費用の財源に充てるものとする。

3 総務大臣は、前条第四項第三号に規定する研究開発の成果その他の同項各号に掲げる事務の実施状況に関する資料を公表するものとする。

4 総務大臣は、前条第四項第三号に規定する基金に充てるための補助金を交付した場合は、毎会計年度、当該基金の残余額その他当該基金の使用状況を調査し、その結果を公表するものとする。

（特定基地局開設料の使途）

第二百三条の四 政府は、特定基地局開設料の収入見込額に相当する金額を、電波を使用する高度情報通信ネットワークの整備を促進するために必要な施策、当該高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様な情報の活用による高い付加価値の創出を促進するために必要な施策及び当該付加価値が社会の諸課題の解決に活用されることを促進するために必要な施策の実施に要する経費（電波利用料の費用に該当するものを除く。）に充てるものとする。

2 前項の規定の適用については、金額の算出は、各年度において、その年度の予算金額によるものとする。

（船舶又は航空機に開設した外国の無線局）

第二百三条の五 第二章及び第四章の規定は、船舶又は航空機に開設した外国の無線局には、適用しない。

2 前項の無線局は、次に掲げる通信を行う場合に限り、運用することができる。

一 第五十二条各号の通信

二 電気通信業務を行うことを目的とする無線局との間の通信

三 航行の安全に関する通信（前号に掲げるものを除く。）

（特定無線局と通信の相手方を同じくする外国の無線局等）

第二百三条の六 第一号包括免許人は、第二章、第三章及び第四章の規定にかかわらず、総務大臣の許可を受けて、本邦内においてその包括免許に係る特定無線局と通信の相手方を同じくし、

当該通信の相手方である無線局からの電波を受けることによつて自動的に選択される周波数の電波のみを放射する次に掲げる無線局を運用することができ。

一 外国の無線局（当該許可に係る外国の無線局の無線設備を使用して開設する無線局を含み、次号に掲げる無線局を除く。）

二 実験等無線局

2 前項の許可の申請があつたときは、総務大臣は、当該申請に係る無線局の無線設備が第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合していると認めるときは、これを許可しななければならない。

3 第一号包括免許人の包括免許がその効力を失つたときは、当該第一号包括免許人が受けていた第一項の許可は、その効力を失う。

4 第一号包括免許人が第一項の許可を受けたときは、当該許可に係る無線局を当該第一号包括免許人がその包括免許に基づき開設した特定無線局とみなして、第五章及び第六章の規定（当該無線局が当該許可に係る外国の無線局の無線設備を使用して開設する無線局又は同項第二号に掲げる無線局である場合にあつては、これらの規定のほか、第二十六条の二、第二十六条の三、第二十七条の七、第二百三十三条の三の規定）を適用する。ただし、第七十一条第二項、第七十六条第五項第一号及び第七十二条、第七十六条の二並びに第七十六条の三第二項の規定を除く。

（国等に対する適用除外）

第二百四条 国については第二百三十三条及び次章の規定、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号）第二条第一項に規定する独立行政法人（当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）については第二百三十三条の規定は、適用しない。ただし、他の法律の規定により国とみなされたものについては、同条の規定の適用があるものとする。

2 この法律を国に適用する場合において「免許」又は「許可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

（予備免許等の条件等）

第二百四十二条 予備免許、免許、許可又は第二百七条の二十一第一項の登録には、条件又は期限を付することができる。

2 前項の条件又は期限は、公共の利益を増進し、又は予備免許、免許、許可若しくは第二十二

七条の二十一第一項の登録に係る事項の確実な実施を図るため必要最少限度のものに限り、かつ、当該処分を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。（権限の委任）

第二百四十三条 この法律に規定する総務大臣の権限は、総務省令で定めるところにより、その一部を総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長に委任することができる。

2 第七章の規定は、総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長が前項の規定による委任に基づいてした処分についての審査請求及び訴訟に準用する。この場合において、第九十六条の二中「総務大臣」とあるのは、「総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長」と読み替えるものとする。（指定試験機関の処分に係る審査請求等）

第二百四十四条 この法律の規定による指定試験機関の処分不服がある者は、総務大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、総務大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十七条の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

2 第八十三条及び第八十五条から第九十六条までの規定は前項の規定による審査請求に、第九十六条の二から第九十九条までの規定は同項の処分についての訴訟に、それぞれ準用する。この場合において、第九十条第二項及び第九十六条の二中「総務大臣」とあるのは「指定試験機関」と、第九十条第二項中「所部の職員」とあるのは「役員又は職員」と読み替えるものとする。（経過措置）

第二百四十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するときは、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第九章 罰則

第二百五条 無線通信の業務に従事する者が第六十六条第一項（第七十条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による遭難通信の取扱いはしなかつたとき、又はこれを遅延させたときは、一年以上の有期拘禁刑に処する。

2 遭難通信の取扱いを妨害した者も、前項と同様とする。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第二百六条 自己若しくは他人に利益を与え、又は他人に損害を加える目的で、無線設備又は第二百七条第一項第一号の通信設備によつて虚偽の通信を発した者は、三年以下の拘禁刑又は百万五万円以下の罰金に処する。

2 船舶遭難又は航空機遭難の事実がないのに、無線設備によつて遭難通信を発した者は、三月以上十年以下の拘禁刑に処する。

第二百七条 無線設備又は第二百七条第一項第一号の通信設備によつて日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する通信を発した者は、五年以下の拘禁刑に処する。

第二百八条 無線設備又は第二百七条第一項第一号の通信設備によつてわいせつな通信を発した者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第二百八条の二 電気通信業務又は放送の業務の用に供する無線局の無線設備又は人命若しくは財産の保護、治安の維持、気象業務、電気事業に係る電気の供給の業務若しくは鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は、五年以下の拘禁刑又は二百五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第二百九条 無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 無線通信の業務に従事する者がその業務に関し知り得た前項の秘密を漏らし、又は窃用したときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第二百九条の二 暗号通信を傍受した者又は暗号通信を媒介する者であつて当該暗号通信を受信したものが、当該暗号通信の秘密を漏らし、又は窃用する目的で、その内容を復元したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 無線通信の業務に従事する者が、前項の罪を犯したとき（その業務に関し暗号通信を傍受し、又は受信した場合に限る。）は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

3 前二項において「暗号通信」とは、通信の当事者（当該通信を媒介する者であつて、その内容を復元する権限を有するものを含む。）以外

の者がその内容を復元できないようにするための措置が行われた無線通信をいう。

4 第一項及び第二項の未遂罪は、罰する。

5 第一項、第二項及び前項の罪は、刑法第四条の二の例に従う。

第二百九条の三 第四十七条の三第一項（第七十一条の三第十一項、第七十一条の三の二第十一項及び第二百七条の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、その職務に關して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百十條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 第四条の規定による免許又は第二十七条の二、第二十一項の規定による登録がないのに、無線局を開設したとき。

二 第四条の規定による免許又は第二十七条の二、第二十一項の規定による登録がないのに、かつ、第七十条の七第一項、第七十条の八第一項又は第七十条の九第一項の規定によらないで、無線局を運用したとき。

三 第二十七条の七の規定に違反して特定無線局を開設したとき。

四 第二百七条第一項の規定による許可がないのに、同項の設備を運用したとき。

五 第五十二条、第五十三条、第五十四条第一号又は第五十五条の規定に違反して無線局を運用したとき。

六 第十八条第一項の規定に違反して無線設備を運用したとき。

七 第七十一条の五（第二百九条第五項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

八 第七十二条第一項（第二百九条第五項において準用する場合を含む。）又は第七十六条第一項（第七十条の七第四項、第七十条の八第三項、第七十条の九第三項及び第二百九条第五項において準用する場合を含む。）の規定によつて電波の放射又は運用を停止された無線局又は第二百九条第一項の設備を運用したとき。

九 第七十四条第一項の規定による処分違反したとき。

十 第七十六条第二項の規定による禁止に違反して無線局を開設したとき。

十一 第三十八條の二十二第二項（第三十八條の二十九及び第三十八條の三十八において準

用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

十二 第三十八条の二十八第一項（第一号に係る部分に限る。）、第三十八条の三十六第一項（第一号に係る部分に限る。）、又は第三十八条の三十七第一項の規定による禁止に違反したとき。

第一百十條の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十四条の十又は第三十八条の十七第二項（第三十八条の二十四第三項及び第七十一条の三の二第二十一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

二 第二百二条の六の規定に違反して、障害原因部分に係る工事を自ら行い、又はその請負人に行わせたとき。

三 第二百二条の八第一項の規定に基づく命令に違反して、高層部分に係る工事を停止せず、若しくはその請負人に停止させないとき、又は当該工事を自ら行い、若しくはその請負人に行わせたとき。

第一百十條の三 第三十九条の十二第二項（第四十条の五、第七十一条の三第十一項、第二百二条の十七第五項及び第二百二条の十八第十三項において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定講習機関、指定試験機関、指定周波数変更対策機関、センター又は指定較正機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百十條の四 第九十九条の九の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百十一條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第七十条の五の二第六項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第七十三条第一項、第五項（第百条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第六項又は第八十二条第二項（第四条の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

三 第七十三条第三項に規定する証明書に虚偽の記載をしたとき。

第一百十二條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第四項又は第十七条第一項の規定に違反して第六条第二項第六号に掲げる事項を変更したとき。

二 第三十八条の七第三項の規定に違反して表示を付したとき。

三 第三十八条の七第四項の規定に違反して表示を除去しなかつたとき。

四 第三十八条の四十四第二項の規定に違反して表示を付したとき。

五 第六十二条第一項の規定に違反して船舶局を運用したとき。

六 第七十条の二第二項の規定に違反して航空機局を運用したとき。

七 第七十六条第一項（第七十条の七第四項、第七十条の八第三項、第七十条の九第三項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定による運用の制限に違反したとき。

八 第二百二条の四第一項の規定に基づく命令に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

九 第二百二条の十八第四項の規定に違反して表示を付したとき。

第一百十三條 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条の二第二項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をして、同項の無線設備を使用する同項の実験等無線局を開設したとき。

二 第四条の二第四項（同条第二項第四号から第六号までに掲げる事項の変更の届出に係る部分に限る。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をして、当該事項を変更したとき。

三 第二十四条の八第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

四 第二十六条の二第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第二十六条の三第七項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 第二十七条の六第三項（特定無線局の開設の届出及び変更の届出に係る部分に限る。）

の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

七 第二十七条の十二第六項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

八 第二十七条の二十六第一項の規定に違反して、第二十七条の二十一第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更したとき。

九 第二十七条の三十三第一項の規定に違反して、第二十七条の三十二第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更したとき。

十 第二十七条の三十四の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十一 第二十七条の三十五の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十二 第三十八条の六第二項（第三十八条の二十四第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十三 第三十八条の十二（第三十八条の二十四第三項及び第七十一条の三の二第二十一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

十四 第三十八条の十五第一項（第三十八条の二十四第三項及び第七十一条の三の二第二十一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第三十八条の十五第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十五 第三十八条の十六第一項（第三十八条の二十四第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしない業務を廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

十六 第三十八条の二十第一項（第四条の二第二十五項、第三十八条の二十九、第三十八条の三十八及び第三十八条の四十八において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第三十八条の二十第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十七 第三十八条の二十一第一項（第四条の二第五項、第三十八条の二十九、第三十八条の三十八及び第三十八条の四十八において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

十八 第三十八条の三十三第三項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をしたとき。

十九 第三十八条の三十三第四項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつたとき。

二十 第三十九条第一項若しくは第二項又は第三十九条の十三の規定に違反して、無線設備の操作を行ったとき。

二十一 第三十九条第四項（第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二十二 第七十一条の三第六項（第七十一条の三の二第二十一項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十三 第七十八条（第四条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、電波の発射を防止するために必要な措置を講じなかつたとき。

二十四 第七十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により業務に従事することを停止されたのに、無線設備の操作を行ったとき。

二十五 第七十九条の二第二項の規定により船舶局無線従事者証明の効力を停止されたのに、第三十九条第一項本文の総務省令で定める船舶局の無線設備の操作を行ったとき。

二十六 第八十二条第一項（第四条の二第三項において読み替えて適用する場合及び第百一条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

二十七 第二百二条の三第一項又は第二項（同条第六項及び第二百二条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二十八 第二百二条の九の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十九 第二百二条の十一第四項の規定による命令に違反したとき。

三十 第二百二条の十二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三十一 第二百二条の十五第一項の規定による指示に違反したとき。

三十二 第二百二条の十六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同

項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第百十三條の二 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定講習機関、指定試験機関、指定周波数変更対策機関、登録周波数終了対策機関、センター又は指定校正機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十九條の七（第四十七條の五、第七十一條の三第十一項及び第百二條の十八第十三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第三十九條の九第一項（第四十七條の五、第七十一條の三第十一項、第百二條の十七第五項及び第百二條の十八第十三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第三十九條の九第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第三十九條の十第一項（第四十七條の五、第七十一條の三第十一項及び第七十一條の三の二第十一項において準用する場合を含む。）の許可を受けないで、講習の業務の全部、試験事務の全部、特定周波数変更対策業務の全部又は特定周波数終了対策業務の全部を廃止したとき。

四 第百二條の十八第十一項の規定による届出をしないで業務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

第百十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に對して各本条の罰金刑を科する。

一 第百十條（第十一号及び第十二号に係る部分に限る。）一億円以下の罰金刑

二 第百十條（第十一号及び第十二号に係る部分を除く。）、第百十條の二又は第百十一條から第百十三條まで、各本条の罰金刑

第百十五條 第九十二條の二の規定による審理官の処分違反して、出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は鑑定をせず、若しくは虚偽の鑑定をした者は、三十万円以下の過料に処する。

第百十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第四條の二第四項（同条第二項第一号に掲げる事項の変更の届出に係る部分に限る。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四條の二第六項の規定に違反して、届出をしない者

三 第九條第五項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第十七條第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第二十條第九項（同条第十項、第二十七條の十七及び第七十條の五の二第九項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をしない者

六 第二十二條（第百條第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して届出をしない者

七 第二十四條（第百條第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、免許状を返納しない者

八 第二十四條の五第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

九 第二十四條の六第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十 第二十四條の九第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十一 第二十四條の十二の規定に違反して、登録証を返納しない者

十二 第二十五條第三項の規定に違反して、情報と同条第二項の調査又は終了促進措置の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供した者

十三 第二十七條の六第三項（特定無線局の廃止の届出に係る部分に限る。）の規定に違反して、届出をしない者

十四 第二十七條の十第一項の規定に違反して、届出をしない者

十五 第二十七條の十五第五項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十六 第二十七條の二十六第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十七 第二十七條の二十七第二項（第二十七條の三十七第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をしない者

十八 第二十七條の二十九第一項の規定に違反して、届出をしない者

十九 第二十七條の三十一（第二十七條の三十七第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反して、登録状を返納しない者

二十 第二十七條の三十三第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十一 第三十八條の五第二項（第七十一條の三の二第十一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十二 第三十八條の六第三項（第三十八條の二十九において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十三 第三十八條の十一第一項（第七十一條の三の二第十一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第三十八條の十一第二項（第七十一條の三の二第十一項において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者

二十四 第三十八條の三十三第五項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十五 第三十八條の四十二第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十六 第三十八條の四十六第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十七 第七十條の五の二第五項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十八 第七十條の七第二項（第七十條の八第二項及び第七十條の九第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十九 第八十條の二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三十 第百條第四項の規定に違反して、届出をしない者

三十一 第百二條の三第五項の規定に違反して、届出をしない者

三十二 第百三條の二第五項から第八項まで、第十二項、第十三項又は第二十一項の規定に

違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附則 抄

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

（無線電信法の廃止）

2 無線電信法（大正四年法律第二十六号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

（旧法の罰則の適用）

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

（無線従事者に関する経過規定）

5 この法律施行の際、現に無線通信士資格検定期則（昭和六年通信省令第八号）の規定によつて第一級、第二級、第三級、電話級又は聴守員級の無線通信士の資格を有する者は、この法律施行の日に、それぞれこの法律の規定による第一級無線通信士、第二級無線通信士、第三級無線通信士、電話級無線通信士又は聴守員級無線通信士の免許を受けたものとみなす。

6 旧電気通信技術者資格検定期則（昭和十五年通信省令第十三号）廃止の際（昭和二十四年六月一日）、現に同規則の規定によつて第一級若しくは第二級の電気通信技術者の資格又は第三級（無線）の電気通信技術者の資格を有していた者は、この法律施行の日に、それぞれこの法律の規定による第一級無線技術士又は第二級無線技術士の免許を受けたものとみなす。

（この法律の施行前になした処分等）

9 第五項又は第六項に規定するものの外、旧法又はこれに基く命令の規定に基く処分、手続その他の行為は、この法律中これに相当する規定があるときは、この法律によつてしたものとみなす。この場合において、無線局（船舶安全法第四條の船舶及び漁船の操業区域の制限に関する政令第五條の漁船の船舶無線電信局を除く。）の免許の有効期間は、第十三條第一項の規定にかかわらず、この法律施行の日から起算して一年以上三年以内において無線局の種類ごとに郵政省令で定める期間とする。

（電報の事業に関する経過措置）

13 電気通信事業法附則第五條第一項の規定により電報の事業が電気通信事業とみなされる間は、第二十七條の三十八第一項、第百二條の二第一項第一号及び第百八條の二第二項に規定す

る電気通信業務には、当該電報の事業に係る業務が含まれるものとする。

(検討)

14 政府は、少なくとも三年ごとに、第三百三条の二の規定の施行状況について電波利用料の適正性の確保の観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(電波利用料の特例)

15 第三百三条の二第四項の規定の適用については、当分の間、同項中「十二 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助」とあるのは、「十二 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動のための活動に対する必要な援助／十二の二 テレビジョン放送（人工衛星局により行われるものを除く。以下この号において同じ。）を受信することのできる受信設備を設置している者（デジタル信号によるテレビジョン放送のうち、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送（以下この号において「地上デジタル放送」という。）を受信することのできる受信設備を設置している者を除く。）のうち、経済的困難その他の事由により地上デジタル放送の受信が困難な者に對して地上デジタル放送の受信に必要な設備の整備のために補助金の交付その他の援助／十二の三 地上基幹放送（音声その他の音響のみを送信するものに限る。）を直接受信すること困難な地域において必要最小の空中線電力による当該地上基幹放送の受信を可能とするために行われる中継局その他の設備（当該設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付／十二の四 大規模な自然災害が発生した場合においても、地上基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の損壊又は故障により当該業務に著しい支障を及ぼさないようにするために行われる当該電気通信設備（当該電気通信設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該電気通信設備及び当該附属設備を設置す

るために必要な工作物を含む。）の整備（放送法第一百一十一条第一項の総務省令で定める基準又は同法第二百一条第一項の総務省令で定める基準に適合させるために行われるものを除く。）のための補助金の交付」とする。

附 則（昭和二十七年七月三十一日法律第二四九号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第三十三条第三項、第三十三条の二から第三十六条まで、第三十七条（船舶安全法第二条の規定に基く命令により船舶に備えなければならない救命艇用携帯無線電信に係る部分に限る。）、第六十三條、第六十五條及び第九十九條の十一第一号の改正規定は、昭和二十七年十一月十九日から施行する。

附 則（昭和二十七年七月三十一日法律第二五一号）抄

1 この法律は、公社法の施行の日から施行する。

附 則（昭和二十七年七月三十一日法律第二八〇号）抄

1 この法律は、郵政省設置法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百七十九号）の施行の日から施行する。

2 従前の電波監理委員会の機関及び職員（委員長及び委員を除く。）は、郵政省の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

3 この法律の施行の際現に効力を有する電波監理委員会規則は、この法律の施行後も郵政省令としての効力を有するものとする。

附 則（昭和二十七年八月七日法律第三〇一号）抄

1（施行期日）
この法律の施行期日は、政令で定める。但し、その期日は、昭和二十八年三月三十一日後であつてはならない。

附 則（昭和二十八年七月三十一日法律第九八号）

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

附 則（昭和三十三年五月六日法律第一四〇号）

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際、現に次の表の上欄の資格を有している者は、この法律の施行の日に、

それぞれこの法律による改正後の電波法の規定による同表の下欄の資格の免許を受けたものとする。

旧資格	新資格
第一級無線通信士	第一級無線通信士
第二級無線通信士	第二級無線通信士
第三級無線通信士	第三級無線通信士
航空級無線通信士	航空級無線通信士
電話級無線通信士	電話級無線通信士
第一級無線技術士	第一級無線技術士
第二級無線技術士	第二級無線技術士
特殊無線技術士	特殊無線技術士
第一級アマチュア無線技術士	第一級アマチュア無線技術士
第二級アマチュア無線技術士	第二級アマチュア無線技術士
アマチュア無線電話級アマチュア無線技術士	アマチュア無線電話級アマチュア無線技術士

附 則（昭和三十三年五月二六日法律第一四〇号）抄

1 この法律は、昭和三十三年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。

6 この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関

係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

附 則（昭和三十三年九月一五日法律第一六一号）抄

1 この法律は、昭和三十三年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等とともに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができ期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

10 この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第四百十号）に同一の法律についての改正規定がある場合においては、当該法律は、この法律によつてまず改正され、次いで行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律によつて改正されるものとする。

附 則（昭和三十八年四月四日法律第八二号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和三十九年七月四日法律第一四九号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三十三條、第三十三條の二（同条の前の見出しを含む）、第三十五條、第三十五條の二、第六十三條、第六十五條及び第九十九條の十一第一項第一号の改正規定並びに次項の規定は、千九百六十年の海上における人命の安全のための国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則（昭和四〇年六月二日法律第一一四号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に免許又は第八條の予備免許を受けている無線局については、その免許又はその予備免許に係る免許の有効期間内は、改正後の第五十六條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和四二年六月二二日法律第三六号）抄

1 この法律は、登録免許税法の施行の日から施行する。

附 則（昭和四三年五月一〇日法律第四四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第四條の改正規定並びに附則第二條第三項、第三條及び第四條の規定は、昭和四十四年十月一日から施行する。

附 則（昭和四六年六月一日法律第九六号）抄

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。

16 この法律（附則第一項各号に掲げる規定については、当該各規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による）。

附 則（昭和四六年一二月三一日法律第一三〇号）抄

（施行期日）

1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。

附 則（昭和四七年七月一日法律第一一一号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

9 この法律（附則第一項ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和四七年七月一日法律第一一四号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第四章の規定、附則第六項の規定並びに附則第十二項中郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第十条の二第一項第一号の改正規定及び同法第十九條第一項の表の改正規定（有線放送審議会に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四八年九月一四日法律第八〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から三月を経過した日から施行する。

附 則（昭和五〇年七月一〇日法律第五八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附 則（昭和五三年四月二四日法律第二七号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五四年一二月一八日法律第六七号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前に郵政大臣の行う型式検定に合格した型式のレーダーは、改正後の電波法第三十七條に規定する検定に合格した型式のものとみなす。

3 この法律の施行の際現に船舶安全法第二条の規定に基づく命令により船舶に備えているレーダー（前項の規定により検定に合格したとみなされた型式のものを除く。）でこの法律の施行前に改正前の電波法第十条又は第十八條の規定による検査に合格したものは、当該船舶に備えている間は、改正後の電波法第三十七條に規定する検定に合格した型式のものとみなす。

附 則（昭和五六年五月一九日法律第四五号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年五月二三日法律第四九号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第一百十條第一号の改正規定は、昭和五十八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五七年六月一日法律第五九号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四條第一項の改正規定、第五條第二項の改正規定、第九十九條の十一第一項第一号の改正規定（「第四條第一項ただし書」を「第四條第一項第一号及び第二号」に改める部分及び「一及び第一百條第一項第二号」を「一並びに第一百條第一項第二号」に改める部分に限る。）並びに次項、附則第三項及び附則第八項の規定は、昭和五十八年一月一日から施行する。（経過措置）

2 第四條第一項の改正規定の施行の際現に免許を受けている無線局のうち、改正後の電波法（以下「新法」という。）第四條第一項第二号の郵政省令で定める無線局に該当するものの無線設備は、第四條第一項の改正規定の施行の日（新法第三十八條の二第二項の規定による技術基準適合証明を受けたものとみなす）。

3 前項の無線局の免許は、第四條第一項の改正規定の施行の日（新法第四十八條の二第二項の無線従事者の資格を有する者は、この法律の施行の日（同条第一項の規定による船舶局無線従事者証明を受けたものとみなす）。

4 この法律の施行の際現に新法第四十八條の二第二項の無線従事者の資格を有する者は、この法律の施行の日（同条第一項の規定による船舶局無線従事者証明を受けたものとみなす）。

5 この法律の施行の際現に新法第四十八條の二第二項の無線従事者の資格の無線従事者国家試験に合格している者で当該資格の無線従事者の免許を受けていないものは、当該免許を受けた日に、同条第一項の規定による船舶局無線従事者証明を受けたものとみなす。

6 前二項の規定により船舶局無線従事者証明を受けたものとみなされた者は、この法律の施行の日から五年以内に、新法の規定による船舶局無線従事者証明書の交付を申請しなければならぬ。

7 附則第四項又は附則第五項の規定により船舶局無線従事者証明を受けたものとみなされた者がこの法律の施行の日から五年以内に前項の規定による申請をしないときは、当該期間の満了によつて、その船舶局無線従事者証明は、その効力を失う。

8 第四條第一項の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五七年六月一日法律第六〇号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（昭和五八年一二月二日法律第七八号）抄

1 この法律（第一條を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれていた機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれること

となるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則（昭和五十九年五月二十九日法律第四八号）

この法律は、昭和五十九年九月一日から施行する。ただし、第百三条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十九年二月二十五日法律第八七号） 抄

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

（電波法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 この法律の施行前にした第四十七条の規定による改正前の電波法第百二条の第二項の規定による公衆通信障害防止区域に係る指定又は同法第百二条の五第一項の規定による当該区域に係る重要無線通信障害原因となる旨の通知は、それぞれ第四十七条の規定による改正後の電波法第百二条の第二項又は第百二条の五第一項の規定により電気通信業務障害防止区域に係るものとしてした指定又は通知とみなす。

2 この法律の施行前にした第四十七条の規定による改正前の電波法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（昭和六〇年二月二十四日法律第一〇二号） 抄

第一条（施行期日） この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 から四まで 略

五 第二十一条中電波法第三十七条の改正規定 公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日

六 略

七 第十条中消費生活用製品安全法別表の改正規定、第二十一条の規定（電波法第三十七条の改正規定を除く。）及び第二十六条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為及び附則第四条の規定により従前の例によることとされる場合における第十一条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和六一年四月二五日法律第三五号）

第一条（施行期日等） この法律は、昭和六十一年七月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 郵政大臣は、この法律の施行日前において、この法律による改正後の電波法（以下「新法」という。）第三十七条第四号の規定に基づく郵政省令を定め、同令により新たにその型式について郵政大臣の行う検定に合格したものでなければ施設してはならないこととされた無線設備の機器（以下「新たな検定対象機器」という。）について、型式検定を行うことができる。

3 この法律の施行の際現に船舶に施設している新たな検定対象機器であつて、この法律の施行前に改正前の電波法第十条又は第八条の規定による検査に合格したものは、当該船舶に施設している間は、新法第三十七条に規定する検定に合格した型式のものとみなす。

附 則（昭和六一年二月四日法律第九三号） 抄

第一条（施行期日） この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

（電波法の一部改正に伴う経過措置）

第三十六条 この法律の施行前にした第百四十一条の規定による改正前の電波法第百二条の第二項第六号の規定による伝搬障害防止区域の指定又は同法第百二条の五第一項の規定による当該区域に係る重要無線通信障害原因となる旨の通知は、それぞれ第百四十一条の規定による改正後の電波法第百二条の第二項第六号又は第百二条の五第一項の規定により伝搬障害防止区域に係るものとしてした指定又は通知とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四十一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることと

される事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和六二年六月二日法律第五五号） 抄

第一条（施行期日） この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十三条の改正規定及び附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の際現に免許を受けている無線局のうち、改正後の電波法（以下「新法」という。）第四条第三号の郵政省令で定める無線局に該当するものの無線設備は、この法律の施行の日に、新法第三十八条の第二項の規定による技術基準適合証明を受け、かつ、新法第四条の第二項の規定による呼出符号又は呼出名称の指定を受けたものとみなす。

3 前項の無線局の免許は、この法律の施行の日、その効力を失う。

4 第十三条の改正規定の施行の際現に新法第十三条第二項の無線局の免許を受けている者は、当該無線局の免許状に記載された免許の有効期間に関する事項については、新法第二十一条の規定による訂正を受けることを要しない。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和六二年六月二日法律第五六号） 抄

第一条（施行期日） この法律は、昭和六十三年一月一日から施行する。

附 則（昭和六三年五月六日法律第二九号） 抄

第一条（施行期日） この法律は、昭和六十三年十月一日から施行する。

（旧法等の規定に基づく処分等の効力）

第五条 この法律の施行前に、旧法又は第二条の規定による改正前の電波法の規定によりした処分、手続その他の行為は、新法又は第二条の規定による改正後の電波法（以下「新法等」という。）中にこれに相当する規定があるときは、新法等の規定によりしたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成元年六月二八日法律第五五号） 抄

第一条（施行期日等） この法律は、平成元年十月一日から施行する。ただし、第一条中放送法目次の改正規定、同法第五十三条を同法第五十二条の八とする改正規定、同法第五十九条の改正規定、同法第四章を同法第六章とする改正規定、同法第五十三条の六を同法第五十三条の十三とする改正規定、同法第五十三条の五の改正規定、同法第五十三條の四第一項第二号を加える改正規定（同項第四号に係る部分に限る。）同法第五十三條の四第二項の改正規定、同法第五十三條の九とし、同法第五十三條の二を同法第五十三條の八とする改正規定、同法第三章の次に第三章を加える改正規定（同法第四章に係る部分に限る。）並びに第二条中電波法第九十九条の十四第二項の改正規定は公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則（平成元年一月十七日法律第六七号） 抄

第一条（施行期日等） この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 目次及び第六條第一項第四号の改正規定、第十條の改正規定（第四十八條の二第一項）を「第三十九條第三項に規定する主任無線従事者の要件、第四十八條の二第一項」に改める部分を除く。、第五十條第二項を削る改正規定、同法第三項の改正規定（「前二項」を「前項」に改める部分に限る。）、同項を同法第二項とする改正規定、第五章第二節の節名、第六十三條第五項、同章第三節の節名、第七十條の三、第七十條の四及び第七十條の六の改正規定、第九十九條の十一第一項第一号の改正規定（「第五十條第三項」を「第五十條第二項」に改める部分に限る。）並びに次項の規定 公布の日

二 第五十二條及び第六十四條第一項の改正規定、第六十五條に一項を加える改正規定、第

六十六条から第六十八条までの改正規定、第九十九条の十一「第一項第一号の改正規定（『第五十二一条第六号』を『第五十一一条第一号、第二号、第三号及び第六号』に改める部分及び『第六十五一条第一項』の下に『及び第四項（聴守義務、第六十六条第一項（遭難通信、第六十七条第二項（緊急通信）』を加える部分に限る。）」並びに附則第三条の規定 平成三年七月一日

2 前項第一号に定める日から平成三年六月三十日までの間は、同号に掲げる改正規定による改正後の電波法第六条第一項第四号中「船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的として船舶に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行うものをいう。以下同じ。）」「航空機の無線局」とあるのは「船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的として船舶に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行うものをいう。以下同じ。）」とあるのは「をいう。」とする。

3 この法律の施行の日から平成三年六月三十日までの間は、この法律による改正後の電波法（次項及び次条において「新法」という。）第四十一条第一項第二号中「イ 第一級海上無線通信士／ロ 第二級海上無線通信士／ハ 第三級海上無線通信士／ニ 第四級海上無線通信士／ホ 政令で定める海上特殊無線技士／」とあるのは、「イ 第四級海上無線通信士／ロ 政令で定める海上特殊無線技士／」とする。

4 郵政大臣は、前項の規定にかかわらず、平成三年七月一日前においても、新法第四十一条第一項第二号イからハまでに掲げる資格の無線従事者国家試験を行い、又は当該資格の免許を与えることができる。

（無線従事者に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の電波法（以下「旧法」という。）の規定による次の表の上欄に掲げる資格（以下「旧資格」という。）の免許を受けている者は、この法律の施行の日、それぞれ新法の規定による同表の下欄に掲げる資格（以下「新資格」という。）の免許を受けたものとみなす。

旧資格	新資格
第一級無線通信士	第一級総合無線通信士

第二級無線通信士 第三級無線通信士 第三級総合無線通信士 航空無線通信士 第四級海上無線通信士 第一級無線技術士 第一級陸上無線技術士 第二級無線技術士 新法第四十一条第二号ホ、第三号ロ又は第四号ハに掲げる資格のうち政令で定める資格

第一級アマチュア無線第一級アマチュア無線技士 第二級アマチュア無線第二級アマチュア無線技士 電信級アマチュア無線第三級アマチュア無線技士 電話級アマチュア無線第四級アマチュア無線技士

2 この法律の施行の際現に旧法の規定による無線従事者国家試験（以下この項において「旧試験」という。）に合格している者若しくは旧法の規定による無線従事者の養成課程（以下この項において「旧養成課程」という。）を修了している者が旧資格についての旧法の規定による免許を申請している場合又は現に旧試験に合格している者若しくは現に旧養成課程を修了している者でないものが当該旧試験に合格した日若しくは当該旧養成課程を修了した日から起算して三月以内に新法の規定による免許の申請をした場合においては、電波法第四十二条の規定により免許を与えない場合を除き、旧資格に相当する新資格の免許を与えるものとする。

3 前項に規定する場合のほか、この法律の施行前に旧法又は旧法に基づく命令の規定により郵政大臣がした処分、手続その他の行為は、それぞれ新法又は新法に基づく命令の相当規定により郵政大臣がしたものとみなし、この法律の施行前に旧法又は旧法に基づく命令の規定により郵政大臣に対してした申請、届出その他の行為は、それぞれ新法又は新法に基づく命令の相当規定により郵政大臣に対してしたものとみなす。

（船舶地球局に関する経過措置）

第三条 附則第一条第二号に掲げる改正規定の施行の際現に同項第一号に掲げる改正規定による改正後の電波法第六条第一項第四号の船舶地球局（以下この条において単に「船舶地球局」という。）の免許を受けている者は、附則第一条第二号に定める日から起算して三十日以内に当該船舶地球局の無線設備の設置場所を郵政大臣に届け出なければならぬ。

2 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

4 附則第一条第二号に掲げる改正規定の施行の際現に船舶地球局の免許を受けている者は、当該船舶地球局の免許状に記載された無線設備の移動範囲については、電波法第二十一条の規定による訂正を受けることを要しない。

5 附則第一条第二号に掲げる改正規定の施行の際現に免許を受けている船舶地球局に対する電波法第五十三条の規定の適用については、第一項の規定により届け出た設置場所を当該船舶地球局の免許状に記載された無線設備の設置場所とみなす。

6 第一項の規定は、附則第一条第二号に掲げる改正規定の施行の際現に船舶地球局の予備免許を受けている者について準用する。この場合において、第一項中「定める日から起算して三十日以内に」とあるのは、「定める日の後、遅滞なく」と読み替えるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律（附則第一条第二号に掲げる改正規定については、当該改正規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二年六月二七日法律第五十四号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成三年五月二日法律第六十七号）（施行期日）

1 この法律は、平成四年二月一日から施行する。

（経過措置）

2 電波法第十三条第三項に規定する義務船舶局（以下単に「義務船舶局」という。）であつて、

平成七年一月三十一日以前に建造され、又は建造に着手された船舶のものについては、船舶局無線従事者証明に関する事項を除き、平成十一年一月三十一日まで（当該義務船舶局が同日前に改正後の電波法（以下「新法」という。）第三十三条の規定により備えなければならないこととされる機器を備える場合にあつては、当該機器を備える日まで）は、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる義務船舶局には、同項の規定にかかわらず、新法第三十三条の規定により備えなければならないこととされる機器のうち、遭難自動通報設備の機器及び船舶の航行の安全に関する情報を受信するための機器であつて郵政省令で定めるものを平成十一年一月三十一日以前の郵政省令で定める日までに備えなければならない。この場合において、当該郵政省令で定める機器（船舶の航行の安全に関する情報を受信するためのものに限る。）は、新法第三十七条第五号に掲げる機器とみなして、同項の規定にかかわらず、同条の規定を適用する。

4 新法第三十七条第五号及び第六号の規定により新たにその型式について郵政大臣の行う検定に合格したものでなければ施設してはならないこととされた無線設備の機器（次項において「新たな検定対象機器」という。）であつて、この法律の施行前に郵政大臣の行う型式検定に合格したものは、同条に規定する検定に合格した型式のものとみなす。

5 この法律の施行の際現に船舶に施設している新たな検定対象機器であつて、この法律の施行前に改正前の電波法（次項において「旧法」という。）第十号又は第十八条の規定による検査に合格したものは、当該船舶に施設している間は、新法第三十七条に規定する検定に合格した型式のものとみなす。

6 この法律の施行前に旧法又は旧法に基づく命令の規定により船舶局無線従事者証明について郵政大臣がした処分、手続その他の行為は、それぞれ新法又は新法に基づく命令の相当規定によりしたものとみなし、この法律の施行前に旧法又は旧法に基づく命令の規定により船舶局無線従事者証明を受けようとする者又はこの法律の施行の際現に船舶局無線従事者証明を受けている者がした申請その他の行為は、それぞれ新

法又は新法に基づく命令の相当規定によりしたものとみなす。

附 則（平成四年六月五日法律第七四号）

（施行期日）

1 この法律は、平成五年四月一日から施行する。ただし、第二百一条の十三の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の際現に第十三条第三項に規定する義務船舶局又は義務航空機局の免許を受けている者は、この法律の施行の日から二年以内に、その免許状を郵政大臣に提出し、その住所について免許状の訂正を受けなければならない。

3 この法律の施行の際現に免許を受けている無線局については、改正後の第二百三条の二第一項及び第三項の規定は、この法律の施行後最初に到来する同条第一項に規定する応当日の前日（当該応当日前に当該免許の有効期間が満了する場合は、その満了の日）までは、適用しない。

附 則（平成五年六月一六日法律第七一号）

（施行期日）

1 この法律は、平成六年四月一日から施行する。ただし、目次、第五条第二項、第六条、第七條第一項及び第三十九條の三の改正規定、第九十九條の十一第一項第一号の改正規定中「第七條第一項第四号」を「第七條第一項第三号」に改める部分、第二百四條の三を削り、第二百四條の四を第二百四條の三とし、第二百四條の五を第二百四條の四とし、第二百四條の六を第二百四條の五とする改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第二百四條の三を削る改正規定の施行前に改正前の電波法第二百四條の三の規定により同法第五条第二項第四号及び第六号に掲げる無線局について郵政大臣が付した予備免許、免許若しくは許可の条件若しくは期限又は郵政大臣がした運用の制限は、第二百四條の三を削る改正規定の施行の日、その効力を失う。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成五年一一月一二日法律第八九号）

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（諮問等がされた不利益処分に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴聞若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

附 則（平成六年六月二九日法律第七三三号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年五月八日法律第八三三号）

（施行期日）

1 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第二百三条の二の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の際現に改正前の第四十一条第二項第三号の規定による認定を受けている者であつて無線従事者の免許を受けていないもの及び同号の規定による認定の申請をしている者に対する無線従事者の免許については、なお従前の例による。

附 則（平成八年六月一二日法律第七〇号）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に免許を受けた無線局については、改正後の第二百三条の二の規定は、施行日以後最初に到来する同条第一項に規定する応当日（以下単に「応当日」という。）以後の期間に係る電波利用料について適用し、応当日前の期間に係る電波利用料については、なお従前の例による。

3 改正後の第二百三条の二第一項の表二の項から六の項まで及び九の項に掲げる無線局に係る電

波利用料であつて、改正前の同条第五項の規定により前納された応当日以後の期間に係るものについては、当該期間に係る改正後の同条第一項及び第三項の規定による電波利用料の金額を超える部分を還付する。

附 則（平成九年五月九日法律第四七号）

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六條、第十條及び第十八條の改正規定、第二十四條の次に七條を加える改正規定、第七十三條の改正規定、第七十三條の二を削る改正規定、第九十九條の十一第一項第一号の改正規定（「免許手続」の下に、第一、第二十四條の二第一項（事業者の点検能力の認定）、第二十七條の二（特定無線局、第二十七條の四第二号（特定無線局の開設の根本的基準）、第二十七條の五第三項（包括免許の有効期間）を加える部分（第二十四條の二第一項に係る部分に限る。）及び「第七十三條の二第一項（指定検査機関）を削る部分に限る。」、同項第四号の改正規定（「第七十三條の二第一項の規定による指定検査機関の指定」を削る部分に限る。）、第二百五條第五項の改正規定、第二百五條第一項の改正規定（「指定検査機関が行う検査を受ける者にあつては当該指定検査機関」を削る部分に限る。）、同条第二項、第二百四條の四及び第九十九條の二の改正規定、第二百四條の改正規定（「第十八條」を「第十八條第一項」に改める部分に限る。）、第二百一十一條及び第二百一十三條の改正規定並びに第二百六條の改正規定中第五号を第九号とし、第四号を第八号とし、第六号までに四号を加える改正規定（第四号から第六号までに係る部分に限る。）並びに附則第三條から第五條までの規定は、平成十年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の電波法（以下「新法」という。）第二十四條の二第一項の規定による認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、前項ただし書に規定する改正規定の施行前においても、新法の例によりすることができ

3 この法律の施行の日から平成十年三月三十一日までの間は、新法第九十九條の十一第一項第一号中「第二百二條の十八第五項」とあるのは「第七十三條の二第五項及び第二百二條の十八第五項」と、同項第三号、新法第九十九條の十二

第六項並びに新法第二百十三條の二第一号及び第三号中「第四十七條の二及び第二百二條の十八第五項」とあるのは「第四十七條の二、第七十三條の二第五項及び第二百二條の十八第五項」と、新法第九十九條の十一第一項第三号中「若しくは指定較正機関」とあるのは「若しくは較正員」とあるのは「検査員若しくは較正員」と、同号、新法第二百十條の二及び第二百十三條の二第二号中「第二百二條の十七第六項及び第二百二條の十八第五項」とあるのは「第七十三條の二第五項、第二百二條の十七第六項及び第二百二條の十八第五項」と、新法第九十九條の十一第一項第三号中「センター若しくは指定較正機関」とあるのは「指定検査機関、センター若しくは指定較正機関」と、新法第九十九條の十二第六項中「又は指定較正機関」とあるのは「指定検査機関又は指定較正機関」と、又は較正員」とあるのは「検査員又は較正員」と、新法第二百二條の十八第一項中「無線設備」とあるのは「無線設備（第三十條及び第三十二條の規定により備え付けなければならない設備を含む。）」と、新法第二百十條の二及び第二百十三條の二中「センター又は指定較正機関」とあるのは「指定検査機関、センター又は指定較正機関」と、新法第二百十三條の二第三号中「又は較正の業務の全部」とあるのは「定期検査の業務の全部又は較正の業務の全部」とする。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の日前に登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一の第四十八号に掲げる無線局の免許の申請書を郵政大臣に提出した場合における当該無線局の免許に係る手数料及び新法第二百三條の二第一項に規定する電波利用料については、なお従前の例による。

第三条 指定検査機関の役員又は職員であつた者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、附則第一条第一項ただし書に規定する改正規定の施行後も、なお従前の例による。

第四条 附則第一条第一項ただし書に規定する改正規定の施行前にされた改正前の電波法（以下「旧法」という。）の規定による指定検査機関の処分については、旧法第二百四條の四の規定は、当該改正規定の施行後もなおその効力を有す

る。この場合において、同条中「郵政大臣」とあるのは、「総務大臣」とする。

2 前項の規定によりなお効力を有することとされた旧法第百四十四条の四第一項の規定によりされた審査請求に対する裁決については、当該審査請求を総務大臣に対する異議申立てとみなして、行政不服審査法（昭和三十一年法律第百六十号）第四十七条の規定を適用する。

第五條 附則第一条第一項ただし書に規定する改正規定の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第六條 政府は、附則第一条第一項ただし書に規定する改正規定の施行後十年を経過した場合において、改正後の第二十四条の二から第二十四条の八まで及び第百二条の十八の規定の施行状況について検討を加え、電波監理の観点から必要があると認めるときには、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成九年六月二〇日法律第一〇〇号）

（施行期日）

1 この法律は、サービスの貿易に関する一般協定の第四議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一〇年五月八日法律第五八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中電波法第九十九条の三の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 公布の日
二 第一条の規定、第二条中電気通信事業法附則第五条の改正規定並びに附則第四条、第七条、第九条及び第十一条から第十六条までの規定 公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日
三 第二条中電気通信事業法目次の改正規定、同法第五十条の改正規定、同条の次に三条を加える改正規定、同法第二章第五節の節名の

改正規定、同法第七十二条の改正規定、同条の次に一条及び一款を加える改正規定、同法第九十二条及び第九十八条の改正規定、同法第九十八条の改正規定（第四号に係る部分に限る。）、同法第九十九条の改正規定（第三号に係る部分に限る。）、並びに同法第一百十條の改正規定並びに第三条中電波法目次の改正規定、同法第十條及び第十八條の改正規定、同法第二十四條の八の次に一條を加える改正規定、同法第三十八條の二の改正規定、同法第三十八條の十五の次に三條を加える改正規定、同法第七十三條の改正規定、同法第九十九條の十一の改正規定（第三十八條の五第二項（二）の下に「第三十八條の十七第五項及び」を加える部分に限る。）、同法第百三條の改正規定、同法第百十二條の改正規定（「第三十八條の二第六項又は第七項」を「第三十八條の二第七項又は第八項」に改める部分に限る。）、同法第百十三條の改正規定並びに附則第八條の規定 公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日

（審議会への諮問）

第三条

2 郵政大臣は、施行日又は附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、それぞれ第三条の規定による改正後の電波法（以下「新電波法」という。）第四条第三号の規定による機能を定める郵政省令又は新電波法第三十八條の十七第五項において準用する新電波法第三十八條の五第二項の規定による郵政省令の制定のために、電波監理審議会に諮問することができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

第七條 この法律の各改正規定の施行前にした行為並びに附則第五条第一項及び前条第三項の規定により従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第八條 政府は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行後十年を目途として、新電気通信事業法第五十条の二、第五十条の三、第七十二条の三及び第七十二条の四の規定並びに新電波法第二十四條の九、第三十八條の十七及び第三十八條の十八の規定の施行状況について検討を加え、それぞれ電気通信の規律及び電波監理の観点から必要があると認めるときには、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成一〇年六月二二日法律第一〇一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附則（平成一一年五月二二日法律第四七号）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五條、第六條、第二十條、第二十七條及び第七十條の三の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に免許を受けた無線局については、改正後の第百三條の二の規定は、施行日以後最初に到来する同条第一項に規定する応当日（以下単に「応当日」という。）以後の期間に係る電波利用料について適用し、応当日前の期間に係る電波利用料については、なお従前の例による。

3 改正後の第百三條の二第一項の表二の項から六の項まで及び九の項に掲げる無線局に係る電波利用料であつて、改正前の同条第七項の規定により前納された応当日以後の期間に係るものについては、当該期間に係る改正後の同条第一項及び第五項の規定による電波利用料の金額を超える部分を還付する。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一一年六月二一日法律第七二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二十八條、第五十四條、第五十四條の二、第六十條から第六十一條の二まで、第六十六條、第七十六條、第百四十五條及び第百四十八條の二の改正規定並びに附則第七條、第十三條から第十五條まで及び第十七條の規定 公布の日から起算して一月を経過した日
附則（平成一一年七月二六日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三條、第二十八條並びに第三十條の規定 公布の日

（電波法の一部改正に伴う経過措置）

第十六條 この法律の施行の際現に従前の郵政省の電波監理審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第四十條の規定による改正後の電波法（以下この条において「新電波法」という。）第九十九條の三第一項又は第二項の規定により、総務省の電波監理審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新電波法第九十九條の五第一項の規定にかかわらず、同日における従前の郵政省の電波監理審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に従前の郵政省の電波監理審議会の会長である者は、この法律の施行の日に、新電波法第九十九條の二の第二項の規定により総務省の電波監理審議会の会長として選任されたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に第四十條の規定による改正前の電波法第九十九條の二の第二項に規定する会長の職務を代行する者である者は、この法律の施行の日に、新電波法第九十九條の二の第二項に規定する会長の職務を代行する者として定められたものとみなす。

（別に定める経過措置）

第三十條 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成一二年一二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五條（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五條、第千三百六條、第千三百二十四條第二項、第千三百二十六條第二項及び第千三百四十四條の規定 公布の日

附則（平成二十二年二月二日法律第一六二号）抄

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、附則第九条及び第十条の規定は、同日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十二年二月二日法律第二二〇号）抄

第一条 この法律（第一条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（平成二十二年五月一九日法律第七一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十二年五月三十一日法律第九一号）抄

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施行する。

附則（平成二十二年六月二日法律第一〇九号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十条及び第二十七条の十一第二項の改正規定並びに第一百六条第一号の改正規定（第二十七条の十六に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の日の三月前の日前に改正前の電波法第四十一条第三項に規定する者となつたことにより無線従事者の免許を受けることができる資格を得た者の当該資格に係る無線従事者の免許の申請の期限については、なお従前の例による。ただし、この法律の施行の際無線従事者の免許を受けていた者が、当該免許を取り消された後に再免許の申請を行うときは、この限りでない。

附則（平成二十二年一月二七日法律第一二六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第十條中電波法第九十九條の十一第一項第一号の改正規定（平成十三年一月六日（罰則）に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十三年六月一日法律第四八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九十九條の十一第一項第一号の改正規定（「通信連絡」の下に、「第七十一條の三第四項（給付金の支給基準）」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に改正前の電波法の指定を受けている者は、この法律の施行の日（以下「旧法」という。）第三十八條の二第一項に改正後の電波法（以下「新法」という。）第三十八條の二第一項の指定を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第二百二條の十八第一項の指定を受けている者は、この法律の施行の日（以下「旧法」という。）第三十八條の二第一項の指定を受けたものとみなす。

3 前二項に規定するものを除くほか、この法律の施行前に旧法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法の規定によつてしたものとみなす。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十三年六月二九日法律第八五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十四年五月一〇日法律第三八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第九十九條の十一第一項第一号の改正規定（公布の日）

二 第三十七條の改正規定（平成二十二年十二月五日に採択された千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書の改正が日本国について効力を生ずる日）

三 第二十五條、第二十七條の十一第一項、第二百三十三條第一項及び第二百六條の改正規定（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日）

（検討）

2 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、改正後の第二十六條の二の規定の施行状況について電波の監督管理の観点から検討を加え、必要があると認めるときには、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成二十四年二月六日法律第一三四号）抄

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成二十四年二月一三日法律第一五二号）抄

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第一百五十一号）の施行の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十五年六月六日法律第六八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二十六條第一項の改正規定及び第九十九條の十一第一項第一号の改正規定（第三十

八條の五第二項（第三十八條の十七第五項及び第二百二條の十八第八項）を「第三十八條の八第二項（第三十八條の二十四第三項及び第三十八條の三十一第四項）に改める部分及び「義務等」の下に、「第三十八條の三十三第三項（特別特定無線設備）」を加える部分に限る。）公布の日

二 第七十一條の二、第二百三十三條の二及び第二百六條第十四條の改正規定並びに附則第六條及び第十條の規定（公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日（認定点検事業者等に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の電波法（以下「旧法」という。）第二十四條の二第一項又は第二十四條の九第一項の規定により認定を受けている者は、この法律の施行の日に、この法律による改正後の電波法（以下「新法」という。）第二十四條の二第一項又は第二十四條の十三第一項の規定により登録を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現にされている旧法第二十四條の二第一項又は第二十四條の九第一項の規定による認定の申請は、新法第二十四條の二第一項又は第二十四條の十三第一項の規定による登録の申請とみなす。

3 この法律の施行前に旧法第二十四條の二第一項又は第二十四條の九第一項の規定により認定を受けている者が行った当該認定に係る点検は、新法第二十四條の二第一項又は第二十四條の十三第一項の規定により登録を受けた者が行った当該登録に係る点検とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧法第二十四條の三第一項（旧法第二十四條の九第二項において準用する場合を含む。）の規定により交付されている認定証は、新法第二十四條の四第一項（新法第二十四條の十三第二項において準用する場合を含む。）の規定により交付された登録証とみなす。

（指定証明機関等に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に旧法第三十八條の二第一項の規定により指定を受けている者は、この法律の施行の日に、新法第三十八條の二第一項の規定により登録を受けたものとみなす。この場合において、新法第三十八條の四第一項に規定する期間は、旧法による指定又は指定の更新の日から起算するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧法第三十八條の十七第一項の規定により承認を受けている者は、

この法律の施行の日に、新法第三十八条の三十一第一項の規定により承認を受けたものとみなす。

3 この法律の施行の際現にされている旧法第三十八条の二第二項の規定による指定の申請、旧法第三十八条の三の二第二項の規定による指定の更新の申請又は旧法第三十八条の十七第一項の規定による承認の申請は、それぞれ新法第三十八条の二第二項の規定による登録の申請、新法第三十八条の四第一項の規定による登録の更新の申請又は新法第三十八条の三十一第一項の規定による承認の申請とみなす。

（技術基準適合証明等に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現にされている旧法第三十八条の二第四項の規定による技術基準適合証明の申請、旧法第三十八条の十七第五項において準用する旧法第三十八条の二第四項の規定による証明の申請又は第三十八条の十六第一項若しくは第三十八条の十七第六項の規定による認証の申請については、それぞれ新法第三十八条の六第一項（新法第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。）の規定による技術基準適合証明の求め又は第三十八条の二十四第一項若しくは第三十八条の三十一第五項の規定による工事設計認証の求めとみなす。

2 この法律の施行前に旧法第三十八条の二第四項の規定により技術基準適合証明を受けた無線設備又は旧法第三十八条の十七第五項において準用する旧法第三十八条の二第四項の規定により証明を受けた無線設備については、新法第三十八条の六第一項（新法第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。）の規定により技術基準適合証明を受けた無線設備であつて新法第三十八条の七第一項（新法第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。）の規定により表示が付されているものとみなす。

3 この法律の施行前に旧法第三十八条の十六第一項又は第三十八条の十七第六項の規定により認証を受けている工事設計は、新法第三十八条の二十四第二項（新法第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。）の規定により工事設計認証を受けた工事設計とみなす。

4 この法律の施行前に旧法第三十八条の十六第一項又は第三十八条の十七第六項の規定により認証を受けている者は、この法律の施行の日に、新法第三十八条の二十四第二項（新法第三

十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。）の規定により工事設計認証を受けたものとみなす。この場合において、旧法第三十八条の十六第一項又は第三十八条の十七第六項の規定により認証を受けている者は、新法第三十八条の二十五第二項（新法第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。）の規定による義務を履行したものとみなす。

5 この法律の施行前に旧法第三十八条の十六第一項又は第三十八条の十七第六項の規定により認証を受けた工事設計に基づく特定無線設備であつて旧法第三十八条の十六第五項（旧法第三十八条の十七第八項において準用する場合を含む。）の規定により表示が付されているものについては、新法第三十八条の二十四第二項（新法第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。）の規定により工事設計認証を受けた工事設計に基づく特定無線設備であつて新法第三十八条の二十六（新法第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。）の規定により表示が付されているものとみなす。

6 新法第三十八条の二十二（新法第三十八条の二十九並びに第三十八条の三十一第四項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行前に旧法第三十八条の二第四項の規定により技術基準適合証明を受けた無線設備、旧法第三十八条の十七第五項において準用する旧法第三十八条の二第四項の規定により証明を受けた無線設備及び旧法第三十八条の十六第三項（旧法第三十八条の十七第八項において準用する場合を含む。）の規定により認証を受けた工事設計に基づく特定無線設備であつて旧法第三十八条の十六第五項（旧法第三十八条の十七第八項において準用する場合を含む。）の規定により表示が付されているものについては、適用しない。

（旧法による処分及び手続）

第五条 前三条に規定するものを除くほか、この法律の施行前に旧法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法の規定によつてしたものとみなす。

（電波利用料に関する経過措置）

第六条 新法第百三条の二第二項の規定は、附則第一条第二号に掲げる改正規定の施行の日以後最初に到来する新法第百三条の二第一項に規定する応当日（以下この条において単に「応当

日」という。）以後の期間に係る電波利用料について適用し、応当日前の期間に係る電波利用料については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第九条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、新法第二十四条の二から第二十四条の十三まで及び第三十八条の二の二から第三十八条の三十八までの規定の施行状況について電波の監督管理の観点から検討を加え、必要があると認めるときには、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成一五年七月二四日法律第一二五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 及び二 略
- 三 第二条の規定、第三条中会社法第十一条第二項の改正規定並びに附則第六条から附則第十五条まで、附則第二十一条から附則第三十一条まで、附則第三十四条から附則第四十一条まで及び附則第四十四条から附則第四十八条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附則（平成一六年五月一九日法律第七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中電波法第九十九条の十一第一項第二号の改正規定及び附則第五条の規定 公布の日
- 二 第一条中電波法第五十九条の改正規定、同法第九十九条の二と同法第九十九条の三とする改正規定及び同法第九十九条の次に一条を加える改正規定（同法第九十九条の二第五項に係る部

分を除く。）公布の日から起算して二十日を経過した日

三 第二条（電波法第九十九条の十一第一項第一号の改正規定を除く。）並びに附則第六条及び第八条から第十二条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

四 第一条中電波法第九十九条の次に一条を加える改正規定（同法第九十九条の二第五項に係る部分に限る。）並びに第三条及び附則第四条の規定 サイバー犯罪に関する条約が日本国について効力を生ずる日

（登録証明機関等の業務規程に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の電波法（以下この条及び次条において「旧電波法」という。）第三十八条の十（旧電波法第三十八条の二十四第三項並びに第三十八条の三十一第四項及び第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により認可を受けている業務規程は、この法律による改正後の電波法（以下この条及び第六条において「新電波法」という。）第三十八条の十（新電波法第三十八条の二十四第三項並びに第三十八条の三十一第四項及び第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により届け出た業務規程とみなす。

2 この法律の施行の際現にされている旧電波法第三十八条の十の規定による認可の申請は、新電波法第三十八条の十の規定による届出とみなす。

（電波伝搬障害防止制度に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にされた旧電波法第百二条の三第一項若しくは第二項（同条第六項及び旧電波法第百二条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出又は旧電波法第百二条の四第一項の規定に基づく命令による届出に係る重要無線通信障害原因となる高層部分の工事の制限については、なお従前の例による。

（条約による国外犯の適用に関する経過措置）

第四条 附則第一条第四号に掲げる規定による改正後の電波法第九十九条の二第五項の規定及び有線電気通信法第十四条第四項の規定は、当該規定の施行の日以後に日本国において効力を生ずる条約により日本国外において犯したときであっても罰すべきものとされる罪に限り適用する。

（その他の経過措置の政令への委任）
第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第六条 政府は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行後十年を経過した場合において、新電波法第七十一条の三の二の規定及び第二条の規定による改正後の規定の施行状況について電波の監督管理の観点から検討を加え、必要があると認めるときには、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成一六年六月九日法律第八四号）抄

第一条（施行期日） この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一七年三月三十一日法律第二一号）抄

第一条（施行期日） この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）
第八十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一七年七月二六日法律第八七号）抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附則（平成一七年一月二日法律第一〇七号）抄

第一条（施行期日） この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中電波法第百三条の二第二項第三号の改正規定、同項に一号を加える改正規定及び附則第六条の規定 公布の日

二 第一条中電波法第五条及び第七十五条の改正規定、第二条並びに附則第五条及び第八条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に免許又は第一条の規定による改正

前の電波法（以下「旧電波法」という。）第二十七条の十八第一項の登録を受けた無線局については、第一条の規定による改正後の電波法（以下「新電波法」という。）第百三条の二第二項、第五項、第六項及び第十三項の規定は、次の各号に掲げる当該無線局の区分に応じ、当該各号に定める日以後の期間に係る電波利用料について適用し、当該各号に定める日以前の期間に係る電波利用料については、なお従前の例による。

一 免許（旧電波法第二十七条の五第一項の免許（以下「包括免許」という。）を除く。）附則第四条において単に「免許」という。）又は旧電波法第二十七条の十八第一項の登録（旧電波法第二十七条の二十九第一項の登録（以下「包括登録」という。）を除く。附則第四条において単に「登録」という。）を受けた無線局 施行日以後最初に到来する新電波法第百三条の二第二項に規定する応当日

二 包括免許又は包括登録（以下「包括免許等」という。）に係る無線局 包括免許等の日が平成十七年十月一日以後である場合にあつてはその包括免許等の日、包括免許等の日が同月一日前である場合にあつては同日以後最初に到来する同年又は平成十八年におけるその包括免許等の日に応当日（同年に該当する日がないときは、同年三月一日）

2 旧電波法第百三条の二第三項又は第四項の規定により納付された前項第二号に定める日以後の期間に係る電波利用料の金額が新電波法第百三条の二第五項又は第六項の規定による電波利用料の金額を超えるときは、当該超える部分の金額を当該納付をした同条第五項に規定する包括免許人等である者が納付すべき同条第二項に規定する広域専用電波（次条において単に「広域専用電波」という。）に係る電波利用料に充当することができる。

3 施行日前に旧電波法第百三条の二第三項の規定により前納された第一項第一号に定める日以後の期間に係る電波利用料は、新電波法第百三条の二第一項の規定により当該前納に係る期間のうち同号に定める日以後の各一年の期間につき納付すべきこととなる電波利用料に、先に到来する一年の期間の分から順次充当するものとする。

第三条 平成十七年十月一日以前に広域専用電波を使用する無線局の免許を受けた者に対する施

行日から平成十八年九月末日までの期間についての旧電波法第百三条の二第二項前段の規定の適用については、同項前段中「毎年十一月一日までに、その年の十月一日から始まる一年の期間について」とあるのは、「電波法及び放送法の一部を改正する法律（平成十七年法律第百七号）の施行の日から起算して三十日以内に、同法の施行の日から平成十八年九月末日までの期間について」とする。

2 平成十七年十月二日から施行日の前日までの間に広域専用電波を最初に使用する無線局の免許を受けた者に対する施行日から平成十八年九月末日までの期間についての旧電波法第百三条の二第二項前段の規定の適用については、同項前段中「毎年十一月一日までに、その年の十月一日から始まる一年の期間について」とあるのは「電波法及び放送法の一部を改正する法律（平成十七年法律第百七号）の施行の日から起算して三十日以内に、同法の施行の日から平成十八年九月末日までの期間について」と、「得た額」とあるのは「得た額に当該免許人に係る免許の日から同月末日までの期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額」とする。

第四条 新電波法第百三条の二第一項の規定によるもののほか、施行日前に免許又は登録（以下この条において「免許等」という。）を受けた無線局（平成十七年十月一日から施行日の前日までの間に免許等を受け、又は旧電波法第百三条の二第一項に規定する応当日が到来したものに限る。）の新電波法第二十六条の二第五項に規定する免許人等は、電波利用料として、施行日から起算して三十日以内に、施行日から附則第二条第一項第一号に定める日までの期間について、新電波法別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額から旧電波法第百三条の二第一項の表の下欄に掲げる金額を控除した金額（当該免許等の有効期間の満了の日が平成十八年九月末日以前である場合は、その額に平成十七年十月一日から当該免許等の有効期間の満了の日までの期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額）を国に納めなければならない。この場合において、新電波法第百三条の二第十四項の規定を準用する。

第五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧電波法第四条の免許を受けて開設されている公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信をする無線局（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第六号の電気通信業務を行うことを目的とするもの、旧電波法第五条第五項の受信障害対策中継放送をするもの及び人工衛星に開設するものを除く。）の免許人が附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において新電波法第五条第四項第三号に掲げる者に該当することとなる場合における当該免許人に係る第二条の規定による改正後の放送法第五十二条の八第三項の規定の適用については、同項中「電波法第五条第四項第三号イ」とあるのは「電波法及び放送法の一部を改正する法律（平成十七年法律第百七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において、同法第二条の規定による改正後の電波法第五十二条の八第三号イ」と、「議決権の割合が増加することにより」とあるのは「議決権の割合が」とする。

とする無線通信の送信をする無線局（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第六号の電気通信業務を行うことを目的とするもの、旧電波法第五条第五項の受信障害対策中継放送をするもの及び人工衛星に開設するものを除く。）の免許人が附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において新電波法第五条第四項第三号に掲げる者に該当することとなる場合における当該免許人に係る第二条の規定による改正後の放送法第五十二条の八第三項の規定の適用については、同項中「電波法第五条第四項第三号イ」とあるのは「電波法及び放送法の一部を改正する法律（平成十七年法律第百七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において、同法第二条の規定による改正後の電波法第五十二条の八第三号イ」と、「議決権の割合が増加することにより」とあるのは「議決権の割合が」とする。

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附則（平成一八年六月一四日法律第六四号）抄

第一条（施行期日） この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成一九年一月二二日法律第一三六号）抄

第一条（施行期日） この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中電波法第九十九条の十一第二項の改正規定、第三条中電気通信事業法第二十九条第一項の改正規定及び第百四十七条第一項の改正規定並びに次条及び附則第九条から第十一條までの規定 公布の日

二 第二条中電波法の目次の改正規定（「第二節 無線局の登録（第二十七条の十八―第二十七條の三十

七條の三十四）」を「第二節 無線局の登録（第二十七條の十八―第二十七條の三十

四）／第三節 無線局の開設に関するあつせん等（第二十七条の三十五・第二十七条の三十六）／に改める部分に限る。）、同法第六條第一項に一号を加える改正規定、同法第二項に一号を加える改正規定、同法第二十六條の二第五項の改正規定、同法第二十七條の三第一項に一号を加える改正規定、同法第二十七條の十八第三項の改正規定、同法第二章第二節の次に一節を加える改正規定、同法第九十九條の十一第一項第一号中「（無線局の開設の届出）」の下に、「第二十七條の三十五第一項（電気通信事業紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁）」を加える改正規定及び第三條中電気通信事業法第百四十四條第二項の改正規定並びに附則第八條及び第十六條の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

（準備行為）

第二条 第一条の規定による改正後の放送法（以下「新放送法」という。）第八條の三第二項及び第九條第九項の認可、新放送法第五十三條の十及び第二條の規定による改正後の電波法（以下「新電波法」という。）第九十九條の十一の規定による電波監理審議会に対する諮問並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、これらの規定の例により、この法律（前条第二号に掲げる規定については、当該規定）の施行前においても行うことができる。

（無線局の免許等の申請に関する経過措置）

第八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に第二條の規定による改正前の電波法第六條第一項の免許の申請、同条第二項の免許の申請、同法第二十七條の三第一項の免許の申請、同法第二十七條の十八第二項の登録の申請又は同法第二十七條の二十九第二項の登録の申請をした者のこれらの申請に係る申請書に添付すべき書類については、なお従前の例による。

（処分等の効力）

第九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてした又はすべきものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は政令で定める。

（検討）

第十二条

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新電波法第七十條の七、第七十條の九及び第八十條の規定の施行状況について電波の監督管理の観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成二〇年五月三〇日法律第五〇号）抄

第一条（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九十九條の十一第一項の改正規定（「通信連絡」）の下に、「第七十條の八第一項（免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができる無線局）」を加える部分を除く。）、第百三條の二第四項の改正規定、第百三條の三に一項を加える改正規定及び附則に一項を加える改正規定並びに次条及び附則第七條の規定 公布の日

二 第三十八條の十一第一項の改正規定及び第百三條の二の改正規定（同条第二項、第四項から第六項まで、第十二項及び第十三項の改正規定を除く。）並びに附則第九條の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（電波監理審議会への諮問）

第二条

総務大臣は、この法律の施行の日（附則第五條において「施行日」という。）前においても、この法律による改正後の電波法（以下「新法」という。）第七十條の八第一項の規定による総務省令の制定のために、電波監理審議会に諮問することができる。

（処分等の効力）

第三条

この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にこの法律

による改正前の電波法（以下「旧法」という。）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつて、新法に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法の相当の規定によつてした又はすべきものとみなす。

（電波利用料に関する経過措置）

第四条 新法別表第六の六の項の規定にかかわらず、同項に掲げる無線局のうち六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用し、かつ、テレビジョン放送をするものであつて、次の表の無線局の区分の欄に掲げるものに係る電波利用料は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の金額の欄に掲げるとおりとする。

無線局の区分

デジタル信号による送信をするもの

無線局の区分	期間	金額	その他のもの				その他のもの				その他のもの			
			空	中	線	電力が〇・一ワット未満のもの	空	中	線	電力が〇・一ワット以上十キロワット未満のもの	空	中	線	電力が〇・一ワット以上十キロワット未満のもの
	平成二十二年五月一日までの間	百四十円	平成二十一年一月一日から平成二十二年三月三十一日までの間	百四十円	平成二十二年三月三十一日までの間	百四十円	平成二十一年一月一日から平成二十二年三月三十一日までの間	百四十円	平成二十二年三月三十一日までの間	百四十円	平成二十一年一月一日から平成二十二年三月三十一日までの間	百四十円	平成二十二年三月三十一日までの間	百四十円
	平成二十二年五月一日から平成二十三年三月三十一日までの間	百四十円	平成二十二年三月三十一日までの間	百四十円	平成二十三年三月三十一日までの間	百四十円	平成二十二年三月三十一日までの間	百四十円	平成二十三年三月三十一日までの間	百四十円	平成二十二年三月三十一日までの間	百四十円	平成二十三年三月三十一日までの間	百四十円

空 中 線 設 置 場 所 が 特 定 地 域 以 外 の 二 月 三 十 一 日 七 十 キ ロ 区 域 内 に 在 る ま で の 間

（電波利用料に関する経過措置）

以上五大学園法平成二十一年三月三十一日（平成十四年一月一日から十キロ（平成十四年一月一日から十キロ）法律第百五十年十二月三十一日までの間）第二十一日までの間

（電波利用料に関する経過措置）

その他のもの

無線局の区分	期間	金額	その他のもの				その他のもの				その他のもの			
			空	中	線	電力が五十キロワット以上のもの	空	中	線	電力が五十キロワット以上のもの	空	中	線	電力が五十キロワット以上のもの
	平成二十二年五月一日までの間	百四十円	平成二十一年一月一日から平成二十二年三月三十一日までの間	百四十円	平成二十二年三月三十一日までの間	百四十円	平成二十一年一月一日から平成二十二年三月三十一日までの間	百四十円	平成二十二年三月三十一日までの間	百四十円	平成二十一年一月一日から平成二十二年三月三十一日までの間	百四十円	平成二十二年三月三十一日までの間	百四十円
	平成二十二年五月一日から平成二十三年三月三十一日までの間	百四十円	平成二十二年三月三十一日までの間	百四十円	平成二十三年三月三十一日までの間	百四十円	平成二十二年三月三十一日までの間	百四十円	平成二十三年三月三十一日までの間	百四十円	平成二十二年三月三十一日までの間	百四十円	平成二十三年三月三十一日までの間	百四十円

[illegible]

2	前項の表において「設置場所」又は「特定地域」とは、それぞれ新法別表第六備考第一号又は第六号に規定する設置場所又は特定地域をいう。	空中線電力が百キロワット以上のもの	放送の用に供するもの										その他のもの									
			平成二十二年九月 一月一日から千九 同年十二月三百円 十一日までの間	平成二十一年十六百 二月三十一日十九 までの間 千四百四	平成二十一年千二 一月一日から百三 同年十二月三十八 十一日までの間 千八百八	平成二十二年三三 一月一日から三百 同年十二月三二 十一日までの間 千九百	平成二十年十三千 二月三十一日九十 までの間 六万九千	平成二十一年六千 一月一日から百九 同年十二月三十三 十一日までの間 万七千九	平成二十二年一億 一月一日から六千 同年十二月三百 十一日までの間 十三万七千													

第五条 施行日前に免許又は旧法第二十七条の十八第一項の登録を受けた無線局については、新法第百三条の第二項、第五項、第六項及び第十三項の規定並びに前条の規定は、施行日以後最初に到来する応当日等（新法第百三条の第二項に規定する応当日（以下この条において単に「応当日」という。）又は新法第百三条の第二第五項に規定する包括免許等の日に応当する日をいう。以下この項において同じ。）以後の期間に係る電波利用料について適用し、当該応当日等前の期間に係る電波利用料については、なお従前の例による。

2 新法第百三条の第二項の規定による電波利用料の金額が旧法第百三条の第二項の規定による電波利用料の金額に満たない無線局に係る電波利用料であつて、同条第十五項の規定により前納された施行日以後最初に到来する応当日以後の期間に係るものについては、当該期間に係る新法第百三条の第二項及び第十三項の規定による電波利用料の金額を超える部分を還付する。

3 新法第百三条の第二項の規定による電波利用料の金額が旧法第百三条の第二項の規定による電波利用料の金額を超える無線局に係る電波利用料であつて、同条第十五項の規定により前納された施行日以後最初に到来する応当日以後の期間に係るものについては、新法第百三条の第二項の規定により当該前納につき納付すべきこととなる電波利用料に、先に到来する一年の期間の分から順次充当するものとする。（罰則の適用に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法第七十条の八及び第八十条の規定の施行状況について電波の監督管理の観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後二年を目途として、新法第百三条の第二

十四項から第三十八項までの規定の施行状況について電波利用料の徴収の確保及び電波利用料を納付しようとする者の便益の増進の観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成二二年四月二四日法律第二二号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中電波法附則に一項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（開設計画に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の電波法（以下「旧電波法」という。）第二十七条の十三第三項の規定により認定を受けている開設計画は、電気通信業務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第六号の電気通信業務をいう。次項において同じ。）を行うことを第一条の規定による改正後の電波法（以下「新電波法」という。）第二十七条の十三第二項第一号に掲げる特定基地局の目的として記載して同条第一項の認定を受ける開設計画とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧電波法第二十七条の十三第一項の規定により提出されている開設計画は、電気通信業務を行うことを新電波法第二十七条の十三第二項第一号に掲げる特定基地局の目的として記載して同条第一項の規定により提出されたものとみなす。

（検討）

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新電波法及び第二条の規定による改正後の放送法の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、同法第二条第十四号の移動受信用地上基幹放送に関連する制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成二二年二月三日法律第六十号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、

次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中放送法第五十三条の十一の改正規定、第三条中電波法第九十九条の十二の改正規定及び第五条中電気通信事業法第四百七条第一項の改正規定並びに附則第三条、第十三条及び第十四条第一項の規定 公布の日

二 第一条中放送法第五十二条の十三第一項第五号の改正規定、同法第五十二条の二十四第二項第四号の改正規定及び同法第五十二条の三十第二項第五号の改正規定並びに第三条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第十一条、第十二条、第二十七條、第三十五條及び第三十七條の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

第三條

（準備行為）

第二条の規定による改正後の放送法（以下「新放送法」という。）第七十七條並びに第三条及び第四条の規定による改正後の電波法第九十九条の十一の規定による電波監理審議会に対する諮問、第五条の規定による改正後の電気通信事業法（以下「新電気通信事業法」という。）第六十九條の規定による同条の政令で定める審議会等に対する諮問並びにこれらに關し必要な手続その他の行為は、これらの規定の例により、この法律（附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前においても行うことができる。

（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第四條

6 施行日前に旧有線ラジオ放送法第九条において準用する第四条の規定による改正前の電波法（以下「旧電波法」という。）第七條の規定によりした又はすべき行為であつて、新放送法第八十條において準用する第四条の規定による改正後の電波法（以下「新電波法」という。）第七章に相当の規定があるものは、新放送法第八十條において準用する同章の相当の規定によりした又はすべきものとみなす。

（有線テレビジョン放送法の廃止に伴う経過措置）

第五條

11 施行日前に旧有線テレビジョン放送法第二十八條において準用する旧電波法第七章の規定によりした又はすべき行為であつて、新放送法第

百八十條において準用する新電波法第七章に相当の規定があるものは、同条において準用する同章の相当の規定によりした又はすべきものとみなす。

（電気通信役務利用放送法の廃止に伴う経過措置）

第六條

8 施行日前に旧電気通信役務利用放送法第二十一条において準用する旧電波法第七章の規定によりした又はすべき行為であつて、新放送法第八十條において準用する新電波法第七章に相当の規定があるものは、同条において準用する同章の相当の規定によりした又はすべきものとみなす。

（電波法の一部改正に伴う経過措置）

第九條

この法律の施行の際現に旧電波法第四条の規定による放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）の免許を受けている者であつて、新電波法第四条の規定による基幹放送局の免許を受けるべき者に該当するものは施行日に同条の規定による基幹放送局の免許を受けたものと、同条の規定による放送をする無線局（基幹放送局を除く。以下この条において「一般放送局」という。）の免許を受けるべき者に該当するものは施行日に新電波法第四条の規定による一般放送局の免許を受けたものとみなす。この場合において、同条の規定による基幹放送局又は一般放送局の免許を受けたものとみなされる者に係る同条の免許の有効期間は、新電波法第十三条第一項の規定にかかわらず、施行日におけるその者に係る旧電波法第四条の免許の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現にされている旧電波法第六條第二項の規定による放送をする無線局の免許の申請は、新電波法第六條第二項の規定による申請をすべき者に係るものにあつては同項の規定による基幹放送局の免許の申請と、同条第一項の規定による申請をすべき者に係るものにあつては同項の規定による一般放送局の免許の申請とみなす。

3 施行日前に旧電波法第十四條第一項の規定により交付された放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）の免許は、基幹放送局の免許を受けたものとみなされる者に係るものにあつては新電波法第十四條第一項の規定により交付された基幹放送局の免許状とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧電波法第二十四条の二第一項の規定により登録を受けている者は、施行日に、無線設備等の点検の事業のみを行う者である旨を新電波法第二十四条の二第二項の申請書に記載して同条第一項の規定により登録を受けたものとみなす。

5 この法律の施行の際現にされている旧電波法第二十四条の二第一項の規定による登録の申請は、無線設備等の点検の事業のみを行う者である旨を新電波法第二十四条の二第二項の申請書に記載した同条第一項の規定による登録の申請とみなす。

6 施行日前に旧電波法第二十四条の二第一項の規定により登録を受けている者が行つた当該登録に係る点検は、無線設備等の点検の事業のみを行う者である旨を新電波法第二十四条の二第二項の申請書に記載して同条第一項の規定により登録を受けている者が行つた当該登録に係る点検とみなす。

7 この法律の施行の際現に旧電波法第二十四条の四第一項の規定により交付されている登録証は、無線設備等の点検の事業のみを行う者である旨が記載された新電波法第二十四条の四第一項の規定により交付された登録証とみなす。

8 この法律の施行の際現に旧電波法第二十七条の十三第一項の規定により認定を受けている開設計画は、新電波法第二十七条の十二第一項第一号に掲げる事項を確保するための特定基地局に係るものにあつては特定基地局が同号に掲げる事項を確保するためのものであることを新電波法第二十七条の十三第二項第一号に掲げる事項として記載して同条第一項の認定を受けた開設計画とみなす。

9 この法律の施行の際現に旧電波法第二十七条の十三第一項の規定により提出されている開設計画は、新電波法第二十七条の十二第一項第一号に掲げる事項を確保するための特定基地局に係るものにあつては特定基地局が同号に掲げる事項を確保するためのものであることを新電波法第二十七条の十三第二項第一号に掲げる事項として記載して同条第一項の認定を受けた開設計画とみなす。

10 この法律の施行の際現に旧電波法第二十七条の十三第二項第一号に掲げる事項を確保するための特定基地局が同号に掲げる事項として記載して同条第一項の認定を受けた開設計画とみなす。

れたものと、新電波法第二十七条の十二第一項第二号に掲げる事項を確保するための特定基地局に係るものにあつては特定基地局が同号に掲げる事項を確保するためのものであることを新電波法第二十七条の十三第二項第一号に掲げる事項として記載して同条第一項の規定により提出されたものとみなす。

（処分等の効力）

第十一條 この法律（附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前に改正又は廃止前のそれぞれの法律の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてした又はすべきものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十二條 この法律（附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び附則第四条第二項、第五条第八項、第六条第五項、第七条及び第八条第十二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十三條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第十四條 政府は、この法律の公布後一年を目途として、日本放送協会の役員に係る欠格事由の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年以内に、前項に定める事項のほか、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成二三年六月一日法律第六〇号）抄

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（附則第四条において「施行日」という。）から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中電波法第百三条の二第二項及び第三項並びに別表第六備考第九号の改正規定並びに次条、附則第五条及び第七条の規定公布の日

二 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三条及び第六条の規定公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（電波監理審議会への諮問）

第二条 総務大臣は、前条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、第一条の規定による改正後の電波法第二十七条の十二第一項の規定による開設指針の制定又は同法第二十七条の十三第六項の規定による総務省令の改正のために、電波監理審議会に諮問することができる。

（免許の有効期間に関する経過措置）

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の電波法第十三条第二項の無線局の免許を受けている者の当該免許の有効期間については、第一条の規定による改正後の電波法第十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（電波利用料に関する経過措置）

第四条 施行日前に免許又は第二条の規定による改正前の電波法（以下この条において「旧法」という。）第二十七条の十八第一項の登録を受けた無線局については、第二条の規定による改正後の電波法（以下この条において「新法」という。）第百三条の二第二項、第五項、第六項及び第十三項の規定は、施行日以後最初に到来する応当日等（同条第一項に規定する応当日（以下この条において単に「応当日」という。）又は新法第百三条の二第五項に規定する包括免許等の日に応当する日という。以下この項において同じ。）以後の期間に係る電波利用料について適用し、当該応当日等前の期間に係る電波利用料については、なお従前の例による。

2 新法第百三条の二第二項の規定による電波利用料の金額が旧法第百三条の二第二項の規定による電波利用料の金額に満たない無線局に係る電波利用料であつて、同条第十五項の規定により前納された施行日以後最初に到来する応当日以後の期間に係るものについては、当該期間に係る新法第百三条の二第二項及び第十三項の規定による電波利用料の金額を超える部分を還付する。

3 新法第百三条の二第二項の規定による電波利用料の金額が旧法第百三条の二第二項の規定による電波利用料の金額を超える無線局に係る電波利用料であつて、同条第十五項の規定により前納された施行日以後最初に到来する応当日以後の期間に係るものについては、新法第百三条の二第二項の規定により当該前納に係る期間のうち当該応当日以後の各一年の期間につき納付すべきこととなる電波利用料に、先に到来する（その他の経過措置の政令への委任）

第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（調整規定）

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日が放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日前である場合には、第一条のうち第二十七条の十三第二項の改正規定中「第二十七条の十三第二項第九号を同項第十号とし、同項」とあるのは、「第二十七条の十三第二項中「から第九号まで」を「第八号及び第十号」に改め、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし」とする。

2 前項の場合において、放送法等の一部を改正する法律第四号のうち第二十七条の十三第二項の改正規定中「から第九号まで」とあるのは「第八号及び第十号」と、「同項第九号を削り、同項第十号を同項第九号とし」とあるのは「同項第十号を削り、同項第十一号を同項第十号とし」とする。

附則（平成二十三年六月二四日法律第七四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則（平成二十五年六月一二日法律第三六号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十六年三月二二日法律第六号）抄

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

附則（平成二十六年四月二三日法律第二六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五条第一項、第三十八条の五第三項、第五十五条及び第七十一条の三の第二十一項の表の改正規定並びに附則第十五項の改正規定並びに次条及び附則第五条の規定公布の日

二 第三十八条の七の改正規定（同条第三項中「又は第三十八条の三十五」を「若しくは第三十八条の三十五又は第三十八条の四十四第三項」に改める部分を除く。）、第百三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定、第百三条の二第二項の改正規定（「第十項」を「第十二項」に改める部分を除く。）並びに第百十二条第一号及び別表第四の改正規定並びに附則第四条の規定、附則第七条の規定（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百一十一号）第三十四条の改正規定中、「第三十八条の七第二項及び第三項」を、「第三十八条の七第三項及び第四項」に改める部分及び「第三十八条の七第二項及び第三項中」を「第三十八条の七第三項及び第四項並びに」に改める部分）及び附則第八条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 目次の改正規定、第四条第二号の改正規定、第三十八条の七第三項の改正規定（「又は第三十八条の三十五」を「若しくは第三十八条の三十五又は第三十八条の四十四第三項」に改める部分に限る。）、第三十八項の三十五又は第三十八条の四十四第三項「に改める部分に限る。）、第三十八項の三十一第六項及び第三十八条の三十八の改正規定、第三章の二第二節の次に一節を加える改正規定、第百三条第一項の改正規定、第百十二条の改正規定（同条第一号に係る部分を除く。）、第百十三条の改正規定並びに第百十六條の改正規定（同条第二十三号中、「第六項、第十項、第十一項又は第十八項」を「から第八項まで、第十二項、第十三項又は第二十一項」に改める部分を除く。）並びに附則第六条の規定及び附則第七条の規定（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十四条の改正規定

中「第三十八条の三十四第四項」の下に「第三十八条の四十四第三項」を加える部分に限る。）公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（電波監理審議会への諮問）

第二条 総務大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この法律による改正後の電波法（以下「新法」という。）第百三条の二第七項ただし書の規定による総務省令の制定のために、電波監理審議会に諮問することができる。

（電波法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 施行日前に免許又はこの法律による改正前の電波法（以下この条において「旧法」という。）第二十七条の十八第一項の登録を受けた無線局（広域専用電波（旧法第百三条の二第二項に規定する広域専用電波をいう。次項及び第五項において同じ。）を使用する特定無線局（旧法第二十七条の二に規定する特定無線局をいう。同条第一号に掲げる無線局に係るものに限る。次項及び第五項において同じ。）を除く。）については、新法第百三条の二第二項、第五項、第六項及び第十五項の規定は、施行日以後最初に到来する応当日等（同条第一項に規定する応当日（第三項及び第四項において単に「応当日」という。）又は同条第五項に規定する包括免許等の日に応当する日（次項において「包括免許等応当日」という。）をいう。以下この項において同じ。）以後の期間に係る電波利用料について適用し、当該応当日等前の期間に係る電波利用料については、なお従前の例による。

2 施行日前に包括免許を受けた広域専用電波を使用する特定無線局についての施行日以後最初に到来する包括免許等応当日までの期間に係る旧法第百三条の二第五項の規定による電波利用料及び当該特定無線局についての同条第六項による届出に係る月が施行日の属する月の前月までの場合における同項の規定による電波利用料については、それぞれなお従前の例による。

3 新法第百三条の二第二項の規定による電波利用料の金額が旧法第百三条の二第二項の規定による電波利用料の金額に満たない無線局に係る電波利用料であつて、同条第十五項の規定により前納された施行日以後最初に到来する応当日以後の期間に係るものについては、当該期間に係る新法第百三条の二第二項及び第十五項の規

定による電波利用料の金額を超える部分を還付する。

4 新法第百三条の二第二項の規定による電波利用料の金額が旧法第百三条の二第二項の規定による電波利用料の金額を超える無線局に係る電波利用料であつて、同条第十五項の規定により前納された施行日以後最初に到来する応当日以後の期間に係るものについては、新法第百三条の二第一項の規定により当該前納に係る期間のうち当該応当日以後の各一年の期間につき納付すべきこととなる電波利用料に、先に到来する一年の期間の分から順次充当するものとする。

5 広域専用電波を使用する第一号包括免許人（旧法第二十七条の六第二項に規定する第一号包括免許人をいう。）が旧法第百三条の二第五項又は第六項の規定（第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により広域専用電波を使用する特定無線局について納付した電波利用料のうち施行日以後の期間に係る部分に相当するものについては、当該第一号包括免許人が新法第百三条の二第七項又は第八項の規定により納付すべき電波利用料の一部として納付したものとみなす。

第四条 附則第一条第二号に定める日から同条第三号に定める日の前日までの間は、同条第二号に掲げる規定による改正後の電波法第三十八条の七第三項の規定の適用については、同項中「第三十八条の三十五又は第三十八条の四十四第三項」とあるのは、「又は第三十八条の三十五」とする。

（その他の経過措置の政令への委任）
第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）
第六条 政府は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行後十年を経過した場合において、新法第三章の二第三節の規定の施行状況について電波の監督管理の観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成二六年六月一日法律第六〇号）

この法律は、少年院法（平成二六年法律第五十八号）の施行の日から施行する。

附則（平成二六年六月一三日法律第六七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日
（処分等の効力）
第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）
第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令等への委任）
第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

附則（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）
第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）
第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

この行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）
第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二六年六月二七日法律第九六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中放送法第二十条第二項の改正規定（同項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に一号を加える部分に限る。）同条第十項の改正規定、同法第二十九条第一項第一号への改正規定及び同号トの改正規定（「廃止」の下に「（国際放送及び協会国際衛星放送の開

始、休止及び廃止にあつては、経営委員会が軽微と認めたものを除く。）」を加える部分に限る。）並びに次条、附則第五条及び第九条から第十一条までの規定は、公布の日から施行する。

（基幹放送の業務の認定の取消し等に関する経過措置）
第七条

2 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の電波法（以下この項において「旧電波法」という。）の規定により特定地上基幹放送局（旧電波法第六条第二項に規定する特定地上基幹放送局をいう。）の免許を受けている者であつて、この法律の施行の際に第二条の規定による改正後の電波法（以下この項において「新電波法」という。）第七条第二項第四号ロ（新放送法第百六十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に適合しないものに関する新電波法第七十六条第四項第五号（新放送法第百六十二条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、施行日から起算して一年を経過する日（その日前に新電波法第七十七条第二項第四号ロに適合することとなつた場合にあつては、当該適合することとなつた日）までの間は、新放送法第二条第三十二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）
第十条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二七年五月二〇日法律第二二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二七年五月二二日法律第二二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

施行する。ただし、次条及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条 総務大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前において、第一号に掲げる事項については第一条の規定による改正前の電気通信事業法（以下「旧電気通信事業法」という。）第百六十九条の政令で定める審議会等に、第二号及び第三号に掲げる事項については電波監理審議会に、それぞれ諮問することができる。

一 略

二 第二条の規定による改正後の電波法（以下「新電波法」という。）第四条第二項の規定による総務省令の制定又は改廃

（電波法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の電波法（以下「旧電波法」という。）第二十七条の十三第一項の規定により認定を受けている同項に規定する開設計画（電気通信業務（旧電気通信事業法第二条第六号に規定する電気通信業務をいう。）を行うことを目的とする特定基地局（旧電波法第二十七条の十二第一項に規定する特定基地局をいう。）に係るものに限る。）は、新電波法第二十七条の十三第一項の規定により認定を受けた同項に規定する開設計画とみなす。

（処分等の効力）

第六条 施行日前に改正前のそれぞれの法律の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第七条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第九条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成二九年五月二日法律第二七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中電波法附則第十五項の見出しを削り、同項の前に見出しを付し、同項の次に一項を加える改正規定並びに次条及び附則第四条の規定 公布の日

二 第一条中電波法第六条の改正規定、第二十条の改正規定、第二十七条の十七の改正規定、第六十三条の改正規定、第七十条の五の次に一条を加える改正規定、第七十六条の改正規定、第九十九条の十一第一項の改正規定（同項第一号中「免許手続」の下に「、第二十四条の二第四項第二号（検査等事業者の登録）」を、「（特定無線設備）」の下に「、第三十八条の三第一項第二号（登録の基準）」を加える部分及び同項第二号に係る部分を除く）、第百三条第一項の改正規定、第百十一条の改正規定及び第百十六條の改正規定並びに附則第五条から第七条までの規定 公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日

（準備行為）

第二条 総務大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）又は前条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、それぞれ第一条の規定による改正後の電波法（以下「新電波法」という。）第二十四条の二第四項第二号若しくは第三十八條の三第一項第二号又は第七十条の五の二第二項第一号若しくは第三項ただし書の規定による総務省令の制定又は改廃のために、電波監理審議会に諮問することができる。

（電波法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 施行日前に免許又は第一条の規定による改正前の電波法（以下この条において「旧電波法」という。）第二十七条の十八第一項の登録を受けた無線局については、新電波法第百三条の二第二項、第五項、第六項及び第十五項の規定は、施行日以後最初に到来する応当日等（同条第一項に規定する応当日（以下この条において単に「応当日」という。）又は新電波法第百三条の二第五項に規定する包括免許等の日に応当する日）をいう。以下この項において同じ。）

以後の期間に係る電波利用料について適用し、当該応当日等前の期間に係る電波利用料については、なお従前の例による。

2 新電波法第百三条の二第二項の規定による電波利用料の金額が旧電波法第百三条の二第二項の規定による電波利用料の金額に満たない無線局に係る電波利用料であつて、同条第十七項の規定により前納された施行日以後最初に到来する応当日以後の期間に係るものについては、当該期間に係る新電波法第百三条の二第一項及び第十五項の規定による電波利用料の金額を超える部分を還付する。

3 新電波法第百三条の二第二項の規定による電波利用料の金額が旧電波法第百三条の二第二項の規定による電波利用料の金額を超える無線局に係る電波利用料であつて、同条第十七項の規定により前納された施行日以後最初に到来する応当日以後の期間に係るものについては、新電波法第百三条の二第二項の規定により当該前納に係る期間のうち当該応当日以後の各一年の期間につき納付すべきこととなる電波利用料に、先に到来する一年の期間の分から順次充当するものとする。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第五条 政府は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後五年を経過した場合において、新電波法第七十条の五の二の規定の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成二九年五月三十一日法律第四一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四十八条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成三〇年二月一四日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則（令和元年五月一七日法律第六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中電波法第五条第三項第三号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第六條第一項第七号の改正規定、同法第二十五条第二項の改正規定、同法第二十六条第二項第四号の改正規定、同法第二十七条の十二から第二十七条の十六までの改正規定、同法第五十八条の改正規定、同法第九十九条の十一第一項第一号の改正規定、同法第百三条の二第四項の改正規定及び同法第百三条の五を同法第百三条の六とし、同法第百三条の四を同法第百三条の五とし、同法第百三条の三の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第十五項及び第十六項の改正規定並びに次条並びに附則第四条から第六条まで及び第八条の規定 公布の日

二 第二条の規定及び附則第九条から第十一条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（準備行為）

第二条 総務大臣は、前条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、第二条の規定による改正後の電波法第四条の二第二項若しくは第三項又は同条第五項において準用する同法第七十八条の規定による総務省令の制定又は改廃のために、電波監理審議会に諮問することができる。

（電波法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前に免許又は第一条の規定による改正前の電波法（以下この条において「旧法」という。）第二十七条の十八第一項の登録を受けた無線局については、第一条の規定による改正後の電波法（以下この条において「新法」という。）第百三条の二第一項、第五項、第六項及び第十五項の規定は、施行日以後最初に到来する応当日等（同条第二項に規定する応当日（以下この条において単に「応当日」という。）又は新法第百三条の二第五項に規定する包括免許等の日に応当する日）をいう。以下この項において同じ。）以後の期間に係る電波利用料について適用し、当該応当日等前の期間

に係る電波利用料については、なお従前の例による。

2 新法第百三条の二第二項の規定による電波利用料の金額が旧法第百三条の二第二項の規定による電波利用料の金額に満たない無線局に係る電波利用料であつて、同条第十七項の規定により前納された施行日以後最初に到来する応当日以後の期間に係るものについては、当該期間に係る新法第百三条の二第二項及び第十五項の規定による電波利用料の金額を超える部分を還付する。

3 新法第百三条の二第二項の規定による電波利用料の金額が旧法第百三条の二第二項の規定による電波利用料の金額を超える無線局に係る電波利用料であつて、同条第十七項の規定により前納された施行日以後最初に到来する応当日以後の期間に係るものについては、新法第百三条の二第二項の規定により当該前納に係る期間のうち当該応当日以後の各一年の期間につき納付すべきこととなる電波利用料に、先に到来する一年の期間の分から順次充当するものとする。

(処分等の効力)
第四条 附則第一条各号に掲げる規定の施行前にこの法律による改正前の電波法の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後の電波法に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、同法の相当の規定によつてした又はすべきものとみなす。

(罰則に関する経過措置)
第五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第六条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)
第七条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年五月三十一日法律第一六号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和元年六月五日法律第二三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第二十四条、第八十八条、第九十三条第一項、第九十六条第二項、第百三条、第百四条第二号及び第三号、第百六条第一項から第四項まで、第百六十一条第二項、第百六十二条並びに第百七十七條第一項第五号の改正規定並びに附則第六条及び第十号の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (令和二年四月二四日法律第二三号)

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条の十二第二項の改正規定、第二十七條の十三第二項及び第八項の改正規定、第二十七條の十五第二項第五号の改正規定並びに附則第十六項の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 公布の日
二 第百二条の十七第二項、第四項及び第五項の改正規定 令和三年四月一日
(準備行為等)

第二条 総務大臣は、この法律の施行の前においても、この法律による改正後の電波法(以下この条において「新法」という。)第百二条の十一第四項の規定による総務省令の制定又は改廃のために、電波監理審議会に諮問することができる。

2 新法第百二条の十七第五項において準用する新法第三十九条の五第一項の認可を受けようとする者は、前条第二号に掲げる規定の施行の前においても、同項の規定の例により、その認可の申請をすることができる。

3 総務大臣は、前項の認可の申請があつた場合には、前条第二号に掲げる規定の施行の前においても、新法第百二条の十七第五項において準用する新法第三十九条の五第一項の規定の例により、その認可をすることができる。この場

合において、その認可を受けた業務規程は、当該施行の日において、同項の認可を受けたものとみなす。

(政令への委任)
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)
第四条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和三年三月三十一日法律第一九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年五月九日法律第三九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条から附則第四条までの規定は、令和五年四月一日から施行する。

(電波法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に前条の規定による改正前の電波法第百三条の二第二十七項の規定による指定を受けている者に委託して納付することとしている電波利用料(電波法第百三条の二第四項に規定する電波利用料をいう。)の納付については、なお従前の例による。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八條の規定 公布の日
(政令への委任)
第三十八條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一〇日法律第六三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中電波法第五条第二項、第六条第三項第一号及び第五項第七号並びに第百三条の二第四項第三号の改正規定並びに次条及び附則第九条の規定 公布の日

二 第二条の規定、第三条中放送法の目次、第七十一条の二第二項第一号及び第七十三条第二項第一号の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第八十四条の改正規定、同法第九十三条の改正規定(同条第一項第七号又の改正規定(「第二項」を「第六項」に改める部分を除く。))を除く。、同法第九十七條第二項及び第百三条の改正規定、同法第百十條の次に一条を加える改正規定、同法第百十六條及び第百十六條の三の改正規定、同条を同法第百十六條の四とし、同法第百十六條の二を同法第百十六條の三とし、同法第五章第二節第二款に一条を加える改正規定、同法第百十六條の六の改正規定、同法第五章第二節第三款中同条を同法第百十六條の七とし、同法第百十六條の五を同法第百十六條の六とし、同法第百十六條の四を同法第百十六條の五とする改正規定、同法第百二十五條の改正規定、同法第百五十九條の改正規定(同条第二項第五号の改正規定(「第二項」を「第六項」に改める部分を除く。))を除く。、同法第百六十條第二号及び第百六十一条第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第百六十六條及び第百七十七條第一項第一号の改正規定、同項第二号の改正規定(「収支予算等の認可」の下に「、第七十三條の二第二項ただし書(還元目的積立金の取崩しに係る認可)」を加え、「第百十六條の三第一項」を「第百十六條の四第一項」に改める部分に限る。)、同項第四号の改正規定(「第百十六條の四第五項」を「第百十六條の五第五項」に、「第百十六條第二項」を「第百十六條第六項」に改める部分に限る。)、同項第五号の改正規定(「支配関係」の下に「、第六十四條第四項(割増金の額に係る倍数)」を加える部分を除く。、同法第百九十一条第一項に二号を加える改正規定並びに同法第百九十三條第一号の改正規定並びに附則第三条及び第八條の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（準備行為）

第二条 総務大臣は、次の各号に掲げる規定による総務省令の制定又は改廃のために、当該各号に定める日前においても、電波監理審議会に諮問することができる。

一 第一条の規定による改正後の電波法（以下「**新改正後電波法**」という。）第二十六条の二第二項第一号若しくは第二号、第二十六条の三第三項第四号、第二十七条の十二第二項第一号若しくは第二十七条の十三第一項ただし書若しくは第二項又は第三条の規定による改正後の放送法（以下「**新放送法**」という。）第六十四条第四項 この法律の施行の日（以下「**施行日**」という。）

二 第二条の規定による改正後の電波法（次条第一項及び附則第十条第二項において「**第二条改正後電波法**」という。）第二十七条の十六第二項第三号若しくは第七十五条第二項第三号又は新放送法第三十三条第二項第三号若しくは第六十六条第二項第三号 前条第二号に掲げる規定の施行の日（次条第一項において「**第二号施行日**」という。）

2 電波監理審議会は、施行日前においても、第一条改正後電波法第二十六条の三の規定の例により、同条第一項に規定する有効利用評価の実施に必要な事項に関する方針を定め、これを公表することができる。この場合において、当該方針は、施行日において同条第二項の規定により定められ、公表されたものとみなす。

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に次の各号に掲げる免許又は認定を受けている者（法人又は団体であるものに限る。）は、総務省令で定めるところにより、第二号施行日から起算して六月以内に、当該各号に定める事項を総務大臣に届け出なければならぬ。

一 基幹放送局（第二条の規定による改正前の電波法（以下この項において「**第二条改正前電波法**」という。）第六条第二項に規定する基幹放送局をいう。次号及び第三号において同じ。）以外の無線局（第二条改正前電波法第五号第二項各号に掲げる無線局を除く。）の免許 第二条改正後電波法第六号第一項第十号に掲げる事項

二 基幹放送局（第三条の規定による改正前の放送法（以下この項において「**旧放送法**」という。）第二条第十五号に規定する地上基幹

放送（第二条改正前電波法第五号第五項に規定する受信障害対策中継放送及び新放送法第九十三条第一項第七号に規定するコミュニティ放送に相当する放送を除く。）をする無線局に限る。次号において「**第二号基幹放送局**」という。）の免許 第二条改正後電波法第六号第二項第九号に掲げる事項

三 第二号基幹放送局以外の基幹放送局の免許 第二条改正後電波法第六号第二項第九号イ及びロに掲げる事項

四 第二条改正前電波法第二十七条の十四第一項の認定（旧放送法第二条第十四号に規定する移動受信用地上基幹放送に係るものに限る。） 第二条改正後電波法第二十七条の十四第一項第二号に掲げる事項

五 旧放送法第九十三条第一項の認定（旧放送法第二条第十五号に規定する地上基幹放送（新放送法第九十三条第一項第七号に規定するコミュニティ放送に相当する放送を除く。）の業務に係るものに限る。次号において「**第五号認定**」という。） 新放送法第九十三条第二項第十号に掲げる事項

六 第五号認定以外の旧放送法第九十三条第一項の認定 新放送法第九十三条第二項第十号イ及びロに掲げる事項

七 旧放送法第九十九条第三項第五号から第七号までに掲げる事項

2 前項（第一号から第四号までに係る部分に限る。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の過料に処する。

3 第一項（第五号から第七号までに係る部分に限る。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

（利用状況調査に関する経過措置）

第四条 第一条改正後電波法第二十六条の二第二項の規定は、令和四年四月一日以後に開始された第一条の規定による改正前の電波法（次条及び附則第六条において「**第一条改正前電波法**」という。）第二十六条の二第一項の規定による同項に規定する利用状況調査の結果についても、適用する。

第五条 この法律の施行の際現に第一条改正前電波法第二十七条の十三第一項の認定を受けている者の当該認定の有効期間については、第一条

改正後電波法第二十七条の十四第七項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（電波利用料に関する経過措置）

第六条 施行日前に免許又は第一条改正前電波法第二十七条の十八第一項の登録を受けた無線局については、第一条改正後電波法第九十三条の二第一項、第五項、第六項及び第十五項の規定は、施行日以後最初に到来する応当日等（同条第一項に規定する応当日（以下この条において単に「**応当日**」という。）又は第一条改正後電波法第九十三条の二第五項に規定する包括免許等の日に応当する日をいう。以下この項において同じ。）以後の期間に係る電波利用料について適用し、当該応当日等前の期間に係る電波利用料については、なお従前の例による。

2 第一条改正後電波法第九十三条の二第一項の規定による電波利用料の金額が第一条改正前電波法第九十三条の二第一項の規定による電波利用料の金額に満たない無線局に係る電波利用料であつて、同条第十七項の規定により前納された施行日以後最初に到来する応当日以後の期間に係るものについては、当該期間に係る第一条改正後電波法第九十三条の二第一項及び第十五項の規定による電波利用料の金額を超える部分を還付する。

3 第一条改正後電波法第九十三条の二第一項の規定による電波利用料の金額が第一条改正前電波法第九十三条の二第一項の規定による電波利用料の金額を超える無線局に係る電波利用料であつて、同条第十七項の規定により前納された施行日以後最初に到来する応当日以後の期間に係るものについては、第一条改正後電波法第九十三条の二第一項の規定により当該前納に係る期間のうち当該応当日以後の各一年の期間につき納付すべきこととなる電波利用料に、先に到来する一年の期間の分が順次充当するものとする。

（その他の経過措置の政令への委任）

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、第一条改正後電波法第二十六条の二第一項に規定する利用状況調査、第一条改正後電波法第二十六条の三第一項に規定する有効利用評価、第一条改正後電波法第二十七条の十二第二項に規定する特定基地局及び新放送法第二十二

条の二に規定する関連事業持株会社に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後五年を目途として、第二条改正後電波法及び新放送法の規定に基づく外国人等による議決権の保有制限等に係る制度並びに新放送法第九十三条の二に規定する基幹放送の休止及び廃止に関する公表に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附則（令和四年六月一七日法律第七〇号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（令和四年二月九日法律第九三号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和五年六月二日法律第四〇号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条 総務大臣は、この法律の施行の日（以下「**施行日**」という。）前においても、次に掲げる規定による総務省令の制定又は改廃のために、電波監理審議会に諮問することができる。

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

一 略

二 第二条の規定による改正後の電波法（次条第一項第二号において「新電波法」という。）第九條第四項又は第十七條第一項

（現に認定等を受けている者に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に次の各号に掲げる認定又は免許を受けている者は、総務省令で定めるところにより、施行日から起算して六月以内、当該各号に定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

一 略

二 第二条の規定による改正前の電波法第六條第二項に規定する基幹放送局の免許 新電波法第六條第二項第六号に掲げる事項（電波法第五條第四項に規定する基幹放送の業務に用いられる電気通信設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二條第二号に規定する電気通信設備をいう。）の一部を構成する設備（電波法第二條第四号に規定する無線設備を除く。）の運用を他人に委託し、又は委託しようとする場合における当該設備の概要及び委託先の氏名又は名称に限る。）

3 第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の過料に処する。

（罰則に関する経過措置）

第五條 この法律の施行前にした行為及び前条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（令和五年二月一五五法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

別表第一（第二十四條の二関係）

一 第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第四級海上無線通信士、航空無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士、陸上特殊無線技術士又は第一級アマチュア無線技術士の資格を有すること。

二 外国の政府機関が発行する前号に掲げる資格に相当する資格を有することの証明書を有すること。

三 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に二年以上従事した経験を有すること。

四 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校に相当する外国の学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に二年以上従事した経験を有すること。

別表第二（第二十四條の二関係）

一 周波数計

二 スペクトル分析器

三 電界強度測定器

四 高周波電力計

五 電圧電流計

六 標準信号発生器

別表第三（第二十四條の二、第三十八條の三、第三十八條の八関係）

事業の区分

一 第三十八條一の二の二第一項二

の二の二第一項二

第一号の事業

一 周波数計

二 スペクトル分析器

三 バンドメーター

四 電界強度測定器

五 オシロスコープ

六 高周波電力計

七 電力測定用受信機

八 スプリアス電力計

九 電圧電流計

十 低周波発振器

十一 擬似音声発生器

十二 擬似信号発生器

二 第三十八條一の二の二第一項二

の二の二第一項二

第三号の事業

一 一の項の下欄に掲げるもの

二 変調度計

三 比吸収率測定装置

四 直線検波器

五 ひずみ率雑音計

二の二の二第一項二

レベリング

第三号の事業

三 標準信号発生器

別表第四（第二十四條の二、第三十八條の三、第三十八條の八関係）

一 学校教育法による大学（短期大学を除く。第五号において同じ。）若しくは旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において無線通信に関する科目を修めて卒業した者又は第一級陸上無線技術士の資格を有する者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有すること。

二 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）又は第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士若しくは第二級陸上無線技術士の資格を有する者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に五年以上従事した経験又は第二十四條の二第四項第一号に規定する知識経験を有する者として無線設備等の点検の業務に二年以上従事した経験を有すること。

三 第二級総合無線通信士、第二級海上無線通信士又は陸上特殊無線技術士（総務省令で定めるものに限る。）の資格を有する者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に七年以上従事した経験又は第二十四條の二第四項第一号に規定する知識経験を有する者として無線設備等の点検の業務に三年以上従事した経験を有すること。

四 外国の政府機関が発行する第二号に掲げる資格に相当する資格を有する者であることの証明書を有する者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に五年以上従事した経験を有すること。

五 学校教育法による大学に相当する外国の学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有すること。

別表第五（第七十一條の三の二関係）

一 学校教育法による大学（短期大学を除く。第四号において同じ。）若しくは旧大学令による大学において無線通信に関する科目を修めて卒業した者又は第一級陸上無線技術士の資格を有する者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に五年以上従事した経験を有すること。

二 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令による専門学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）又は第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士若しくは第二級陸上無線技術士の資格を有する者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有すること。

三 外国の政府機関が発行する前号に掲げる資格に相当する資格を有する者であることの証明書を有する者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有すること。

四 学校教育法による大学に相当する外国の学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有すること。

五 学校教育法による短期大学又は高等専門学校に相当する外国の学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有すること。

別表第六（第百三條の二関係）

無線局の区分

一 移動無線局

二 航空機局又は船舶局

三 移四百七

円 四百

金額

[illegible]

るもの電波を受信すること （六の項を使用により一定の時 及び八するも間当該周波数の の項に電波を放射しな第三地域の一 掲げる電波を発射しないことを確保す区域内にあ六百 無線局の機能をも有するものるもの	設置場所が九千 第四地域の円 区域内にあ るもの	その他のもの 空中線電力三千 が〇・〇一 ワット以下 のもの	空中線電力二万 が〇・〇一二千 ワットを超え るもの	三千六 百メガ ヘルツ を越えるものを 六千メ ガヘル ツ以下 の周波 数の電 波を使 用する もの	六千メガヘルツを超える周波数の電 波を使用するもの	三 人 工 衛 星 局（ハ の項に 掲げる 無線局 を除く） の電波 を使用 するもの
るもの電波を受信すること （六の項を使用により一定の時 及び八するも間当該周波数の の項に電波を放射しな第三地域の一 掲げる電波を発射しないことを確保す区域内にあ六百 無線局の機能をも有するものるもの	設置場所が九千 第四地域の円 区域内にあ るもの	その他のもの 空中線電力三千 が〇・〇一 ワット以下 のもの	空中線電力二万 が〇・〇一二千 ワットを超え るもの	三千六 百メガ ヘルツ を越えるものを 六千メ ガヘル ツ以下 の周波 数の電 波を使 用する もの	六千メガヘルツを超える周波数の電 波を使用するもの	三 人 工 衛 星 局（ハ の項に 掲げる 無線局 を除く） の電波 を使用 するもの

[illegible]

使用するもの	が三メガ区域内にあるもの	設置場所が第二地域にあるもの	設置場所が第三地域にあるもの	設置場所が第一地域にあるもの	設置場所が第二地域にあるもの	設置場所が第三地域にあるもの	設置場所が第一地域にあるもの	三メガ業務のヘルツ用にも供するもの	その他 のもの	波数の幅
三百六十	三百	九万	八千七百	五万一千二百	二十五万八千	三十万五千	四万五千	六万		

が三メガヘルツを 超え三十 メガヘル ツ以下の もの	設置場所が第三地域の三十万区内にあるもの	設置場所が第三地域の九十万区内にあるもの	設置場所が第四地域の四十万区内にあるもの	使用する電波の周波数の幅が三十メガヘルツを超え三百メガヘルツ以下のもの	設置場所が第一地域の千九百七十一万四千円	設置場所が第二地域の九十八万八千八百円	設置場所が第三地域の二百三十万区内にあるもの	設置場所が第四地域の四百三十万区内にあるもの
--	----------------------	----------------------	----------------------	-------------------------------------	----------------------	---------------------	------------------------	------------------------

備考	使用する設置場所が五億電波の周第一地域の四波数の幅区域内にあるもの									
	設置場所が二億第二地域の七千区域内にあるもの									
	設置場所が五千第三地域の四百区域内にあるもの									
備考	設置場所が千八第四地域の百二区域内にあるもの									
	設置場所が千七第四地域の百二区域内にあるもの									
	設置場所が千七第四地域の百二区域内にあるもの									
備考	六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの									
	波を使用するもの									
	波を使用するもの									
備考	この表において「設置場所」とは、無線局の無線設備の設置場所をいう。									
	この表において「第一地域」とは、東京都の区域（第四地域を除く。）をいう。									
	この表において「第二地域」とは、大阪府及び神奈川県（第四地域を除く。）をいう。									
備考	この表において「第三地域」とは、北海道及び京都府並びに神奈川県以外の県の区域（第四地域を除く。）をいう。									
	この表において「第四地域」とは、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第									
	この表において「第四地域」とは、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第									

十二一の項、二の項及び四の項から六の項までに掲げる無線局のうち広域使用電波を使用する広域開設無線局であるものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、一の項に掲げる無線局にあつては三百円、二の項に掲げる無線局にあつては二百円、四の項から六の項までに掲げる無線局にあつては四百円とする。

十三 特定の無線局区分の無線局又は高周波利用設備からの混信その他の妨害について許容す

十六	自然的經濟的諸條件を考慮して七の項に掲げる区域を總務省令で定める二の区域に分割した場合におけるそれぞれの区域	〇・〇八一八	
備考	別表第六備考第五号に規定する第四地域及び電波の利用の程度が同号に規定する第四地域と同等であると認められる区域として総務省令で定めるものに開設される広域開設無線局の下みに使用させる広域使用電波に係るこの表の下欄に掲げる係数は、同欄に掲げる数値の十分の一に相当する数値とする。		
別表第八（第百三条の二關係）			
広域使用電波の区分		金額	
別表第六電氣通信三千六百二十五千二百の一項業務を行メガヘルツ千二百又は二のことをツ以下のを超え二千十一万項に掲げ目的とす周波数の無線局の無線局ものに係る広に係るも域使用電波の	三千六百二十五	一億三	
	二千二百	十億三	
	を超過二	千二百	
	は二百二	百九十	
	メガヘルツ	以下又	
	ガヘルツ以下の周波数のもの	二千五百四	
その他のもの	二千五百四	一億三	
	十五メガヘ	千二百	
	ルツを超え	十一万	
	二千六百五	千百円	
	十五メガヘルツ以下の周波数のも	の	
	その他のもの	三千二	
三千六百メガヘルツを超える周波数のも	百八十	千円	
	五万七	千円	
	千円	七百七十	
	千六百	円	
	その他のも	一億三	
	千二百	千二百	

